

第7回日野町議会定例会会議録

令和2年12月14日(第3日)

開会 9時01分

散会 19時04分

1. 出席議員(13名)

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	津 田 誠 司
教 育 長	今 宿 綾 子	総務政策主監	安 田 尚 司
教 育 次 長	望 主 昭 久	総 務 課 長	藤 澤 隆
企画振興課長	正 木 博 之	税 務 課 長	山 口 明 一
住 民 課 長	澤 村 栄 治	福祉保健課長	池 内 潔
子ども支援課長	宇 田 達 夫	長寿福祉課長	吉 澤 利 夫
農 林 課 長	寺 嶋 孝 平	商工観光課長	福 本 修 一
建設計画課長	高 井 晴一郎	上下水道課長	柴 田 和 英
生涯学習課長	吉 澤 増 穂	会 計 管 理 者	山 田 敏 之
住 民 課 参 事	奥 野 彰 久	福祉保健課参事	福 田 文 彦
生涯学習課参事	岡 井 健 司		

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	山 添 昭 男	総務課主任	角 浩 之
--------	---------	-------	-------

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

2 番	山本	秀喜君
1 1 番	齋藤	光弘君
9 番	谷	成隆君
1 0 番	中西	佳子君
1 3 番	池元	法子君
1 番	野矢	貴之君
6 番	後藤	勇樹君
4 番	加藤	和幸君

会議の概要

－開会 9時01分－

議長（杉浦和人君） おはようございます。皆さん、ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。11日に引き続きまして、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） おはようございます。私のほうから、分割で4点の質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が心配される中、医療・介護・福祉・保育に係る従事者の方々には、衛生対策に大きな心遣いをいただき、ご負担、ご苦勞、多いことかと思っております。コロナ対策においても、スピーディーに進めなければならない大切な時期でもあります。そのような中、住民の皆さんからお声も多く、今回も多く質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

まず、1点目は、新型コロナウイルス感染症対策、医療診療機関の対応と発熱外来対応ハウスの運用についてでございます。

新型コロナウイルス感染症は、現在、第3波が押し寄せてきていると言われ、日野町においても感染者が増えてきている状況にあります。このような中、先日、北九州市の感染拡大防止の取組状況のニュースが流れており、当該市では新型コロナウイルスの検査数を増やして、早期に抑え込むことによって防いでいるとの報道でした。

滋賀県では、11月1日の新聞折り込みに、発熱など風邪のような症状があり医療機関を受診する際のお願として、受診前にまず電話でご相談をとしたチラシが配布され、先日、私の町内でも同様のチラシが組回覧で回ってきました。従来は帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、検査医療機関を紹介してもらい受診するとして流れから大きく転換し、検査数、抗原検査、PCR検査も増やしているようです。この転換に対して、医療診療機関に大きな負担になっていないか心配しているところで、町ではどのような体制を構築されているのか。

また私は9月議会において、保健センター北側に設置された発熱外来対応ハウス

の稼働はいつになるのかを質問しており、日野町医師会と連携を密にし、早期に運用を始めることが求められているところです。

そこで、今回、検査体制を重要なポイントとして、以下の項目についてお聞きします。

1点目、日野町で新型コロナの疑いがある人を診察できる、または検査、検体採取できる医療機関があるのか。また、その機関は公表できるのか。

2つ目、医療診療機関に大きな負担を強いられないか。また、支援体制は十分なのか。

3つ目、医師の診断により新型コロナの検査を受ける場合、検査費用は保険適用となっているのか。

4つ目、新型コロナに不安がある場合や、高齢者の方や乳幼児と接する前に検査をしたいなどといった自己都合の場合に、検査できる医療機関はあるのか。その機関は公表できるのか。

5つ目、町が設置した発熱外来対応ハウスは、どのような方法でいつから使用していく予定なのか。

以上、質問とします。

議長（杉浦和人君） 2番、山本秀喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） 皆様、おはようございます。それでは、答弁をさせていただきますと思います。

新型コロナウイルス感染症に係る診療や検査などについてご質問をいただきました。

まず、日野町で新型コロナウイルス感染症の診療および検査ができる医療機関があるのか、公表できるのかとのご質問でございますが、診療または診療と検査の両方をしていただける医療機関を診療・検査医療機関として県が指定されますが、公表はされておりません。なお、組回覧、広報ひの12月号でお知らせさせていただきましたように、滋賀県では、11月1日からかかりつけ医などの身近な医療機関で診療していただき、必要に応じて検査を受けられる新たな体制を整備されたところでございます。

次に、医療機関が大きな負担を強いられないか、支援体制は十分かとのご質問についてでございますが、発熱等の症状のある方は、まずはかかりつけ医や身近な医療機関で相談・診療をしていただくこととなったため、町内の各医療機関では、季節性インフルエンザの流行期も控え、医療従事者への感染防止や院内での感染拡大防止等に係る負担はさらに大きくなっているものと思われま。一方、支援体制についてですが、診療・検査医療機関に対しては、安全に診療や検査が行えるよう、県よりゾーニング等に必要な施設整備への補助が行われるとともに、必要な個人防

護具、例えばサージカルマスク、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋等でございますが、これらの配布が行われることとなっております。

次に、医師の診断による検査費用は保険適用かとのご質問についてですが、議員ご質問のとおり、医師が必要と判断した検査については保険適用検査となり、自己負担は生じません。なお診療にかかる自己負担は必要となります。

次に、自費診療による検査についてですが、ビジネス目的の海外渡航や就労、出張、旅行先および取引先により、新型コロナウイルスに感染していないことの証明、いわゆる陰性証明というものですが、それらが必要な方に対し、自費診療による検査を実施されている医療機関が、東近江圏域で1か所あると伺っております。診療行為ではなく営業に関わるものであるため、行政からの案内等は行われておりません。

次に、発熱外来対応ユニットについてですが、多くの発熱等患者が発生した場合、自院での診療を続けることによって、医療従事者の感染や診療所内での感染が生じ、場合によっては診療所の一時閉鎖などのリスクが高まる可能性があります。診療上の一時閉鎖は、住民の不安を高めるだけでなく、地域医療を継続する上でも可能な限り避けなければならないものと考えます。ついては、発熱等の症状のある方や新型コロナウイルス感染症を疑う方が地域で急増し、診療上での診療に支障が生じるおそれがあると判断された場合、町内の開業医のご協力を得て、発熱等の症状の方を発熱外来対応ユニット1か所で専門的に診療をいただくことにより、従事者等の感染防止や、個々の診療所の負担軽減を図り、このことが受診機会を確保することにつながると考え、設置をさせていただいたものでございます。発熱外来対応ユニットを使用しなくても済むよう、お一人お一人が感染防止対策を徹底していただきますようお願いするものでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問として、1点目の日野町内での診療や検査体制について、2点目の支援体制について、4点目の自費で負担する検査について、5点目の発熱外来対応ハウスの運営について、それぞれ4点の再質問をさせていただきます。

まず、1つ目、発熱などの症状が現れた場合に、まず身近な診療機関で電話し、診察していくと。必要に応じて検査をしていく体制が整ったと今、お答えしていただきました。現状、戸惑い、混乱なくスムーズな運用がされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

2つ目、町内診療機関において、県からの施設整備への補助、個人保護具の配布が進められていることを伺いました。この結果、負担がどの程度軽減されているのか、喜ばれているのか、医療・診療機関の声を聞いておられるなら、お聞かせ下さい。また、ハード面の支援はあっても、人への負担が減っていかないなど、苦痛に

よって離職者が出ていないか心配しているところでもございます。現状、その点、何か伺っておられるなら、お聞かせ願いたいと思います。

3つ目、自費で負担する検査についてですが、ビジネス目的による陰性証明が必要な方に対して、東近江圏域では1か所あると伺いました。私が質問しました、高齢者の方や乳幼児の方と接触する前に検査をしたいという検査機関はないのでしょうか。また、同じところでこのような検査もできるのでしょうか。また、万が一検査した機関で陽性反応が出た場合には、報告・連絡も含め、どう対応していくなどの仕組みが確立されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

4つ目の発熱外来対応ハウスの運用について、発熱等の症状がある方や、新型コロナウイルス感染者を疑う方が地域で急増し、診療に支障が生じるおそれがある場合において、使っていこうという返答でございました。そこで、地域で急増した場合がポイントとなるわけですが、ここでいう患者さんが急増するとは、どういった時点になれば発熱外来対応ハウスを開設していく状況になるのか、その点、どう決められているのか、お伺いしたいと思います。また、万が一開設しなければならぬ状況となった場合の診療体制は整えられているのか、お伺いします。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） おはようございます。よろしくお願いたします。

山本議員から再質問をいただきました。

まず、1つ目ですけれども、現状、戸惑い等、診療所がないのかというご質問でございます。現状、診療所さんに直接このことについてお伺いしたという経過はないんですけれども、お出会いする機会があったときには、診療所が戸惑っていると、従業員さんが戸惑われているというようなことについては、具体的にお伺いしているということではございません。

続きまして、診療所、かかりつけ医にまず相談するというところで、負担がどの程度減っているか、またその声を聞いているか、人の負担は減っていないので、その辺離職者のことについて聞いているかというご質問でございますけれども、このことにつきましても、実際に人の負担は確かに、人の充足がされているわけではなくて、あくまで物資の提供だけになってございますので、人への負担は減っていないかなというふうに思っています。また、おっしゃっていただきますように、まずかかりつけ医に電話でご相談ということになったために、今までから入っていただくときには、熱のある方については、まずお声いただくとかいう形で進めていただいているというところではございますが、今回かかりつけ医になったということになりまして、診療所さんではもう、診療時間をしっかり、例えば午前中の後ろ1時間だけが発熱の方に変えるとか、午後でも夜診でも終わりのほうにだけ発熱の方を固めるとかいうふうにして、通常の定期的受診の方を受付時間を早めると、発熱の方は

後にするという、しっかりそういった区分けをするような方法を取られているというお医者さんもありますし、従前から入口を分けて、しっかり入る部屋を分けていただいているお医者さんですとか、もう入口が1か所しかないというお医者さんにつきましては、駐車場で待機いただいて、そこへドクター、お医者さんのほうが診に行くというような体制を取られているというようなことで、それぞれの診療所において、今できる限りの工夫でご対応いただいているものというふうに考えているところでございます。

続きまして、自費に係る高齢者ないしは乳幼児の方に出会いに行くときに、自費の検査が対応できるのかということでございますけど、詳しく病院のところに聞いたわけではございませんけれども、自費診療ということですので、予約を取っていただいて空きがあれば検査をされるものというふうに考えているというところでございます。ただ、この検査で陽性が出た場合でございますが、あくまで検査で陽性が出るか、陽性と判断するのはドクター、お医者さんの判断でございますので、今、東近江圏内で1か所あるところは病院の施設でやっておられますので、この辺はドクターがしっかり判断をされた上で保健所等に届けられるものというふうに考えておりますが、実際、国のほうでは自費診療に係る仕組みがまだ構築されておられません。つきましては、12月10日ぐらいの県からの通知では、しっかりその辺、自費診療される検査機関については、しっかり利用者に対して、どういうことを検査機関は情報公開するのかということと、利用者についてもこういうことに注意をし、しっかり民間の検査所を選んで下さいというような通知を、厚生労働省のホームページで発するというような通知が最近届きました。確か10日だと思いますが、県から10日に届いたというところでございます。

それから、5番目の発熱外来対応ユニットの急増とはどういう状況かということでございます。先ほど申し上げさせていただきましたように、それぞれの診療機関では今、できる範囲でできる限りの対応を取っていただいているというところでございます。発熱外来が何人かというような想定はまだしておらないというところでございますけれども、それぞれの診療所でもこれ以上はやっぱり、引き受けると従来の患者さんとかにも、要するにドクターとしては、ドクターを介して次の患者さんにうつすということが一番心配されますので、それと、やっぱり医療機関の従事者の方にかかってしまうと、当然もう、病院自体を閉めてしまわなきゃならないということになりますので、そうなってくると、通常の定期で慢性の疾患で診療所に通っていただいている方が、どこかの診療所に行かんなんらんということになると、そこでまた一から診察をという、一定、お薬手帳とかあるかもしれませんけれども、例えば検査内容とかはその診療所にしかないものがございますから、やっぱり新しく行かれるということですのでごいご負担になるということもありますので、そこを避

けるためには、その基準でもって行って、日野町の医師会の先生方、開業医の先生方でご協議いただいて、診察対応ユニットを使おうというようなことをご判断いただけるものというふうに考えてございます。

ただ、仕組みといたしましては、従来考えていたものは11月1日までの仕組みで考えておったんですけれども、11月1日からまずかかりつけ医の判断になったということでございますので、そこでまずかかりつけ医のご判断でユニットを使いたいということがあれば、今、考えているのが、そこで診察ユニットの枠を取って、ここでどのドクターが使われるというようなことを、予約的な感じで使われるというようなことを今、考えておるところでございますが、まだ詳しくは、それぞれの開業医さんで集まっていただいて、ご協議等はまだ、そこまでは至っておりませんので、具体的にこれからどう、本当に使うということになれば、ご協議いただくものというふうに考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 今、回答いただきました中で、最後の発熱外来対応ユニットの活用について、再々質問をさせていただきます。

今の段階で、具体的に協議を、また最終、医師会さんとも詰めなければならないという状況ですので、昨日もニュースで放映されていましたが、コロナウイルスの核が都市部から範囲が広がってきている。だんだん、これはやっぱり地方に寄せてくるのではないかということを言われています。今日、朝、議長もそういうふうにおっしゃっていましたが、そのような危惧をされるわけなので、いつそのような状況が起こっても対応できるという体制を、やっぱりいち早く整える必要があるかと思えます。現状、医師会さんも大変な状況だとは思いますが、その持込み機器は何を持ってきて、行政からの対応は保健センターさん、職員を、予約の状況を把握するとか、そういうような対応を考えておられると思えますけれども、現時点で、先ほどもこれからやということですが、そういう人と器具の、装置の状況が分かれば教えて下さい。

福祉保健課参事（福田文彦君） 山本議員から再々質問をいただきました。発熱対応ユニットに係る医療器具等の準備等々についてご質問いただいたというところでございます。

発熱外来等につきまして、現状、机、ベッド、椅子等は準備をさせていただいてございますが、それ以外はドクターの、自分の持ち物がありますので、そういうものを持っていただくのかなというふうに考えてございます。ただ、そこで当然、処分されるガウンですとか手袋ですとか、ごみが生じますので、そこは発熱外来ユニットの中で処分されることになるのかなというふうには思っていますが、そういうような処分方法ですとかについても、まだ具体的にどういうものを実際に先生

が着てこられるのか、その場で着られるのかも、ちょっとまだなかなか、お話をさせていただけないというところでございます。

先生方につきましても、やはり今の診療所の空き時間を利用してでしか、なかなか対応していただくのは難しいのかなというふうに考えてございます。ただ、本来診療時間の空き時間は、従来ですと往診ですとかいうようなものに使われていたりしますので、なかなかその手配を、山本議員おっしゃるようになかなか、すぐにとというのは正直、難しいところかなとは思っているので、その辺、確かに都市部から地方へ来るというのはもう、コロナの流れで十分、第1波、第2波からそういう流れかなというふうには思っておるんですけれども、その辺も含めて、町の医療機関の先生方は常時声かけ等々をしていただいているというところでございますが、まず自分のところの診療所の体制がうまく回らないと、発熱対応外来でなかなか、ユニットでスケジュールを組んでやるというのは難しいのかな、体制を組んでやるというのは難しいのかなというふうに思いますので、その辺は従来の診療から往診等々、それぞれの診療所で行われていることの間を狙ってやるということになるかと思しますので、その辺も踏まえて、それぞれのドクターでは往診時間とか違いますので、その辺も含めてご協議をいただいているものというふうには考えてございますが、まだ、なかなか全てのドクターのご協力というわけにいかないのかなというふうに思っています。これも、なかなかお一人、お二人ではなかなか体制を組むのが難しゅうございますので、できるだけ多くの方の賛同をとというふうに考えていただいているのかなというふうに思うところでございます。また、予約等々につきましては、ドクターから保健センターのほうでお受けして枠を取ったほうが一元化できるのかなというふうには考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 分かりました。本当にこの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は収まりを見せず、厳しい年末に入ってきたなと思っています。

経済活動を動かすにも、人が安心して行動できるようにする。そのためには、今の検査体制の充実が強く望まれるのではと思っています。この点、県や国にも要望していただき、この質問を終わりにします。

続いて、2件目は、三方よし！近江日野田舎体験の今後の取り組みについて質問させていただきます。

令和2年に入り、突然猛威を振るわせた新型コロナウイルス感染症で、教育旅行による農村生活体験民泊、農泊は中止を余儀なくされ、以降、再開のめどは立っていないようです。豊かな自然と伝統ある歴史、文化のある日野町に、今まで県外からの修学旅行生など、延べ2万4,000人を上回る人を受け入れてきた大事業です。この事業により、受入れ家庭では元気をもらい、交流を通して人と人との心の

温かさを感じるよい機会でもありました。また受入れによる物品購入により、少なからず地域循環を果たしてきた事業でもありました。

この新型コロナウイルス感染症によりやむを得ないとはいえ、再開の見通しはどうかとの声も聞いています。農泊の今後の見通しと、一般社団法人近江日野交流ネットワークの取り組み状況をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 三方よし！近江日野田舎体験の今後の取り組みについてご質問をいただきました。

三方よし！近江日野田舎体験の取り組みにつきましては、地域の皆様のご理解により、これまで11年間で約3万2,000人もの子どもたちや外国の方々にお越しをいただきました。今年度は新型コロナウイルスの影響で、訪れる側、迎える側の安全安心が確保できない中で、民泊はお断りせざるを得ない状況でございます。現時点においても再開を見通せず、この状況はもうしばらく続くものと考えております。ワクチン等の普及、また地域の皆様のご理解がいただける状況になれば再開をして、日野町の自然や暮らしなどを通じた交流を進めていただきたいと考えております。

なお、受入れ主体である近江日野交流ネットワークにおいては、12月末までは感染拡大防止のための休業体制を取りながらも、並行して受入れ家庭とのつながり、また受入れ家庭同士のつながりを維持していくため、小規模な意見交換会や研修会等を開催されておられます。当面、民泊は無理でも、これまでの経験を生かした体験だけでも受入れができないか、検討を進められているところでございます。民泊については、今後の社会情勢等を見ながら対応していくべきものと考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは再質問させていただきます。

先ほど、12月末まで休業体制を取りながらも、近江日野交流ネットワークさんが受入れ家庭との意見交換会や研修会を開催していただいているという回答でしたので、令和3年、年明け以降の計画はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

また、当面は民泊は難しいとしても、これまでの経験を生かした体験だけでも、1日の体験になろうかと思えますけれども、日帰り体験になろうかと思えますけれども、検討を進めているということも伺いました。同じように民泊をされていた県内の機関や県外のほかの地域では、当町と同じような状況なのか、新たに工夫して何か事業を始めているのかという点、情報収集されているなら、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

また、民泊中止によって家計への収入は少し減るわけなんですけれども、そのような心配の声が寄せられているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

商工観光課長（福本修一君） ただいま山本議員より再質問を頂戴しました。

12月末までは休業体制を取っているが、令和3年、年明け以降の計画をどう考えているのかということについて、まず、お答えをさせていただきたいと思います。

これにつきましては、先ほど町長の答弁のほうで申し上げましたように、どういった形で今後、取組を再開していけるかということにつきましては、様々な可能性を探っていく必要があるかなというふうに思っております。現況の中で、農泊・民泊についてすぐ再開できるかといいますと、やはり学校さん、旅行会社さんのほうで不安を抱かざるを得ない状況ということから考えますと、日野町ではやはり、今までの経験を生かした、例えば半日の体験であるとかいったものだけでも、民間のホテルさんやと連携しながら、宿泊はホテルで、そして体験は日野町でというようなことも考えられるのかなというふうに思っております。

ただ、そういった経験、日野町では農泊等、分割した体験というのは経験ございませんので、そういった部分につきましては、まずはどういったものができる可能性があるのかということの洗い出し、そしてそれに向けた研修というところがまずは重要になってくるのかなというふうに思っております。日帰り体験につきましても、近江日野だけではなくて、やはり近隣市町も含めました連携と研修が必要になってくるというふうに考えております。

そして県内、県外の状況についてでございます。県内につきましては、現在、東近江市さん、そして甲賀市さんと連携をさせていただきながら取り組ませていただいております。数的には県下での農泊の件につきましては約7割方が日野町でということでございますので、そういった情報につきましても、今後どうしていくかということについても情報共有に努めているというところでございます。やはり連携して、大きな学校を受けていることもございますので、そういったことについては連携して判断をしていくということになるかというふうに考えております。

県外につきましては、全国的に聞いていますと、なかなかすぐに再開というのは難しいやろなというところの中で、体験と宿泊を切り離した形で受入れをしていきたいということで、4月以降に向けて取組を開始されている状況、団体さんが多いのかなというふうに考えております。また、農泊も含めまして学校さんの対応、そして地域での担い手というのは高齢の方が非常に多うございますので、そういった方々の安全性をどう守るかという観点から、慎重な判断が求められるのかなというところで、皆さん迷われているというのが現状かなと思っております。

工夫した事業の取組につきましては、修学旅行につきましても取りやめ、もしくは近隣府県での修学旅行というのが全国的に一般的になってきたのがこの間の状況でございます。そういった中で、県内の学校さんの受入れに向けて、体験だけでも受け入れようということで、されているところもございます。ただ宿泊につきまし

ではやはり別というような状況が多いのかなと伺っています。

そして家計の収入でございます。近江日野田舎体験の場合、多い方は100万円を超すような方も、体験料の委託費としてお支払いさせていただいている方もおいでになりますが、日野町の中で今現在のところ、そのことですぐに、なかなか困ったなという状況を伺っているのは、数件はございます。非常に困っているというところではなくて、収入がちょっとプラスアルファであった部分がないのは、ちょっと残念やなというところはお聞きはしますが、それによって大きく影響を受けているという、非常に困っているというようなところまでは伺っていないのが今の状況でございます。

今後も全体的な状況を見ながら、慎重に判断しながら、そして近隣の市町さんとも連携させていただきながら、よい形で受入れが進めていけるように、取組を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 今の状況では致し方ないというふうに思いますので、私の家庭もこの農村生活田舎体験で多くの生徒さんを受け入れさせていただき、元気をもらい、交流することによって心が通い合い、よい生活環境だったかなと思っています。ほかの地域との情報や連携も進めていただき、またコロナ禍の新しい生活様式も取り入れた、できることを考え始めていくことが大切かと思っておりますので、その点、どうかよろしく願いしたいと思っております。

続いて3件目に移ります。中野城趾、音羽城趾の城跡整備と、日野町にいくつもある城趾保存と活用についての質問です。

日野町には、戦国時代に蒲生氏や小倉氏によって築いてこられた中野城趾や音羽城趾をはじめ、鎌掛城趾や佐久良城趾、鳥居平城趾など、貴重な城跡が多数残っています。現在は、滋賀県での観光キャンペーン、戦国ワンダーランド滋賀・びわ湖も繰り広げられており、コロナ禍ではありますが、ちょっとした古城ブームになっていて、訪れる観光客も増えています。また、地元西大路では10月4日に有志が集まり、第2回目の中野城趾の保存・整備を考える集いを開催しました。さらには蒲生氏郷公顕彰会の一員として、中野城趾、音羽城趾の清掃活動にも参加させていただきました。

このようにして、両城趾を隅々まで見ることにより、保存・整備の必要性を改めて痛感することになり、城跡の安全対策に加えて、住民の皆さんの憩いの広場になればよりよいのではと強く考えるようになりました。現時点での町の考え、支援についてお伺いをします。

さらに、この秋には、近江日野商人ふるさと館において、日野の城番外編として、いくつもの城跡の紹介企画展が開催され、実際に城跡を見る見学会も開催されまし

た。このようにして日野の歴史を知る学習を進めていく必要もあり、それぞれの地元も城跡を残していく重要性を感じていったこととっております。これらの地域との連携を深めた取組と、さらなる活用、支援も必要ではないでしょうか。町の考えをお聞きします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 城跡の保存と活用などについてご質問をいただきました。

町内には多くの城跡があり、特に中野城趾、音羽城趾は蒲生氏ゆかりの城跡であり、長い歴史の中で地域の憩いの場、安らぎの場となり、地域の方々の熱い思いの中で保全活動等に取り組んでいただいていることは大変ありがたいことだと思っております。昨今の古城ブーム、また映画のロケ地にもなったこともあり、訪れる方も以前とは増えていると認識をしております。これからも地域の方々が安心して憩うことができる場であるよう、地域の方々と連携をさせていただきたいと考えております。その中で、町としても取り組めることや、必要な支援策についても議論をさせていただければと考えております。

城跡を使用活用した地域との連携につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 皆様、おはようございます。ただいま山本議員より、地域との連携についてご質問いただきました。

日野町内には、中野城、音羽城趾をはじめ、15もの中世の城跡が現存をしております。いずれも町の大切な文化財でありまして、教育委員会では、それらの企画展や見学会の開催を通じまして城跡の紹介に努めているところでございます。今後も地域の皆さんや愛好家の皆さんと連携をしまして、またお力もお借りし、城跡の保存活用を図っていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは、再質問いたします。まず、中野城趾に関しまして、去る11月19日に日野の魅力を再認識するデザインの在り方として、トム・ヴィンセントさんと紫牟田さんが、そして役場の方が中野城趾にお見えになりました。そのときには、蒲生氏郷発祥の場所である、貴重な場所であるということをもっと生かして活用すれば、もう少し整備を進めて城跡から日野川ダムを見る光景がもっとよくなれば、もっとよい場所になるよということを、コメントもいただきました。まだまだ難しい課題が山積みしていますが、一歩ずつ前に前進したいと思っております。その翌日、11月20日には、堀江町長にお会いされたという伺いました。堀江町長、意見交換されてどう感じられたのか、お聞かせ下さい。

音羽城趾については、ちょうど昨日、近江日野商人ふるさと館主催による探訪音

羽城跡が開催され、町内外から二十数名の方が来てくださっていました。私も地元でありながら知らないことが多く、当時の歴史を学び、様々な知恵と工夫によりお城を建てられていったことを知るよい機会になりました。堀江町長もお見えになり、感銘されておられました。

実は、この音羽城跡探訪で新たな発見をしたと専門員の方が話されていました。それは、住民の皆さんや顕彰会の皆さんほかの周辺の草刈りによって、新たな城跡が見つかったということです。人の労力があって音羽城跡の魅力が再発見されたということになります。

このように、労力で今の景観が維持され、さらに魅力が広がることは大変よいことだと思いますが、人でできる限界もあると思います。音羽城跡は町の管理物件でもあります。大手道の丸太でつくられている階段も腐食が厳しい状態であり、地元の方からも、ほかの案件も含め整備の要望も出していると伺いました。町で何らかの修繕計画があるならば教えて下さい。

教育長からご回答いただきました、幾つもの城跡の活用の連携については、今も言いましたように、昨日、1回目で音羽城跡で実施され、次年度も展開を継続していくと担当課長が言われていましたので、きっちりと確認することができました。それぞれの地域との連携も大切なことですので、一度、それらの地域が集まって懇談会を持つのもよいかと考えますが、その点いかがでしょうか。お考えを聞かせて下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ありがとうございます。ただいまは、11月19日にトム・ヴィンセントさんと紫牟田さんが現地、中野城を視察をされまして、その後、翌日、町長室にもお見えいただいたところでございます。その感想はどうかということだと思いますが、トム・ヴィンセントさん、皆さんもご存じかと思います。トム・ヴィンセントさん、ご友人でもおられました紫牟田さん、この方は美術手帖という非常に有名な雑誌の副編集長ですか、もされた方で、デザインとか非常にたけた女性の方でおられます。その方と、企画振興課での事業の1つでありますけれども、ブランディングを進めていくということは今年度やらせていただいております。その中で、鎌掛小学校と、そして中野城を何かいい形でPRしてできないかということ今年度、調査を進めさせていただいている一貫で、このようなことがあったと理解しております。その中でトムさんや、また紫牟田さんからも、やはり非常に価値のある場所でありまして、地域の皆様も非常に協力的で整備もいただいているというお話も聞いております。

先ほど山本議員さんからおっしゃっていただいたような、そこからダムを眺められたりということもそうですし、あと、おっしゃっておられて印象に残ったのは、

周辺の住民さんももちろんですけれども、周辺の工場で企業さんもおられますし、また大きな企業さんの寮といいますか、そういったものも周辺にあります。やはり、そういった方々もいい形で巻き込んで、地域全体を盛り上げることがすごくいいんじゃないかというお話もいただきまして、私たちが思ってもみないいろいろな観点からお話しいただいて、非常に有益でございました。

私自身も中野城、そして昨日は音羽城のほうにも寄せていただきまして、地域の皆さんが維持していただいているわけでございます。ただ、そこがやはり、地域の皆様にもお力添えをいただいている限りは、町としましても、勝手にやっておいてやみたいな形には絶対にあかんと思っています。やはり大きな資源ですし、そして、そこに多くの方々が魅力というものを感じて来られることが地域の皆様の張り合いに、これやったら整備しようと、やっていてやりがいがあるなど思っていたけるようにしていくべきだと思っておりますので、今後とも地域の皆様、また山本議員さんにもお力添えをいただきながら、どういった形がいいのか、盛り上げていくのかどういった形がいいのか、議論をしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 音羽城趾の大手道等の階段が大分傷んであるけど、そういったところについてどう考えているんやというところの再質問を頂戴したところでございます。

音羽城趾につきましては、昭和50年代半ばぐらいからであったというふうに思いますが、音羽山鎌掛谷生活環境保全林として一帯が整備されてございます。そういう中で階段工も整備され、そして植栽などもされてきたところでございます。私も何回か、音羽城趾も当然、現地のほう、ずっと歩かせていただいておりますが、やはり40年ぐらいたってきていますと階段も腐食して、ところどころでは一部なくなってしまっているようなところもございます。地方創生の取組の中で、戦国をテーマとした取組を現在、町のほうも進めているところでございます。そういった中で、今年度では一部、階段工については取組を始めたなというふうに考えておりますし、次年度にこの事業が継続していけるといいなというふうに考えて、今現在、検討を進めているというところでございます。

地域の方々と一緒に、地域の方々も何とか自分たちの地域の宝をしっかりと魅力あるものにしていこうとご努力をいただいておりますので、しっかりと連携させていただきながら、なかなか予算的なこともございますので十分ではないかもわかりませんが、議論を進めていながら、取組を少しでも進められるようにしていきたいと考えておりますので、引き続きましてご協力いただけたらというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま山本議員より再質問を頂戴いたしました。城跡の活用と町内にある城のネットワークなどのことについてのご質問だというふうに考えてございます。

ご指摘のように、町内にはしっかりとした記録が残っております城跡が15ございます。こういったものにつきまして、昨年度、城人の城めぐりという形で講演会を開催させていただきまして、多くの方にお話を聞いていただいたというところでございます。この中の参加者の方からのご意見といたしまして、町内の城跡を実際に巡る場をつくってもらえないかといったご意見もございまして、今回、初めてでございますが、探訪音羽城跡という形で城を巡っていただく機会を昨日設けさせていただきまして、町内外から二十数名の方にご参加をいただいたというところでございます。大変、12月の寒い日でしたが、たくさんの方にご参加いただいて、大変喜んでいるところでございます。

また、県内では戦国ワンダーランドという形で、こういった時代を巡るといふことの盛り上がりも出ているところでございまして、歴史の愛好家の方々からは、大変友好的に見ていただいているんじゃないかなというふうなことも感じているところでございます。

先ほど教育長の答弁もさせていただきましたように、今後も教育委員会のほうではこういった企画展や見学会などを通じまして、愛好家の皆様など、それから地域の皆様と城跡の保存活用を図っていくということを考えているところでございます。

いろいろな、先ほどございました鎌掛ですとか、あとは、それから中野城趾などにつきまして、地域の皆様が、その保存と憩いの場という形での史跡の保存などを、草刈りなどもしていただいているという状況でございますので、こういった方々と一緒に懇談の場ということもご指摘いただきましたので、今後の、こういった形ができるのかということの中でも考えさせていただきまして、よいご提言だという形で、研究のほうを進めさせていただきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 今の回答の中で、大切な資源だとか地域の宝やということ、すごい趣を感じましたので、何度も言いますけれども、日野町にはたくさんのいいものが残っておりますので、十分に生かしていきたいと考えております。

しかしながら、私もそうですけれども、生まれ育ったこの日野町のことをあまり知らない、魅力を知らないという、非常に残念なことだと非常に反省している次第でございます。それぞれ環境整備を進めながら、イベントや小さい頃からの学習会というものもあれば、もっと私もという気がしてなりません。みんなが日野の魅力

を発信できればよいな、そうすれば定住移住にもつながるという思いをしました。どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後、4点目になります。滋賀県が取り組む、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取り組みについて、日野町についてはどうなのかという質問をさせていただきます。

令和2年年初に滋賀県は、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指し、県民、事業者等、様々な主体と連携して取り組む「“しがCO₂ネットゼロ”ムーヴメント」キックオフ宣言をしています。この宣言に対しての日野町内の賛同者は、10月31日現在、企業1社、個人1名、公表を希望するにとどまっているのが現状です。環境先進県を標榜し、SDGs未来都市として持続可能な滋賀の実現に取り組んでいる滋賀県を、地方の自治体として取り組むとともに、全面的に支援していくことが求められると思ひます。また、政府においても10月26日に、2050年までに温室効果ガス実質ゼロを表明し、後押しする形で、環境・経済産業両省も、2022年度以降にプラスチックごみのリサイクル強化策として、プラスチックごみの削減や一括回収、再資源化に取り組んでいくことが報道されていました。

このプラスチックごみの一括回収は、既に甲賀市や湖南市で先進的に実施されており、評価したいものです。このように滋賀県、政府、甲賀市、湖南市の動きに対して、日野町はどのように取り組んできたのか、また今後取り組んでいく方針や計画について、以下のとおりお伺ひします。

1点目、日野町における二酸化炭素排出量を削減する取り組みの現状は。またその実績量は。

2つ目、滋賀県が打ち出した2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするに対して、町としての中長期的な計画はあるのか。また日野町内企業や個人に対して、どのように推進しているのか。

3つ目、現状、家庭から出るプラスチックごみの分別回収ができていない要因は何だと考えているのか。

4つ目、プラスチックごみ一括回収を自治体に促していくと言われているが、甲賀市、湖南市のように、分別回収に取り組む考えはないのか。

5つ目、町で先進的に電気自動車を導入する考えはないのか。

以上、質問とします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 滋賀県が取り組む、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする取り組みについてのご質問をいただきました。

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れております。このような状況において、滋賀県では2050年に二酸化炭素排出

量を実質ゼロにすることを目指して取り組むことを宣言されました。

日野町における二酸化炭素の排出量を削減する行政としての取り組みとしましては、公共施設に太陽光発電を設置し、消費電力の削減を図ることで、二酸化炭素の排出抑制に努めております。令和元年度の年間実績は、役場庁舎での発電量が1万7,387キロワットアワーで、二酸化炭素削減量が8トン、電気使用量の4.6パーセントに当たります。日野中学校の発電量は4,680キロワットアワーで、二酸化炭素削減量が2トン、電気使用量の1.7パーセント、必佐小学校の発電量は1万4,411キロワットアワーで、二酸化炭素削減量が7トン、電気使用量の10.5パーセント、図書館の発電量1万4,343キロワットアワーで、二酸化炭素削減量が7トン、電気使用量の10.6パーセントとなっております。なお、二酸化炭素削減量は定まった排出係数に基づき計算をしております。

次に、2点目として、町として二酸化炭素の排出量に対しての中長期的な計画や企業、個人に対しての推進についてですが、総合計画に基づき、再生可能なエネルギーの利用、温室効果ガス、二酸化炭素の削減に取り組んでいるところですが、中長期的な個別の計画はございません。推進の方法につきましては、二酸化炭素排出の削減の取組が地球温暖化防止につながることにについて、住民意識を高めるため、日野町の広報による周知や窓口での資料の配布、日野町ホームページにより啓発をしております。また、事業所や各種団体で構成しています日野町エコライフ推進協議会と連携して、温暖化防止の啓発等の取り組みを進めております。

次に、3点目、4点目の家庭から出るプラスチックごみについてですが、プラスチックごみによる海洋汚染は地球規模で広がっており、プラスチックごみを減らすことが重要な課題となっております。日野町では、プラスチックは燃えるごみとして回収し、中部清掃組合で焼却処理し、その際に生じる熱エネルギーを消費電力として回収利用をしております。プラスチックごみを分別回収することについては、処理コストや収集日の調整、住民のご理解と再生利用の方法などの課題があり、国等の進めるプラスチックごみ対策の動向を注視しながら、中部清掃組合をはじめ構成市町と連携を図り研究をしまいたいと考えます。

次に、5点目の電気自動車の導入についての考え方ですが、2050年までの政府目標や、その実現に向けた脱ガソリンの動きを踏まえ、環境負荷の低減に向けた取り組みの1つとして検討をしまいたします。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 再質問として2点。全般を通して、環境問題に取り組む考え方として1点と、太陽光発電、公共施設で設置され推進されているということがありましたので、太陽光発電の設置拡大を検討されているのかという2点について、質問をしていきます。

環境の問題は地球規模の温暖化に影響するもので、持続可能な社会を形成するために避けて通ることのできない課題でもあります。自治体においても、今までと同じやり方、過去の継続では、地球温暖化の改善はできないことは承知のとおりだと思っています。2万人の日野町だからできることも多くあると思います。コストもちろん考えなければならないと思っています。今、叫ばれているこの時代だからこそ、考え直すよい時期ではなかろうかと捉えています、その点どうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

今の考え方のことと太陽光発電の設置拡大の2点について再質問をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ただいま山本議員から2点ご質問をいただいています。

1つには、今の時点での日野町の考え方ということでご質問をいただいています。現代の社会は大量生産、大量廃棄の社会構造になっておりまして、ごみ対策は必要なだけの消費量を必要な範囲で使用する、廃棄物を極力出さないことが大切だと考えております。その考えを基に、また資源の有効活用としては分別による回収があると考えます。また、日野町がやっております焼却によるエネルギーの資源化という方法もございます。

議員のほうからおっしゃっていただいています甲賀市や湖南市のほうでは、プラスチックごみを分別回収という形で再利用され、固形燃料として製品化されているところです。日野町の場合は、先ほども申しましたとおり、熱エネルギーを消費電力として売電するという形です。どちらも廃棄物を熱エネルギーとして再利用しているということになります。分別にあたっては、分別の処理の過程では、収集の調整や多額のコストがかかります。調整面では、プラスチックごみの1日当たりのごみ量の把握や、ほかのごみの収集状況の影響や、その関係で回収日の設定の調整が必要になります。また委託している収集業者の回収日の調整や中部清掃組合との搬入調整、またコスト面では新たな改修費用や処分費用、専用のごみ袋なども必要になってきます。それぞれに再利用の方法は様々にあるわけですが、多額の費用が要ったり、再生産には二酸化炭素の排出量も出ます。

このことから、現在の町の廃棄物の収集状況を把握し、住民の皆様のご理解が得られる方法を考えて、どの方法がよいのか見極めて適切な選択が必要になると考えます。ごみの処理にあたっては、中部清掃組合を組織しており、構成市町の協議を行いながら研究してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

2点目の、発電、公共施設での利用の方法の今後ということですが、こちらにつきましては、総務課のほうからご回答をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（藤澤 隆君） 山本議員より、公共施設における太陽光発電の設置拡大に向けてのご質問でございます。

これまで公共施設に設置しております太陽光につきましては、環境省の基金を活用いたしまして、ほとんど自己負担なしの施工で対応してきたというところがございます。今後そういった計画的な導入につきましては、今のところ導入計画は持ち合わせてはおりませんが、環境分野というよりも、例えば防災で公民館を指定避難所等に設置させていただいているんですけれども、停電対策といった分野で、何か太陽光なども活用できないかなどといった部分では、検討はさせていただいているというところがございます。ただ財政的な部分もございまして、建物の修繕等のタイミングなど含めまして、総合的に判断していかなあかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） 今も東近江圏域で連携とか、横並びの連携の話をよく聞くんですけども、一歩先に進む、先の提案を日野町から行ってみるということも必要ではなかろうかと思えます。これもやっぱり日野町の魅力につながって、住民の方からは定住、ほかの地域からの移住も含めて、つながっていくというふうに思えますので、先進的な考え方になって、早くから取り組まれることをお願いしまして、この質問を終わりにしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 次に、11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 通告書に基づきまして、3項目について質問させていただきます。

はじめに、副町長の任命について一問一答で質問いたします。津田副町長が就任され、2か月が経過し、初めての定例会となります。議会本会議場で津田副町長の基本姿勢などについて紹介する意味もあり、質問いたします。

日野町では、現職の県職員（議会提案のときには県職員）の方が、県からの派遣のような形で副町長に就任にすることは初めてのことです。町民の間で、「日野町とこれまで直接縁のない守山市の人がなぜ副町長なのか」、「短期間で県に戻る腰かけにならないか」という声を聞きます。現職の県職員が滋賀県内で副町長、副市長に就任することは特別のことではありません。県は首長から要請されれば、通常、県職員を派遣しています。津田副町長も知事もしくは副知事など県幹部から打診を受け、了承し、日野町議会の承認により就任されたものと思っています。

副町長は県職員として勤務されてきておられますので、行政実務には慣れておられると思います。しかし県と市町村は対等というものの、予算規模も行政権限も県のほうが大きく、町のナンバー2の副町長が県職員出身であることは、県の方針に町は意見できなくなる可能性が危惧され、地方自治の本旨からは問題があると思

ます。

そこでまず、副町長にお尋ねをいたします。町政に臨む副町長としての基本的な姿勢をお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 11番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。副町長。

副町長（津田誠司君） ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

私、日野町の副町長に就任いたしまして約2か月半が経過しようとしております。この間、日野町におきまして様々な方々とお出会いをし、町内のいろいろな場所も行かせていただき、町のすばらしい自然、歴史、文化といったものに触れさせていただいたとともに、町を守り、よくしていこうという町民の皆さんの熱い思いにも触れさせていただいて、日々、この日野町、すばらしいところだなあと感銘を受けておりまして、ここで働けることを大変光栄に感じているところでございます。

こういったことも踏まえまして、私といたしましては、就任式等でも申し上げているところでございますけれども、明るく楽しく前向きにということをもットーにいたしまして、日野町の将来に向けて全身全霊で働かせていただくことを改めて申し上げたいと思いますので、議会の皆様にもどうかよろしくお願いしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 副町長としての思いを述べていただきました。ご活躍を期待しています。

副町長として日野町に来られたということは、日野町の課題について十分に勉強され、理解もされているものと思います。町と県の方針が違うことは、これまでも市町村合併、同和行政をはじめ町への補助金の削減や、現在進められています国民健康保険制度の統一など、当然あります。こうした具体的な課題について、副町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） ただいまご質問いただきました、町と県との方針が違う場合ということになるんですけども、当然、私、現在、日野町からお給料もいただいて、日野町のために働くと、今、申し上げたところでございますので、日野町を中心に考えたときに、どちらが日野町民の皆さんにとってふさわしいかという視点でもって100パーセント考えたいと思っておりますので、そこは今後ともぶれることなく、取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） そういう形でお願いしたいと思っております。県と市町は対等の立場であり、それぞれ住民福祉の向上のために努力する役割があります。しかし、それ

ぞれの事情によって方針や考え方が異なる場合も、生じることはあり得ます。お互いに真摯な議論と協議を行うことが大切であり、県職員出身の副町長であったとしても、日野町民の立場、利益に立った対応を取られるよう要請をしておきます。

次に、副町長の任期については、地方自治法163条で4年と定まっています。津田副町長は県を9月末で退職されていますが、任期を終えれば県職員に復帰されると思いますが、間違いありませんか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） ただいまご質問にありましたとおり、私は一旦、滋賀県のほうを9月末付で退職いたしまして、10月1日からこちらの副町長ということで、就任させていただいたところでございます。これまでの県内各市町と県との例によりますと、こういった形で県の職員が来た場合には、県のほうに再度任用されて復職するということがありますので、その意味ではご質問のとおりなんですけれども、一方で、国から県に、滋賀県に来られた方の中には、この方は特別職ではないんですけれども、そのまま滋賀県におられて定年を迎えられ、あるいは定年後もそのまま滋賀県に関わる仕事をされたという例もございますので、今のところ私自身に戻ることが義務づけられているという認識はしておりませんので、その意味でおきますと、可能性の1つとしてそういうこともあるという認識をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 認識をしているということは、帰ることもあるということですよ。

次に、任期途中で県に帰ることは考えていないと思いますが、どうですか。再度伺いたします。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 私は冒頭申し上げましたとおり、ここで働けることを大変光栄に思っておりますので、なかなかその終わりをどうするのかというところまで思いが至らないところもございます。ただ、その中で申し上げますと、今、このすばらしい日野町で働けることを光栄に思っておりますと同時に、町長からも早速幾つかのことについて特命も受けまして、それをやって下さいと、例えば公共交通であるとかいったことについて、いろいろ具体の政策、検討を始めさせていただいているところでございます。そういったことに対して、やりがいを持って、今、取組を始めたばかりのところですので、全身全霊でもって職務に当たらせていただき、与えられた期間、精いっぱいこのすばらしい日野町のために働く所存でございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） しっかりと頑張っていたきたいというふうに思います。

今、答弁の中で、具体の対策についての特命を受けてということで、その施策を実現するよう職務に当たられているということでありますが、その施策というのはどういう施策、1つ目は今おっしゃっていただきましたけど、どういうふうな施策を特命として受けられているのか、お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 公共交通のほかに、例えば町役場の活性化に向けまして、職員の研修の在り方とか、あるいは町職員の皆さんがアイデアをいろいろ持たれている、それを実現していくような提案制度でありますとかいったものとかを具体的に考えるようにといった、まだ具体化しているものではないんですけども、そういったことについて特命をいただいたりしておりまして、それぞれ取組を始めさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 分かりました。本来、副町長の役割は町政全般にわたり町長を補佐する職務であるというふうに思われますが、いかがですか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） すみません。おっしゃるとおり、全般がまず基本にあって、基本プラスアルファの部分で、すみません、プラスアルファの部分だけ先にお話をさせていただきましたので、まずは町政全般、そしてその中でもそういう特命事項に取り組ませていただいているというところでございますので、お願いをしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） また、今、答弁の中で、与えられた期間、精いっぱい日野町のために尽くすということでありますが、それは当然、任期4年ということによろしいですか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 基本的には今、議会でご承認いただいている期間、4年でございますけれども、例えば私の働きが悪ければ、おまえ、もう要らないよと言って、帰れと言われれば帰らざるを得ないことも、4年までの期間の間にあるかとは思いますが、先々のことについては確定的なことは申し上げられないというふうに認識をしております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 任期4年ということになっておりますので、任期満了まで頑張っていたきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

次は、堀江町長にお尋ねをいたします。副町長の任期については、地方自治法、4年と定まっているにもかかわらず、9月25日付新日野新聞は2年半と報道されて

います。つまり令和5年3月末までです。令和会報10月号は令和3年3月末までと報道されています。10月3日付ヒノメイトには任期の記述はありません。10月13日付報知新聞は、任期は4年と報道されています。一体どれが本当なのか、町民は困惑している状況でございます。実際はどうなのか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、副町長任期についてご質問をいただきました。このように、議員のほうから副町長の任命についてご質問いただいたことを大変ありがたく思っております。

任期についてでございますが、これは正真正銘、議会に提案させていただいたとおりでございます。地方自治法第163条の規定により4年となっております。したがって、選任いたしました令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年が任期となっております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それでは、新日野新聞は誤報だったということですか。新日野新聞がわざわざ2年半という特定の時期を報道しました。根拠があるからなのではないかというふうに思います。その根拠は堀江町長からの情報もしくは堀江町長から意向を聞いた与党議員の情報によるものではないかというふうにも思われます。令和会報も稚拙なミスで話になりませんが、任期は令和3年3月31日までとしており、これも任期4年ではありません。本当のところの事実経過はどうなのか、再度お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 新日野新聞等での2年半ということはどういうことかということだと思います。あくまで今、任期を2年半だとお伝えしたことはございません。そこはもう、あくまで私の推測でございますが、例によるという、他市町の過去の例からしますと2年から3年で任期を務め上げられてという方がおられたという部分からの、推測の部分かなとは思っております。先ほど副町長が申しましたとおり、任期は4年ということが決まっているだけで、何か県と取決めがあることはございませんので、私としましても、副町長にはしっかりこの4年間、お務めいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今の答弁では、おっしゃったことはありませんということで、2年半は推測ではないかということですが、9月に堀江町長が副町長任命の議会提案に伴い、議会要請にいられたときに、2年6か月、令和5年3月末まで、現在の町会議員の任期末の時期と私に話されました。何か思惑があるのではと思っている町民の方もおられます。もし報道が間違いなら、新日野新聞や令和会報に記

事の訂正を求めるべきではないですか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 慣例で、議会に提案させていただく前に各議員さんに口頭でお伝えをしている慣例に従いまして、そのようなおおよその期間みたいな話もあったことは事実でございます。ですが、それ自体はまだ、あくまで文面にしておりません。口頭という形と、先ほども申しましたように、県との間に2年半という決まりがあるわけでは一切ございませんので、その辺りはこの場で大変申し訳ないんですけれども、訂正をさせていただきたいと思います。その上で、改めて任期は4年であるということを確認にお伝えをさせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 今の答弁では、口頭であると、文面はないということをおっしゃいました。最近気がついたんですが、9月25日の堀江町長のフェイスブックに、任期は本年10月1日から2年半となっておりますと、明確に掲載をされています。4年が任期との答弁と異なりますが、どちらが本当なのか、改めてお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 大変申し訳なく思っております。そちらは間違いでございましたので、修正をさせていただきたいと思います。任期は先ほど申し上げました4年間とさせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 訂正させていただきたいということですけど、確かに文面がありますし、こうした一連の経過を見てみますと、9月25日、提案された時点では2年半であったのではないかというふうに思いますし、要するに、教えていただきたいのは、2年半という時期はどこから出てきたかなということです。何があってのことか、根拠を教えてください。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 2年半という時期は、これまでの、先ほども申し上げました他市町の傾向と、そして人事が切れ変わる3月末か4月という時期を考慮しての部分でございます。ですが、先ほども申し上げましたとおりに、誤った記載であったと思っておりますので、修正、訂正をさせていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 副町長の任期4年の信憑性が問われています。町民はもとより、当事者の津田氏や津田氏を派遣した県当局との信頼にも関わる問題でございます。通常、県職員と町職員が人事交流する場合など、一定の取決めがされていると思いますが、今回の副町長の派遣に伴い、県との間で何らかの取決めがあるのであれば、

その内容を明らかにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 何らかの取決めは本当にございませぬ。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 私も派遣になるというか、こちらに籍を移す際に退職願というのを書きまして、その際にそれ以外の話が何かあったかというのと、全くございませぬので、そういった、おっしゃっているような取決めは一切ございませぬ。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 取決めはないと言われておりますが、任期は2年半となっておりますという文面があるということは、どこから出てきたのかということで、取決めの何らかの文章があるのではないかというふうにも考えられます。副町長の県からの派遣が珍しいということではないので、明らかにしても問題はないのではないかというふうに思います。はっきり明らかにすべきではないかというふうに思います。ないとおっしゃるならそれで、ですけど、要するに、津田副町長は日野町で初めて現職の県職員から就任された方であり、町民の皆さんの間にある疑問などについて質問をさせていただきました。

政治家や公務員の発言にうそがあってはなりません。今回の質問で明確にされなかった点については、今後も注視していきたいと思っております。1問目はこれで終わらせていただきまして、次の項目に移らせていただきます。

第6次総合計画・日野町暮らし安心ひとづくり総合戦略について、一問一答で質問いたします。これから10年間のまちづくりの指針とする日野町第6次総合計画策定の進捗状況と、日野町暮らし安心ひとづくり総合戦略策定への町長の決意を紹介する意味から質問します。

平成27年10月に策定された日野町暮らし安心ひとづくり総合戦略、以下総合戦略では、日野町の人口が2060年には約1万5,900人に減少すると推計されている中、日野町人口ビジョンで見通している将来展望人口1万8,000人台の維持と、人口構造の安定を目指すため、平成27年度から5年間の基本的な方向と施策の取組を定めています。総合戦略を進めることにより、安心して暮らせるまちをつくり、そのまちの魅力で交流人口および定住者人口を増やし、持続的に発展する日野町をつくることを目指しています。この総合戦略策定から5年間の施策取組が経過し、今年度から新たな総合戦略をスタートするところを1年間延長し、来年度からの第6次総合計画に合わせて策定されることになっています。

この総合戦略の各施策を取り組んだことによって、日野町は人口減少する推計を少なく踏みとどまることができたと言えるでしょう。町として取り組める施策のやれることはほとんどやってきたが、人口減少しているというところであり、出生数

の低下の真の原因を突き止め、是正していく対策が求められています。引き続き、取り組まれた総合戦略の検証をしつつ、人口減少の真の原因を突き止め是正する施策を推進することを願い、お尋ねをいたします。

そこで企画振興課にお伺いいたします。総合戦略の施策検証結果では、取り組み実績をどのように評価検証されているのか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 齋藤議員から、日野町くらし安心ひとづくり総合戦略の施策の検証結果について、ご質問を頂戴いたしました。

平成27年10月に策定されました日野町くらし安心ひとづくり総合戦略の5年間の評価検証では、まず、総合戦略の施策はおおむね順調に進んでいるが、人口減少をしているという事実を認識した上で総合戦略に取り組むことが、住みやすい日野町、住み続けたい日野町につながり、人口の流出とか抑制とか移住者を増やすことにつながる。また子育てをしやすい環境をつくることで出生が増え、そのことが住み続けたい日野町にもつながる。さらに総合戦略の検証プロセスが、町の職員の政策形成能力に結びついているため重要であり、今後は時代の変化を敏感に捉え、その荒波を乗り越える柔軟な施策を展開することが必要で、役場の取組と住民の取組の協力関係の深化が求められるため、より一層の行政と住民の協働による施策の工夫をするよう、検証を取りまとめていただいております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 答弁いただきました検証のまとめに対しては、実におっしゃるとおりであり、私も同感でございます。ありがとうございます。5年間の総合戦略の最終年度の検証結果でありますので、重要業績評価指標のK P Iの目的値に対する実績値の達成度と、日野町の人口推移を町当局はどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 議員もご承知のとおり、総合戦略の検証につきましては、まず量的な、いわゆる数値の検証で10点、それから質的な検証で20点ということで、合計30点満点で検証しております。ですので、設定をした数値だけが順調に伸びていても、実際の取組であるとか、そのことによってどういう効果があったとか、どういう仕掛けを役場がしたかということが伴っていないと点数が上がらない仕組みになっております。その上で、目標値もありますのでおおむね、おおむねと申しましたのはおおむね一定取り組みができていますしという評価をいただいておりますが、懇話会の評価の中では質的なところでもう少し工夫が必要と、全体の中で、これから人口減少している中で、それがさっきの評価にもつながると思うんですが、おおむね人口減少に歯止めがかかったし、政策はしてきているけれども人口

は減り続けていると。その実態を見据えて、もっと行政が住民との協働をつくっていく中で、どのような施策をしていくのかというのは、厳しく評価をいただいているというような状況になります。

もう一方で、人口推移についてですが、これも当初の数値よりも一旦下がりました。ところが、ここ近年見ていると、外国人の方の転入によって、昨年度1年間ですと人口は減少していないという1年間でした。ところがまたコロナの影響がありまして、今年に入りましては出生も下がっておりますし、人口も下がっております。こういうような、いろいろな社会の、いわゆるこれを時代の変化というふうに捉えると思うんですが、いろいろな時代の変化を的確に捉えて、その中でどういうふうにつくっていくのか、どういうふうに施策を進めていくのかというのが大切なのかなど。ですので、数だけを追って数だけで左右されるのではなくて、本質的なところをしっかりと見据えて、この町が持続可能な町につながるように、総合戦略の検証についても、人口の推移についても見極めていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 成果、結果は、すぐに結果が出るものではないというふうに考えます。私といたしましては、人口減少を抑えることができたことは一定の成果を評価できるものと思っておりますし、また50の施策に取り組まれたことによって、日野町の環境や住みやすいまち、育てやすいまちになってきているようには感じております。今後も継続してさらなる施策、取り組みに期待をしておるところでございます。

次に、今年度の総合戦略の取り組みは新型コロナ感染による影響が大きいと考えますが、どのような状況か教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 総合戦略の今年度の取り組みの状況につきまして、ご質問を頂戴しました。

数値とか検証については、まだ年度途中ですので具体的な数値は出ておりませんが、議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、農村生活体験の民泊の受入れの中止をはじめまして各種イベントや事業の規模縮小、それからその中止による影響というのは少なからずあるものと推定します。しかし、本来、総合戦略を策定しまして町が目指すものは、住みやすい日野町、住み続けた日野町を目指すものであり、イベントや事業が実施できなくても、5年間の取り組みの蓄積の上に、その目標に向けた各種施策に取り組んでいます。また、逆にコロナ禍であるからこそ見直すという、視点を変えて取り組める、取り組んでいる事業もあるのではないかとというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） コロナ禍の中でコミュニケーションを重要とする施策については、自粛、減少するか中止をされたことから、先ほども答弁いただきましたように、実績値が低下しているのではないかというふうに考えますが、どうでしょう。また、逆に見直せる施策とはどうした施策なのか、教えてください。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 先ほども、顕著な例でいきますと、民泊の受入れというのは数値目標のいわゆる数値、重績評価指数の中に入っておりますが、これはゼロになると思います、今年度です。ですので、ずっと来ていたものがいきなりゼロになります。それだけ見ると確かにゼロとなるんですが、懇話会の検証では、そこは10点満点の評価。あと20点の評価をどうしていただくかということで、いわゆる人口減少とか、地方創生の日野町をつくっていくという検証をいただいておりますので、あと20点の取り組みというのは先ほど福本課長、山本議員の民泊の中の答弁にもありましたが、その中でできることをどう取り組んで関係人口をどうつくっていくとか、日野町のよさをつくっていくかというところがみそになってくるのかなというふうに思っていますので、そこがゼロになってしまうとかなり、10点のところ为零点になると大きいんですけれども、そういう視点で最終年度の検証もしていただけたらなというふうに思っています。

コロナ禍であったからこそ見直せるのは具体的にどういうことかというご質問もいただいたんですが、やっぱり一番大きなところは、日本国民の働き方が変わったことではないかなというふうに思います。働き方が変わったことで、日野町に移住とか関係人口という地方創生を進める施策についても、日野町からのアプローチがまた変わってくるのではないかなと。ですので、数値目標だけでいうと、何とかの受講者数が何人やってどうやとか、民泊の受入れが何人やったんがどうやという数値だけになるんですが、コロナ禍やからこそ見直されている、田園の日野町のよさをどういうふうにごを向けてどう発信していくのかというのの見直す機会になったのではないかなという意味で申し上げさせていただきました。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 分かりました。

次に、第5次総合計画の実績、成果の検証が、第6次総合計画策定に大きく影響すると考えますが、第5次総合計画をどのように評価、検証されているのか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 第5次日野町総合計画では、将来像を、ひびきあい日野のたからを未来につなぐ自治の力で輝くまちとしまして、住民の皆さんの力で地域をよくするために自分たちで考え自分たちで行動し、持続可能な日野町を目指し

て各種施策に取り組んでまいりました。全国的に少子高齢化が進み、人口が減少する一方で、都市への人口と経済が集中する中、日野町では人と人の絆を取り戻し、地域の中での安心安全な暮らしを見直す、住民が主人公のまちづくりを進めてきました。

検証としましては、52施策について内部検証しまして取りまとめたものを、総合計画懇話会でグループに分かれて課題を抽出した上で、今後どのような施策や取組を実施すべきかを議論いただきました。このご議論を踏まえて、第6次の計画策定に取り組んでおります。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 検証結果を次期総合計画に生かされているということが分かりました。ありがとうございます。

次に、来年度からの施行に向けて、第6次総合計画の策定を進められていますが、その進捗と今後の計画をお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 第6次日野町総合計画の策定につきましては、平成31年1月に実施しました住民意識調査に始まりまして、まちづくりみらいカフェの開催、それから各地区住民や団体ごとの住民懇談会の開催、また昨年11月から12回にわたりまして議論を重ねていただきました総合計画懇話会の開催を経まして、今月の12月18日に、総合計画懇話会から町長に対し第6次日野町総合計画の策定に関する提言書を提出していただく予定をしております。これを受けまして、庁内で最終の確認作業をしております。年内には案を作成しまして、1月下旬にはパブリックコメントを実施し、3月の議会で議会のご承認をいただく予定をしております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 聞かせていただきまして、計画どおり順調に次期総合計画の策定が進んでいるとの確認でよろしいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 大変、コロナ禍の影響もありまして、会議の開催が春先にはできなかったということもありまして、難航いたしました。ですので、当初どおりスムーズにとおっしゃるとなかなか難しかったのはあります。ですので、懇話会の皆さんにも大変ご無理を申しまして、本来ですとグループで顔を突き合わせてディスカッションをいただくような場面ももっと持つという計画をしておりましたが、なかなか顔を突き合わせてというわけにはいきませんので、口の字といたしますか、あの形でしか、距離を取ってという形での懇話会の開催ということになったりとか、山田議員にもお世話になったんですが、特別にワーキングチームを立ち上げていただいて、本当に夜遅くまで何回も、懇話会とは別のところで少し具体を

詰めていただくような形も、そういう工夫をしながら、また役場庁舎内もなかなか会議が密になってはいけませんので、そこら辺を工夫しながら、今、やっと3月が見えてきたなというところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 分かりました。

次に、次期総合戦略は第6次総合計画に基づき策定されるということですが、策定される今後の計画をお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 先ほど申しました第6次がやっと見えてきた段階で、そこに人口減少、地方創生に特化したところをピックアップするのが総合戦略でございますので、その総合計画をまず取りまとめた上で、その内容に基づきまして、現在のところ2月中には総合戦略を取りまとめる予定をしております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 次期総合戦略策定は、どのような方法で、いつ頃からまとめられるのか、各課の関連する施策の5年間の取組目標計画を策定することは容易ではないというふうに思いますが、どうでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 総合計画が先にベースとしてありますので、総合計画の策定にあたりましては、住民懇話会の皆さんも熱心にご議論いただく一方で、庁内もプロジェクト委員を中心に、各課におきましても、日野町の持続可能性でありますとかこれからの時代の多様性、それから住民、行政、それからNPO、企業、全てのいろいろな主体の皆さんが連携してこのまちをともにつくる日野町を目指して総合計画をつくっておりますので、そんな中で当然、いわゆる人口減少の話でありますとか地方創生に関することも議論をしておりますので、その議論もだんだんと熟してきているのかなど。そこを最後、まとめるのが今後の作業になるというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 分かりました。よろしく願いをいたします。

最後になりますが、堀江町長にお尋ねをいたします。

第6次総合計画ならびに次期総合戦略への、町長としての決意をお聞かせ下さい。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） この間、第6次総合計画の策定にあたりましては、先ほども課長のほうから答弁させていただきましたが、懇話会の皆様、そしてその前段には住民の皆様へのアンケートや各それぞれの地域での懇談会、そしてまちづくりカフェといったものもわたむきホールでさせていただきました。本当に住民の各それぞれ

の皆様がお力添えをいただきまして、やっこのような形に迎えさせていただいたと思っております。

議員ご指摘のとおり、やはり時代は大きく変わってきておりまして、もちろん新型コロナウイルスもそうですし、人口減少はもう最たるものでございます。あと災害のこともそうですし、一方で社会が、デジタル化が急速に進む中での環境変化がありまして、この先の10年というのは本当にその後の10年、20年、30年ぐらいを規定するような10年になってくるのではないかなと、私自身もすごく、そういう意味での危機感というのはすごく持っております。

そういった中で、やはり10年後の日野町がより魅力が一段と高まる状態に我々はしていかないといけないと思っております。子どもや若者、高齢者、性別に関わりなく、あらゆる立場の属性を持った方々が尊重されて、そして自然と歴史の奥深さに恵まれた日野の特徴を生かして、そしてそれぞれに居場所があって、それぞれの方々がご活躍いただけるまちをしっかりと目指していくべきだと、まず思っておりますし、さらに日野に住む人、日野町で働く人、学ぶ人、日野で育って世界に羽ばたく人、日野に来られる人、産品に親しむ人、これから日野町に住まれる方など、日野町に関わる全ての方々が、新しい価値や独自の価値を生み出していきたい。そして、何よりも先人から、先輩方の努力によって受け継いだこの日野町が、その次の次世代にしっかりと引き継げるようにという意味での持続可能なまちづくりというものにしっかりと取り組んでまいりたいというような思いでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 町長としてしっかりと頑張っていたきたいというふうに思います。

最後に、要望として終わりたいと思います。総合計画懇話会の皆さんには大変な重責を担っていただき、大変ご苦勞いただいたことに深く感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。また、担当課となる企画振興課職員の皆さんをはじめ、各課職員の努力に感謝したいと思います。ありがとうございます。

残すところ3月までは2か月半となります。日野町の来年度から10年間の最大重要計画となる第6次総合計画を、町民全体が目標として取り組むまちづくりの指針となる計画を策定されますよう期待しています。町民が主役のまちづくりとなるよう、情報を共有し、全町民がまちづくりに取り組む第6次総合計画になることを切に願っています。また、住みやすい日野町、住み続けたい日野町の環境をつくることで、人口減少を食い止めることができる総合戦略策定の施策執行を、町民一丸となって取り組まれることを求め、要望といたします。

次の項目に移ります。介護保険事業の、介護職員人手不足について一問一答で質問いたします。

先日、日野町社会福祉協議会職員の皆さんと議会の厚生常任委員会議員との意見交換会を開催いたしました。社会福祉協議会事業の説明を受け、社会福祉事業に関しての理解を深め学習するよい機会となりました。コロナ禍での大変な状況の中で訪問介護等の仕事をされている厳しい現場の声をお聞きすることができました。

今後、高齢人口は増加し、介護需要が高まる状況の中で、訪問介護事業の介護職員さんの高齢化と人手不足で苦慮されているとのこと。介護職員の人材確保が緊急の課題となっています。介護保険制度の始まった頃は介護職員初任者研修がされていたようですが、ここ何年か介護職員初任者研修がされていません。社会福祉協議会ひだまり事業所では介護職員の人手不足で、通所介護事業のデイサービスも今年6月末で休止されているとのこと。介護サービスの低下にならないよう、安定した介護事業を維持するには、国、県、圏域、町の行政に対し処遇改善の支援を求める働きかけが必要と強く要望されています。

こうした介護保険事業の中で、介護職員の処遇改善、人材育成支援、コロナ禍における介護体制の充実を願い、質問をいたします。

そこで、長寿福祉課にお尋ねいたします。介護保険事業のコロナ禍における現状と課題をどう捉えているのか、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） コロナ禍における現状と課題をどのように捉えているのかということでご質問いただきました。

介護サービス事業者が提供する介護サービスは、利用者の方々やその家族が生活を継続する観点から欠かせないものと思っており、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供される必要があると考えています。しかし、感染への不安があることは確かであり、介護事業者においては、感染者が発生した場合の人員の確保、また利用者へのサービス継続なども心配されているところかと思われます。引き続き、国や県の対策や、また近隣市町の情報にも留意し、必要な情報提供や、また相談にも応じていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 介護職員の方は、日々、現場でコロナ感染を警戒し、防止対策をしながら職務に従事されていることと考えますと、もっと手厚い支援が必要であるように思います。そうしないと、このままでは介護保険事業の崩壊につながるのではないかと危惧されます。1人介護職員に感染者が確認されれば、介護事業がストップしてしまうこととなります。こうした重圧感を受けながら仕事をされている状況であることを認識されていると思いますが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 介護サービスの継続へのご心配のお声をいただき、大

変ありがたく思っております。新型コロナウイルス感染時に危惧されますのは、介護事業所における入所者や、また利用者へのサービス提供の維持でありまして、特に事業所からはこういった不安の声も聞いているところでございます。

介護サービス事業者において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合、どのようにサービスの継続を図るかは、介護事業者にとっても共通の課題であると認識しております。このことについて、現在、県内各地域の事業者による協議会におきましては、介護サービスの継続について協議がされておりまして、東近江地域におきましても、東近江介護サービス事業者協議会において、また保健所、市町とも、ともに協議を重ねているところです。ここでは、新型コロナウイルス発生時に、介護事業所間の職員の派遣でありますとか利用者の調整などを相互に応援し合う介護関連施設事業所等間の応援事業というのがございますので、それに取組を、現在進めておられます。こちらにつきましては町も協議に入って、必要に応じて協力してまいったところでございます。また、今回の12月補正におきましては、高齢者施設等への感染拡大防止のための検査費用助成につきましても、提案させていただいているところです。

こういった形で、介護サービス事業者への支援をさせていただきまして、サービス体制が維持されるように努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 次に、高齢化する中、介護需要が増し、介護職員さんが高齢化していることで、さらに深刻な事態になっていると考えますが、介護職員の人手不足の人材育成、人材確保をどのように実施されるのか、伺います。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 近年の高齢化の進展による介護サービスの見込み量が増加し、介護人材の需要の高まりが予測をされています。町では、今年度も開催されます三方よし研究会主催の介護職員初任者研修を住民の方々にお知らせするとともに、研修修了者に対する補助金の交付でありますとか、研修終了後に町内事業所へ就業された方に対する奨励金などで、支援をさせていただいているところでございます。

介護サービスが提供できる人材を確保するには、人材の裾野を広げ、多くの人材の介護分野への就労を促進させる必要があると考えており、町では引き続き介護に関する研修の機会や情報の提供、また受講費用負担の軽減による支援も行うとともに、国や県の支援策につきましても情報提供していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 介護サービス需要の高まり、介護職員の人材の需要の高まりを認識していただいておりますが、先に述べましたひだまり事業では、介護職員さんの

人手不足でデイサービスを休止されています。社会福祉協議会ひだまり事業としては、コロナ禍の中で苦渋の選択をされたことと思いますが、公設の介護サービスの低下を町当局はどのように考えているのか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） ひだまり事業所のデイサービスの休止につきましては、休止に至るまで何度か町とも相談、協議の場を設けさせていただいております。ひだまり事業所からは、介護人材の話をはじめ現状の説明も受けながら、ともに考えてきたところがございます。最終的には休止というふうな結果に至ったところがございます。町のデイサービスの受入先の充実という点では存続が望ましいとも考えておりますが、一方で、人材不足などから体制の維持が大変困難であるということも聞いております。その中で事業を継続いただいております、そして最終的に休止に至ったことも一定、理解できるところでございます。

町では、ひだまり事業所が今日までサービスを提供いただいたことに感謝申し上げますとともに、今後も、現在サービスいただいております居宅介護支援と訪問介護のほうにも引き続きご尽力いただきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 経過が分かったわけですけど、今後、ひだまり事業所のデイサービスの事業再開を考えておられるのかどうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 今申し上げましたように、社会福祉協議会におきましては、ひだまり事業所、これまで行ってきたデイサービスを6月末で休止をされております。休止に至った理由につきましては様々な要因がございますが、大きな要因の1つは、通所介護の職員確保が困難になったものと。デイサービスにつきましては4月以降新規受入れも控えていただいて、その中で全ての利用者の次の受入先も決めていただいて、休止というふうに至っております。

ひだまり事業所におけるデイサービスの今後ということでございますが、現状としてデイサービスを継続できる職員が確保できていないということに加えて、これまでのデイサービス事業所として従事されていた職員さんにつきましても、退職等されていると聞いております。業務運営できるだけの体制を整えるのが、再開については少し困難な状況にあるのではないかなと感じているところでありますので、ひだまり事業所のデイサービス再開につきましては、消極的に見ております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） コロナ禍の中でデイサービス事業再開は大変難しい、困難だというふうには思いますが、ぜひ事業再開に向けた取り組みを行い、コロナ禍が収まる頃にはデイサービス事業の再開を願いたいというふうに思います。

再開に向けて課題解決するには、介護職員初任者研修の受講支援、介護職員の報酬の処遇改善が必要と考えますが、どうでしょうか。お伺いたします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 今年度における町において介護職員初任者研修の開催を計画をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、講師の確保が困難になったことから、開催を見送ったところでございます。一方、NPO三方よし研究会が東近江圏域において介護職員初任者研修を開催されることから、この研修を市内においてお知らせしたところ、町内から4名の受講申込みがあったと伺っております。身近な研修の場や受講費用の支援が、介護人材の確保の促進に寄与できるものと考えております。

一方で、介護職員の処遇改善については、これまでも介護報酬の改定による処遇改善が図られてきており、令和元年10月には経験、技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員のさらなる処遇改善を進めるとして、特定処遇改善加算が新設されるなど、国において政策的に介護職員の賃金改善が図られているものと理解しております。介護報酬の改定によって、介護サービス事業者の収入の増加につながり、それによる介護職員の賃金改善が期待されるものですが、介護職員の賃金改善については介護保険制度全体の中で整理されるものであることから、国において他産業と遜色のない処遇となるよう、介護報酬の改定とそれに伴う必要な財源が措置されるべきものと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 介護職員の人材育成には介護職員初任者研修を受講していただくことが重要です。今年度、日野町において研修会開催を計画されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響から開催を見送ったということですが、ひだまり事業所では開催を期待されています。来年度は開催を計画しているのか、どうされるのか伺います。また、受講費用の支援をされているとのことですが、どのような支援をされているのか、お伺いたします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 介護職員初任者研修につきましては、知事から指定された介護員養成研修事業者が行うものとされております。現在、県下で30から40社ぐらいの指定を受けられております。日野町で開催ということで今年は努力させていただきましたが、先ほど申し上げましたように新型コロナウイルスの影響から、開催には至っていないところでございます。

実際の研修には、先ほど申し上げました介護員養成研修事業者に町へ来ていただいて実施することになるのかなと考えておりますが、当該研修事業者と協議する中でいろいろな、受講者数でありますとかいった条件とございますか、課題も整える必

要があるのかなと考えております。また、一方、三方よし研究会でも、比較的、東近江圏内というふうな近隣でも研修会のほうをさせていただいておりますので、こちらのほうもご案内することもまた1つの方法かなと思っております。

いずれにしましても、そのようなご要望、お声があるということをごちからも聞いておりますので、初任者研修につきましては、方法をいろいろ探りながら、研究もしてまいりたいと思っております。

もう1点、ご質問いただいております受講者への支援でございます。現在、町のほうでは介護職員の初任者研修を受講いただいた方に、補助金のほうを交付しております。こちらのほうにつきましては、受講料の4分の1、上限2万円ということで交付をさせていただいております。また、これに合わせて補助金で、この研修を終了後に町内の介護保険の事業所に勤められました方に対しまして、奨励金として、1年以上勤務されておりましたら2万円の交付をさせていただいております。こういった形で、人材の確保のほうに支援をさせていただいているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） ぜひ日野町でも初任者研修の開催をお願いしたいと思います。

今年されています、三方よし研究会が開催されている受講料は4万5,000円ということで聞いています。その受講内容は、10月から2月までの5か月間、土日に25日間講習があり、136時間の研修カリキュラムになっています。介護職員初任者研修の資格を取得しようとする方は、強い意志と介護を志す信念と意欲を持って研修に参加されているものと思います。介護職を志す貴重な人材を求めるには、受講料全額を支援するくらいの支援が必要と考えます。奨励金の拡充も含めて検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 介護人材の確保につきまして、町では補助金を設けているところでございます。補助金による支援につきまして、こちらのほうの補助率、額なんかにつきましては、現在、県内の市町の状況も調査しながら、研究もしているところでございます。こちらのほうの調査・研究をする中で、町の財政事情も見極めながら、最もふさわしい形で補助金体制ができればいいなと考えておりますので、引き続き、この部分については研究をしてまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 介護職員の人材確保の対策として、介護職員の処遇改善、離職防止、定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ、環境整備等の取組が提案されていますが、先日、日野小学校で6年生が町の幸福論のプレゼンテーションをされ、その中で介護士の人手不足を取り上げ、介護ロボットパワースーツの導入を

企画提案されてきました。このように、小学生ですら町の大きな課題として取り上げていただいています。

堀江町長も参加されてお聞きになったというふうに思いますが、介護の人材確保、処遇改善については、さらに令和3年度からの第8次介護保険制度の中で、国において改定されることになると思いますが、町においてはどのような改定となるのか、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 小学生が介護を課題として介護ロボット等のご提案をいただいたということをお大変頼もしく思っているところでございます。国の第8期介護事業計画の基本方針におきましては、市町村においても、必要な介護人材の確保に向け、国や都道府県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を定めることが重要であるとされたところでございます。改正内容の詳細な部分は、国から今後、明らかになるとは思われますが、中でもやはり介護人材の確保については、国はかなり危機感を持っておりまして、全国的な課題というふうに位置づけられております。

現在、国のほうからは、人材確保の対策といたしましていろいろな方策が出されております。まず、1番目にはやはり処遇改善ということでされておりますが、これは過去何度も改定がされておきまして、直近のものでありますと、先ほど申し上げました令和元年10月に改定されたものでございます。その他で、多様な人材といえますのは、例えば現在、中学生、高校生でありますとかいった方へのアプローチ、また離職された介護人材の復職、また定年後の元気な高齢者についても担い手になっていただくというふうな方策が示されております。また、先ほど小学生の提案でありましたICTを活用したロボットなんか1つかと思われまして、また外国人材も新たな介護の担い手ということで、検討の1つとされているところでございます。こちらにつきましては全国的な課題ということで、国のほうも取り組んでいるところでございます。

町におきましても、今後、第8期の介護保険事業計画のほうを策定する中で、介護保険運営協議会の中で議論をさせていただきながら、この部分はしっかりとまとめてまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 特定処遇改善加算が改正され、賃金改善が図られるものと理解されておりますが、特定処遇改善加算の目的は、主任、リーダー級の介護福祉士らの賃金アップを目指すものでございます。介護サービス事業者の収入の増加になったとしても、実際に介護職員の賃金に改善がされているのか不透明であります。介護職員の裾野から処遇改善を行い、賃金の底上げをしない限り、人材確保は困難と思

います。財源措置には消費税を増税されたのですが、介護職員に届いているのでしょうか。どうでしょうか。教えてください。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） 特定処遇改善加算についてご質問いただきました。令和元年10月から、経験、技能がある職員に重点化を図りながら、介護職員によるさらなる処遇改善を図るとして、特定処遇改善加算が行われているところでございます。国において政策的に介護職員の賃金改善を図られているものというふうに認識をしております。

今おっしゃいますように、リーダー級の職員の処遇改善を図るものというものでございますので、優先的に賃金改善、処遇改善が図られるよう、一定のルールが決められているところでございます。特定処遇改善加算を取得するにつきましては、事業所から介護職員等特定処遇改善計画書を作成していただきまして、事業の認可者へ届け出るようになっております。こういった一連の手続、ルールがあることから、国の指針に基づきまして一定の処遇の改善が図られているものと認識しております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 一定の改善が図られているものというところかなと言われるのは分かりますけど、この辺をやはり実際、介護職員さんに、しっかりと処遇改善されるような形にさせていただきたいなというふうに思います。

国の介護保険制度が改善されない限り、介護職員の人手不足は解消されません。そこで、町でできないことは国・県、圏域への対策要請はされているのかどうか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 長寿福祉課長。

長寿福祉課長（吉澤利夫君） ご質問いただきました。介護保険制度全体といたしましては、県に対しては町村会を通じまして、安定的な介護保険制度の運用のための国の財政負担を高めるなどの見直しを、国への働きかけをするよう要望しているところでございます。また県においては、消費税増税分を原資とする地域医療介護総合確保基金というのがございますので、これを財源とした介護人材の確保、定着の事業メニューが準備をされております。こちらのほうで、当町への活用について、県の担当課といろいろ相談や協議もさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） それでは、最後に堀江町長にお聞きいたします。介護保険事業の実態から、介護職員の人手不足に対し、どのように対策を講じられていたただけるのか、町長としての見解と決意をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、介護サービス、そしてその人材不足等について、ご質問いただいたところでございます。

この間、議員からのお話もございましたが、新型コロナウイルスの中で、まず、町内の各種介護サービス事業所におかれましては、大変な中、今現在もご尽力いただいていることに、この場をお借りしまして御礼と敬意を表させていただくところでございます。

人材不足、またその処遇の改善の課題、もう長年、慢性的な本当に大きな課題だと私も思っております。先ほど課長のほうからも答弁ございましたが、要望活動としましては、町村会もこの前の、県に対して、そして県から国へに対する要望の中でも、しっかりと介護の体制をきっちりとやってほしいという要望、継続して要望もさせていただいております。

町ができることはもちろん町として最大限努力をさせていただきたいと思っておりますし、今後、引き続き継続して、国・県、また日野町単独も含めて、しっかりと要望活動にも取り組んでまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） しっかりと要望活動をお願いしたいと思います。

最後に要望といたします。介護人材の不足は深刻であり、介護職は重労働の割には賃金が低く離職率も高いなど、労働条件が非常に厳しいものでございます。段階的に処遇改善が図られていますが、まだまだ、いまだ全産業平均より月額10万円以上低いとされています。介護職を生涯の仕事として志望できるよう、抜本的な処遇改善に取り組むよう国に要請することを求め、要望いたします。町としてできる研修の開催ならびに人材確保の受講料の支援の拡充の検討をするよう、よろしくお願いをいたします。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時35分から再開いたします。

－休憩 11時25分－

－再開 11時35分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を許可いたします。

次に、9番、谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 通告書に従いまして、一般質問をしたいと思っております。一括で行いますので、よろしくお願いいたします。

町の観光振興についてということで、よろしくお願いいたします。今現在、新型コロナウイルス感染症の状況は第3波と言われております。各種イベントを見ても、感染拡大防止ガイドライン厳守、徹底しながら開催されている状況です。私たち駅前地

域は、10月11日、日野駅再生プロジェクト完了イベントが開催された中で、日野町特産の日野菜をモチーフにした新キャラクターあひのなの着ぐるみと歌が初披露され、そのテーマソングを日野少年少女合唱団が合唱し、マスコットキャラクターが駅前広場の皆様の前に初デビューをしました。

日野駅と駅前通り共栄会を振り返りますと、1999年、平成11年、商店街発足50周年記念ということで、近江鉄道さんの協力の下、ねるとん近江鉄道を開催、2003年の平成15年、日野菜フリーズドライ商品開発に着手をしました。2005年の平成17年3月に日野町特産品日野菜の近江日野原産ふるさと茶漬けひの菜ちゃん販売を開始いたしました。2009年、平成21年、60周年記念ということでE D、電気機関車を日野駅止め置きさせていただき駅前イベント、駅構内に無料貸出し本棚を設置しました。2016年の平成28年4月、日野駅利用促進活性化懇話会を設置していただきました。5月、駅構内にホイノボリを設置、7月、日野駅せんべいを作成、9月、日野駅イベント開催後、駅舎工事を開始していただきました。12月、株式会社まちおこし藤井組企画で日野菜収穫祭イベントを開催いたしました。2017年の平成29年、駅舎本体が完成いたしました。そのときこうけん舎を発足させていただき、2018年、平成30年、上りホーム完成、日野菜フリーズドライ加工業者の倒産により、翌年、近江日野原産ふるさと茶漬けのひの菜ちゃんが休止状態になりました。

今回、今年の企画で着ぐるみと歌、あひのなの作成は、駅前通り共栄会と株式会社まちおこし藤井組、日野町、J Aグリーン近江で、日野町特産の日野菜を通じて、県内をはじめ全国に発信する目的で企画制作しました。この企画の中で、J Aグリーン近江さんに、平成30年より休止状態であったひの菜ちゃんのノウハウを移譲し新しい日野菜茶漬け開発、また日野菜加工施設、J A日野特産物加工施設で漬け込み、フリーズドライ業者を通じて来年の令和3年2月発売予定です。

このように、駅前地域としては、駅や鉄道を利用したイベントを企画するなどし、日野町特産の日野菜振興を行っておりますが、町として今後の展開をどのように考えているのか、お伺いいたします。

1つ目に、日野町特産である日野菜振興状況を詳しくお願いします。

2つ目に、マスコットキャラクターあひのなの取扱いについて、町のお考えをお伺いいたします。

3つ目に、来年2月頃から始まる町の各種イベントとの関連についてお伺いします。

4つ目に、自転車で滋賀の観光を兼ねたピワイチがあるように、先月、副町長を先頭にヒノイチをされて、日野町を再発見されたと思うんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 9番、谷 成隆君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長（堀江和博君） 日野菜振興などについてご質問をいただきました。

1点目の日野菜振興の状況ですが、作付面積は平成28年度の5ヘクタールから、令和2年度では7.5ヘクタールまで増加をしております。この間、生産者の高齢化等で離農される方もおられましたが、新規に参入いただいた方もあり、全体としては作付面積の増加が図れております。また、栽培技術向上のため、JA職員、県の普及指導員が定期的に圃場巡回を実施し、病虫害防除や、時期折々の作業等の具体的な指導や、生産者を対象とした栽培技術研修会などの開催をいただいているところです。販売におきましても、日野菜の発祥の地で脈々と受け継がれてきた原種日野菜の歴史と伝統、品質のよさなどをPRし、付加価値を高めた販売を目指し、県内大手スーパーでの販売を中心に、取扱店舗の拡大や、東京日本橋の滋賀県アンテナショップここ滋賀での取扱いをいただいております。また、新たにCM作成を行われたほか、インターネット販売や、11月から開始となりました三方よし！近江日野ふるさと応援寄附の返礼品として、全国的なPRならびに販路拡大を図っているところです。

次に、2点目のマスコットキャラクターあのなひのなの取扱いですが、10月に開催しました日野駅再生プロジェクト完了式典でのお披露目となりました。あのなひのなの着ぐるみにつきましては、日野駅前通り共栄会を中心に作成いただきました。愛着があり、かわいらしく仕上がっておりますので、地域の方やJA等と連携をして、あらゆるシーンであのなひのなとともに日野菜振興はじめ町おこし等のPRに活用してまいりたいと考えております。

次に、3点目の町の各種イベント開催についてですが、令和2年度にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどのイベントを中止せざるを得ない状況となりました。例年2月から3月にかけて日野ひなまつり紀行が開催されており、地域行事や各種のイベントも、県の感染症対策本部によるガイドラインを遵守いただきながら、元気に開催いただけることを期待しております。2月には日野駅前通り共栄会がG o T o商店街に取り組みされると伺っており、2月7日から始まる予定の日野ひなまつり紀行とも連携いただけることを期待しております。地域や経済活動等が元気になることを願っておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、4点目の町内のサイクルイベントについては、町内の自然、文化、歴史などを楽しみ、町職員が町のよさを再発見するとともに、職員の親睦を図ることを目的に、11月23日に実施をいたしました。当日のコースや行程は津田副町長が自ら何度も町内を自転車で巡っていただき、外から見た視点でプロデュースをしていただきました。当日は天候にも恵まれ、参加者全員で日野町内の見どころをあらゆる角度からゆったりと再認識をすることができました。まずは町職員が町のよさを再認識し、町内外への情報発信につなげてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 再質問したいと思います。

今の1つ目の日野菜の作付面積は5ヘクタールから7.5ヘクタールと伸びているということで、生産者の高齢化も増えているということで、減っているということですが、今後、この作付面積が、希望されている面積に伸びていく確信はあるのか、また、加工施設で取り扱うもの、出荷量に滞りなく届いていくのか、また目的に届くところまでどり着けるのかということをお聞きしたいのと、この作付される生産者が減ってくるけど、一方新しい人が増えているというけど、その点の見込みというのか、どの辺のところの人らで増えてくるのかという、分かれば教えてもらいたいと思います。

このことも、この間の12月4日の日野小学校6年生の町の幸福論でも、プレゼンテーションされた子どもの中にも、やっぱり日野菜、日野町の特産品である日野菜の振興というのか、日野菜を使っているいろいろな料理をつくるとか、いろいろな発想をいただきましたので、また、あれを参考にして、いろいろとやっていきたいと思うんですけど、その点、また町のお考えをお聞きしたいと思います。

2番目のあのなひのなですけれども、今言っていたように、日野にはがもにゃん、蒲生氏郷のがもにゃんもおりますけれども、日野特産品の日野菜ということで、先ほど町長が報告していただきました、2月7日にはG o T o商店街を商店街でエントリーさせていただき、実行する運びとなっております。私らの思いは、2月7日にはあのなひのなを近江鉄道の協力の下、近江鉄道に乗せていただき営業に、2月7日はあのなひのなが営業に出ていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3つ目に、各種イベントの開催の連携ということで、コロナ禍の中でイベント開催で、例年と違い、できること、できないことがあると思いますが、イベント開催にあたっては主催者同士の共通認識が要ると思うんですが、その点、町はどのように捉えられているのか、お聞きしたいと思います。

4つ目に、副町長が先頭になってヒノイチを開催していただきました。誠にこれはいいことだなと私も思っておりますし、以前から駅前にレンタサイクルがあるように、自転車を使って町を、ポイントを見つけて、食事もできる場所、先ほど出ていましたように城巡りするコースなどのポイントを見つけて、スタンプラリーでもできたらいいのかなと思うので、その点もしよければ、副町長にお答えしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 日野の生産振興等に関わります再質問をいただきました。

日野菜の作付の面積でございます。現在、令和2年度では7.5ヘクタールという

ことでございます。J Aの日野の加工施設ができて、その生産目標については、10ヘクタールが目標となっております。その10ヘクタールに到達するには数字的にはまだ足りないというのが実際のところでございます。作付者を増やすというようなことの中では、J Aさんのほうで日野菜の生産部会等がございます中で、作付者を増やす方向でいろいろお声がけもいただいているというようなお話も聞いております。

主な生産地は鎌掛、長野の団地のほうになってございますが、町内ほかの場所でも日野菜の作付に新たにお取組をいただいている方もおいでになりますし、引き続いての作付を見送られる方もあるというようなことで、作付される方は取り組んでいただいたりやめられているという部分があって、作付される生産者の方については、今の令和2年度については59人の方が作付をいただいている、結果として、増えたり減ったりしている中で今年度については59人の方が作付をいただいているというような状況でございます。

作付面積が増えると、当然ながら出荷量も増えるということになるんですが、季節物ということもございまして、一遍に畑から取ったものをJ Aの加工施設に持ち込んでも、J Aの加工施設が消化し切れないという部分がございますので、生産、種まきにおいては、若干時期をずらすとか、持込みの時期をずらすとかというようなことで、J Aの加工施設が空きがないような形で回せるようなことでの取組というのも、J Aさんのほうでお考えをいただいているというような状況でございます。

先ほど申しました10ヘクタールの作付がということがもう、最大の目的、目標になってございますので、10ヘクタールの作付をするというようなことで、関係者の方々、J Aさんをはじめといたしまして滋賀県のほうもいろいろご指導いただく中で、生産振興に生産部会のほうで取組をいただいておりますというような状況でございます。

あと、作付される方につきましては、お若い方も作付のほうにもお取組をいただいておりますところではありますが、年齢構成的にはやはり年配の方の作付をされる方が多いというのが実情のところでございます。いかにして生産者を増やしていくかというのが、日野菜の作付、出荷量を増やすということで一番大きな課題というようなことにもなっておりますので、その部分の対応が、今後に向けても十分注意といたしますか取組も考えていかなあかんところになるのかと。日野菜の集荷にあたりましては、やはりひげ根が多いなというような部分での扱いが一番大きなネックになるところでもございますので、ひげ根を取る分については、洗い機といたしますか、そのような部分につきましても、町のほうでは補助金を交付させていただく中で、少しでも集荷に対しての労力削減になるようなというようなことでの取組も進めておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 現在のコロナ禍で、イベントにつきましては、やはり、今までと同じようにということはなかなか難しいかなというふうには思っております。そういう中で、どういう対策を取っていくかということにつきましては、日野ひなまつり紀行に関しましては現在、実行委員会のほうで議論をいただいているところで、順次、詳細が決まっていくのかなというふうに思っております。2月7日につきましては、日野駅前通り共栄会さんのG o T o商店街の取組の中で、近江鉄道の彦根から日野までの間での車内でのPRということで、G o T o商店街の取組、そして日野ひなまつり紀行につきまして、情報を、チラシやらをお配りいただけるとありがたいなというところで、共栄会さんとも内容について詰めさせていただきたいなというふうに思っておりますが、現時点、まだ詳細まで、お互いにちょっとその部分をどういう形で何を配るか、車内で配っていくかということももう少し、詳細が決まっていない部分もあるかというふうに思います。イベントの詳細がそれぞれに決まってきましたら、しっかりと連携させていただきながら、既に観光協会等につきましてはそういう取組ということで、既に共栄会さんからもご依頼にも行っていただいていますし、観光協会の思いにつきましても、連携させていただきたいということにつきましても、会長さんのほうにもお伝えをさせていただいているというような状況ですので、やはり日野町の玄関口でございますので、しっかりと玄関口として町なかに入ってきていただく、そしてイベントやかも、元気な駅前も含めまして、一緒に町なかを楽しんでいただけるといった取組になりますように、連携をさせていただきたいと思っておりますので、引き続きまして連携につきまして、ご協力をいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） ヒノイチについてのご質問をいただきました。ヒノイチ、町長を先頭に11月23日にさせていただきまして、それに先立って私、何回も走らせていただいたんですけども、本当に日野というのは自転車で回っていても非常に魅力的なところでして、自転車というのは私、ご存じのとおりビワイチ推進室長初代で、サイクルツーリズムに取り組んできたんですけども、体力がなくても幅広い範囲を楽しめて、なおかつ自分のペースで、止まりたいところでどこでも止まれてということで、結構自動車で回ると通り過ぎちゃうような魅力的なスポットでも細かく立ち寄っていただけると。なおかつある程度広い範囲を回れるということで、そういったツールとして発信をしてきたわけですけども、日野町の場合は、伝統文化の部分と自然と文化財と、様々な要素がぎゅっと凝縮されたような魅力がございまして、本当に魅力的なスポットが数多くございまして、私自身、下見というよ

うなことも兼ねながら走ったんですけど、なかなか全部が回れなくて、あちこち寄っているとなかなか回れないということで、回を重ねたというところもあるんですけども、本当に日野町内、自転車で走るととても走りやすい環境にもありまして、どこを走っていても本当に楽しく走れる。

そして、もう1つ、加えて大変魅力的なのが、町民の皆さんが擦れ違ったりすると挨拶をしていただけると。これは本当に、ほかのところではなかなか、本当に邪魔者扱いされたりとか素通りされたりとかということもよくあるんですけど、本当に温かく迎えていただけるということが本当に大きな魅力であるというふうに感じております。

そういった中で、外から来ていただくというのも1つあるんですけども、まず、役場の皆さんと走っていても、役場の皆さんが、私のほうが何か魅力を感じている部分というのが多々ございまして、町民の方々、住んでいるからこそ気づかない魅力って多々あったかと思うんですけども、そういった部分について町民の方々に走っていただいて、気づいていただけるきっかけづくり、まずはそういったことについても取り組んでまいりたいというふうにご考えているところでございまして、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 先ほどからのご質問で1つ答弁漏れがございました。申し訳ございません。

日野小でも日野菜を使つての料理の提案とか等々されているというようなことでございます。日野菜に係ります部分につきましては、ほかの小学校でも収穫体験とかを、日野菜に係ります授業のほうの取扱いをしていただいております、小さい頃から日野菜に親しむ、日野町原産の日野菜ということで、親しみを小さい子どもときから学習をして、日野は日野菜やなというようなことの認識をしていただいているというような状況の中で、新しい1つの取組として日野菜のメニューの提案をしていただいているというようなことは、非常にありがたいことやなというふうにも思っておりますし、これをきっかけに、さらに日野菜という部分、原産日野菜という部分で大きく町内、裾野から広がっていけば、今後の日野菜の生産振興に向けても大きな足がかりになるのではないのかなというふうにも考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 再々質問したいと思ひます。やはり、日野菜も生産も10ヘクタールと言われる。あとまだ2.5といたらかなり大変だと思ひますけれども、先ほども課長が申されたように、原種の種を使つて、日野町、また場所、鎌掛じゃなくても違うところで作つてというふうにしていけばいいのかなと思ひますし、やはり

まだ買上げ価格というのか、全然よくなる傾向にあるのか、その点をもうちょっと改良できると、生産していただく人も魅力を感じるのかなと思うんですけど、そのことはできないのかなということも私も思いますので、この答弁は答えられないのかわからないですけど、ちょっと聞いておきたいかなと思います。

また、日野菜のお茶漬けに関しては今、私らもうJAさんをお願いして、JAさんはまた拡大されて、来年からはなないろでこのお茶漬けが食べられるようになるので、また皆さんも味わっていただきたいと思いますので。

あのなひのなもこれから営業に出るということで、私ら共栄会としても1月にはあのなひのなのぬいぐるみも出していきますので、その点、また各役場のあちこちのところにも置かせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、新しい、またあのなひのなせんべいも開発していますので、出来上がってきていますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

今、商工観光課の課長がまた連携を持ってと言われますけれども、日野町で日野菜が特産品なので、日野駅に私も関わらせていただいて、日野駅の駅舎、開館して、観光的なこと、企画的なこと、やっていただいていますけれども、やっぱり日野菜といえば農林課に行くし、駅舎のことで観光案内所があるねんけども、それはまた今企画がいて、3つの課がかんでいるんですけども、何かこの扱いについて私が思うのは、もう少し特産品である日野菜を、先ほども言われる、この課で、ほんまの専門の課がある、町長さんもこの11月からふるさと納税、今、開始していただきましたけれども、今年においてはイベントがなかったもので、商工観光課が担当になっているように、日野菜の取扱いを1つの何か特別な特産品館とかいうようなのをつくっていただくということはできないのかと思うんですけども、それをちょっと提案したいと思うんですけど。

先ほども副町長が申されますように、ちょっと担当のいろいろな話を聞き取りされているということで、これから行く考えで、そういう日野町特産品館というのか、そういう新しい課ができたらいいのかなと、私は。相談かけても今、日野駅のこうけん舎からなないろの問題について、いろいろシステムも、あっち行ったりこっち行ったり飛ばされて、結局、最後は結論出えへんで終わってしまうやないけど、その点、もう1つだけ、ちょっと何か考えていただくことはできないのか、お聞きしたいと思います。

一番最後のヒノイチということで、副町長が考えていられることを今お聞きしまして、日野町も広いですので、コースも幾つもつくって考えていただくことは可能だと思うので、またその点、よろしくお願ひしたいと思います。それはもう、答弁よろしいので、よろしくお願ひします。

この2点だけ、よろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 谷議員より再々質問いただきました。日野菜の買上げ価格が相変わらずやなというようなご質問であったかと思えます。

出荷に非常に手間がかかるというようなことで、生産者さんからすれば、もうちょっとならば手間がかかったら何とかならんかいというようなことのお声も聞くところではございますが、買上げにあたっては、JAさんのほうで買上げをし、あと加工し、そして販売というようなことで取扱いのほうをさせていただいております。出荷の手間がという部分と、あと加工場のほうに納めに行くときにいろいろ分けて納めるとかという手間もかかってまいります。そういう部分もあるわけなんですけれども、できるだけJAさんという意向はあるんですが、どうしても需要と供給、あと手間との絡みを見ますと、思い切った値上げもというようなところのお話も聞いております。

JAさんでもできるだけ出荷のほうには手間がかからないような方法も考えていただいておりますし、その方向で生産者さんともお話し合いをさせていただいているというふうに聞いていただいておりますので、JAさん、生産者部会さんの折り合いのつくところで、話がつけばありがたいなというふうには考えております。申し訳ない、ちょっとここら辺までしかお答えできません。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） ただいま谷議員のほうから、もうひとつあんじょう通らへんやないかいというお話をいただきました。今、駅の関係と、確かに観光の関係と、商工観光課と企画振興課と、割に近い形で動かしていただいております。ただ新たに、今いろいろな取組の中で日野菜のほうの取組をいただくということで、ちょっとそこががちゃがちゃとなっているところは確かにあるのかなというふうに思います。本来、町としてどうなのかという部分については、町全体で取り組むということになりますので、今の企画振興課が、例えば駅のことについては窓口になりますけれども、そこで日野菜をどうするのかという部分については、当然横軸で、そこに商工観光課も入って、そして農林課が入って、そこにまだ違う関係、これもしたらいいなと、こういうこともしたらどうやというのが広がってくれば、それは横軸としてしっかりと取り組んでいくべきだというふうに思いますし、今おっしゃったような部分では、若干プロジェクト的に体制を整えるというのも1つかなと思いますので、ばらばらにならないようなことには取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

9番（谷 成隆君） 日野菜の生産のあれもなかなか大変ですけど、これからまたよくなるようにやっていっていただきたいと思います。今、総務主監から申されるよ

うに、そのように上手につながってりゃいいと思うんですけども、全然それが、課に行くともた聞こえてこないというのか、分かっておられないのか、今の主監の言われる言葉どおり、しっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は、13時30分から再開いたします。

—休憩 12時06分—

—再開 13時27分—

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、通告書に従いまして、分割で質問させていただきます。

まず、祖父母手帳の作成発行についてお伺いいたします。近年、核家族化が進み、共働き家庭も増えてきているように思います。父母世代にとって身近な祖父母は、子育ての支援者になっていただいている場合も多くあります。また、日野町では、お孫さんと同居している祖父母の方も多いのではないでしょうか。祖父母世代が育児をしていた頃に比べ、今は情報が多く、育児方法が大きく変化しているところがあります。泣いてすぐにだっこをすると抱きぐせがつくという言葉もよく使われてきましたが、最近では、たくさんだっこされることで赤ちゃん自身が安心できると言われています。祖父母世代も、今の子育ての最新情報を理解し、子育ての支援者になりたいと思います。

さいたま市では祖父母手帳を発行され、多くの人が利用されています。祖父母世代に対しては今の子育ての常識を、そして親世代に対しては昔の子育ての常識を理解してもらい、世代間のギャップを埋めて相互のコミュニケーションがより円滑になるように願い、作成されています。今の子育てについて、親世代が説明しにくかったり、なかなか口に出せない場合も考えられます。相互を理解し合い、祖父母世代が子育てをスムーズに手伝えるようになるため、本町でも祖父母手帳を作成発行してはどうかと思います。そこで、何点かお伺いいたします。

1点目は、祖父母世代に向けた子育て学習や世代間交流の場所づくりなど、町として現在の取組をお伺いいたします。

2点目は、祖父母手帳の作成・発行について、町の所見をお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、中西佳子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） 祖父母世代に向けた子育て学習や世代間交流の取組と祖父母手帳についてご質問をいただきました。

幼稚園、保育園、こども園におきましては、毎年、祖父母学級を開催しております。今年につきましては、新型コロナウイルス感染症対策で、あまり実施できませんでした。通常各園ともに年1回は開催いただいております。内容につきましては園ごとに違うのですが、餅つきをしたり、子どもたちと触れ合っていた後、子育ての講演を聞いていただいたり、内容を毎年少しずつ変えながら実施しております。また、例年は運動会や発表会にも多くの祖父母に来ていただいているところです。ほかには、各公民館や保健センターにおきましても、世代間の交流事業を実施しており、今後につきましても祖父母との交流を意識した事業は重要であり、引き続き開催に努めてまいります。

次に、祖父母手帳の作成・発行についてですが、我が子を懸命に育てている親世代にとって、祖父母世代の支援は大変ありがたいもので、身近な存在である祖父母は、子育てのサポーター役を担っていただけるものと考えております。しかし、祖父母にとっては、自分が子育てをしていたときと現在の子育ての違いで戸惑う場合もあり、祖父母世代と親世代が子育てについて同じ情報を持つことで、子育ての違いを解消し、良好な関係が築けるものと思われま。

祖父母手帳については、他の自治体の事例を見ますと、祖父母が子育てをすることによる孫、親、祖父母、家族のメリットや祖父母と親の上手な付き合い方、昔と今の子育ての違い、孫との具体的な遊び、祖父母が期待されることなどが分かりやすく書かれております。今後につきましては、世代間の意識の違いを埋める事業を開催するとともに、親世代が思う祖父母世代のサポートなどについての思いを聞きながら、先進地事例についても調査研究してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、再質問させていただきたいと思っております。

1点目なんですけれども、幼稚園、保育園、こども園などで、祖父母学級の後で講演なども聞いていただいているというような事業をされているということでございました。そのときに受講された祖父母からの感想ですとかご意見とかがありましたらお伺いしたいと思います。また、公民館での世代間交流や保健センターでの世代間交流の内容なども、分かりましたら教えていただきたいのと、今後このようなことに取り組みたいというものがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目についてですが、今回、祖父母手帳について、私もいろいろ他市町の取組なんかを調べていたんですけれども、お隣であります甲賀市さんでは忍法祖父母術として、おじいちゃん、おばあちゃんに読んでほしい祖父母のための子育てリーフレットを作成されており、大変参考になりました。

私ごとなんですけれども、数年前のことになるんですけれども、2歳半の孫を1か月ぐらい預からなければいけないことになりまして、本当に何十年ぶりの子育てとい

うことで、不安だらけだったんですけれども、何とか、ただ、けがをさせないように、また寂しい思いをさせないように、そんなことだけで、本当に子育てというようなことができなかつたように思います。

今、この子育てリーフレットを読みますと、こんなふうに孫と接すればよかった、また親にこんな言葉をかけてあげればよかったというふうに、反省ばかりをしているところがございますが、そこでお伺いいたします。今、親世代が思う祖父母世代にサポートしてほしいことの調査などもしていただいて、子育て支援団体などと連携していただいて、祖父母世代にも育児の方法ですとか、また積極的に情報を発信していただければ、世代間交流も進み、また祖父母も活躍の場が広がるのではないかというふうに私は考えますが、町のお考えをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） ただいま中西議員のほうから再質問をいただきました。

まず、幼稚園、保育園、こども園における祖父母学級の感想ということですが、直接感想としてお聞きをしているわけではございませんが、前に私ども、見させてもらった感想では、うまく溶け込んでといたしますか、やっていたいているなど。本当、幼稚園やこども園なんかでの祖父母学級のときには、大概是午前中、一緒に保育に、おじいちゃん、おばあちゃんに入っていて、触れ合っていたいでいますので、そんな中で現在の子育てというか、そういうことに対して、おじいちゃん、おばあちゃんもいくらかの今現在の子育てについての付き合い方というのを感じていただいているのではないかなというふうに思っております。

また、祖父母手帳に関連してでございますが、おじいちゃん、おばあちゃんに対してどういう声かけをとかということなんですが、実は、今年の2月なんですけれども、子ども支援課のほうでポケットを活用いたしまして、世代間交流の講演会というのを開催させていただきました。実は、この内容については、今回、ご質問いただいて、さいたま市なんかの祖父母手帳を見させていただくと、まさにそのような内容での講演会を実施をさせていただきました。そのときの感想として、すごくいい感想をいただいています、現在の子育てはこんな変わっているんやなということで、先ほどの抱きぐせのこともそうですし、昔は断乳って言っていたのは、今は卒乳ですよというようなことや、いろいろと現在に合った内容をさせていただきます、すごくそのときの感想も、よかったという感想をいただいていますので、今年にはコロナの関係で開催はできておりませんが、次年度に向けては、そういう動きもしっかりと進めていきたいなというふうに思っております。

また、祖父母手帳につきましては、今すぐということではございませんが、いろいろと周辺市町やいろいろなところを、また確認もさせていただきながら、また

検討もさせていただきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま中西議員さんのほうから、子育ての関係での、各公民館などにおきます子どもさんとの交流など、世代間の交流事業についての再質問をいただきました。

子ども支援課長が申しましたように、今年度はコロナウイルス感染症の対策の観点で、なかなか思うように事業のほうはできていない状況でございますが、これまでの取組の中での部分について若干お話しさせていただきたいなと思います。

多世代交流につきましては、教育振興基本計画の中でも、地域の教育力の向上という中で、地域、家庭での子育て機能の低下の中での孤独感や不安感の増大に対応するための身近な地域の中での子育て、交流というものを重要視しておりますので、こういった中で、公民館でも、これまでから高齢者セミナーなどを開催させていただいている中で、そのセミナーの一環の中で、幼稚園、保育園、こども園などとの交流ということで、餅つき大会ですとか昔遊びの体験ですとかいった形の交流などを、できるだけ進めるような形で取り入れて、実施をさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 中西議員からの保健センターの世代間交流の取組についてご質問いただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

保健センターでは、パパママサロンという事業の名前で、事業を実施させていただいておるところでございます。妊婦さんですとか、そのご家族が、妊娠の初期から後期にかけて、その時期その時期に応じた健康づくりですとか、出産に向けた正しい知識等を身につけていただきまして、お体の変化に伴う不安を解消していただくとともに、安全にご出産いただくために準備を行うことということを目的に開催をさせていただいております。この事業につきましては、妊婦さん、それからパートナーさんはもちろんですけれども、おじいちゃん、おばあちゃんも来ていただくことは全然大丈夫というか構わないので、ぜひ来ていただきたいなというふうには思っているところでございます。また、来ていただくことによって保健センターとのつながりを深めていただくとともに、あと赤ちゃん広場とって、実際に赤ちゃんの対象の事業があるんですけれども、それにもご参加いただいて、実際に生まれた後のこともイメージしていただけるようなことも取り組ませていただいているところでございます。年に大体3回、2回を3クールなので計6回させていただいております。助産師さんのお話ですとか、あと管理栄養士さんからのお話、それから特に旦那さんとかに知っていただけたらというので沐浴の体験も併せてさせていただいておりますし、併せて旦那さんに妊婦体験をさせていた

だいているというところがございます。また、先ほどもありましたけれども、だっこの仕方ですとかおむつ交換の仕方等々もご案内をさせていただいているというところがございます。

また、保健センターでは乳幼児健診も併せて実施をさせていただいておりますので、そのときも踏まえて、やっぱりどういう、おじいちゃん、おばあちゃんにお求めになれるものとかもお声を聞かせていただければ、参考にできるのかなというふうに思っているところがございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 1点だけ再々質問させていただきます。祖父母手帳なんですけれども、大変、若い人に読んでいただいても、祖父母世代が思っていること、うれしいこと、悲しかったこと、また若い人が、このようにうれしかったこと、ちょっと悲しかったこととかいうことも載っております、本当に相互の理解というのが大変進むものであるというふうに私は思いまして、理解した上でやると、やっぱり声かけするのも、本当に素直にありがとうという言葉をかけたら本当に円滑にコミュニケーションが取れるんだとかいうことも分かるんだなということも分かりました。

この祖父母手帳につきましては、ある方からお電話がありまして、日野町ではどこに行ったらいただけるんですかというお問合せが私のほうにございました。それで、もちろんないなと思っていたんですが、窓口に聞かせていただいたら、日野町ではまだつくっていないということでございました。割と若い方からのお問合せだったんですけれども、やはりみんなが結構注目していることでありますので、若い世代も祖父母世代も交流を持ちたいという気持ちはあるというふうに思っておりますので、それに向けて、別のことでよろしいんですが、情報交流することで一番日野町ではこれが取り組めるんじゃないかなと思われることをお聞きしたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） 祖父母手帳について、内容を見させていただくと、本当に声がかけにくいなということ、見ることで助けてもらえるということで、大変すばらしいものだなというふうに思っております。日野町においてどういうやり方があるのか、ちょっと今、この質問をきっかけにお話をさせてもらっている中には、例えば子育てガイドマップに少し追加をさせてもらうとか、ホームページの中でそういう項目を設けさせてもらうとか、やり方はいろいろあるかと思っておりますので、今後また検討のほうをさせてもらいたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） やっぱり口で言いにくいことも、紙媒体ですと割と伝わりやす

い部分とか、また言いやすい部分もありますので、またそういうことも含めてご検討いただきたいというふうに思います。

それでは、次に、虐待のない社会についてお伺いいたします。11月は児童虐待防止推進月間でした。児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンは2004年、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待の末に亡くなった事件を受け、市民団体が虐待防止の啓発のために考案されたものと聞いています。厚生労働省は、全国の児童相談所が2019年度に対応した虐待件数を発表されました。調査が開始された1990年以降、相談対応件数は毎年最多を更新し続けています。また、今年はコロナ禍による外出自粛で、親子の在宅時間が増え、これに親の収入減などの要素が加わると、ストレスは高まり、家庭内暴力等が増えているのではないかと懸念されます。日野町においても、相談対応件数は毎年増加しています。また、今年度においても増加していると聞いています。

本年4月から施行された児童福祉法等改正法では、体罰の禁止が明記されました。たとえ保護者がしつげと思っても、子どもの身体を傷つける行為や発言をすることや、子どもの成長に必要なものを与えないことは虐待となります。専門家のお話ですが、子どもが言うことを聞かないときに、思わず声を荒らげたくなることもあるでしょう。それでも言うことを聞かなければ、手を振り上げたくることがあるかもしれません。たたいたりどなったりしてコントロールして言うことを聞かせるのは、子どもの自立に好影響ではないと言われていています。親だけでなく、全ての人が子どもの人権を守る認識を持ちたいと思います。

子育てや生活において悩んでおられる保護者の相談場所づくり、見守りなど、地域全体で子育てを支える意識も必要だと思っています。虐待のない社会を願い、何点かお伺いいたします。

1点目は、児童虐待防止に向けて、町の取り組みをお伺いいたします。

2点目は、ふだんから子育て支援拠点の利用や、子育て、生活上の悩み事の相談体制は充実しているのでしょうか。お伺いいたします。

3点目は、虐待を早期に発見し、早期に対応できる仕組みはできているのか、お伺いいたします。

4点目は、様々な事情で自分の家族と暮らせない子どもたちを支援して、家庭で養育して下さっている里親さんですが、募集などはされているのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 虐待のない社会についてご質問をいただきました。

虐待件数につきましては、警察が家庭内でいさかいで通報があったとき、子どもがいる場合には児童相談所に通告することになったことから、全国的にも急増して

おります。日野町におきましても件数が増えており、対応に苦慮しているところがございます。児童虐待防止に向けての町の取り組みでございますが、各種啓発活動を実施するとともに、学校園をはじめとする各機関の連携に努めております。

児童虐待への対応につきましては、要保護児童地域対策協議会を設置し、大学教授に会長に就任いただき、専門的見地からご指導いただくとともに、児童相談所とも日頃から連携し、対応しているところでございます。また現在、社会においては、複合的な課題を抱える家庭が多く存在している状況ですが、職員の専門性を高めるなど対応に努めております。先月には、会計年度任用職員を含む全職員を対象に虐待の研修を実施し、役場職員全体の児童虐待についての意識啓発に努めているところでございます。

次に、2点目の相談体制についてでございますが、各保育園、幼稚園、こども園、学校、子育て教育相談センターでは、常に保護者からの相談に応じ、保護者に寄り添うよう努めるとともに、保健センターやぽけっとにおいても相談に応じております。また、相談があった場合には、各機関が情報を共有し連携して対応しております。

次に、3点目の虐待を早期に対応できる仕組みについてですが、各園では子どもの着替え等を通じて、あざかないかなど常に意識をしております。また、保健センターでは定期的な健診を通して、子どもの状況や親の対応など、気になる親子を早期に確認し、ぽけっと等を紹介する等、その後の支援につなげております。先月実施いたしました職員研修につきましても、役場内の業務には、税金や料金の滞納対応や貧困、公営住宅等、児童虐待の兆しを早期に気づける可能性のある職場は多くございます。研修を通じて職員の意識向上を、児童虐待を早期に発見し対応することを目的に実施したところです。

次に、4点目の里親さんの募集についてですが、里親制度は、様々な事情で家庭から離れて暮らさなければならぬ子どもにとって、家庭的環境を経験できる大変重要なものと考えております。昨年度には、日野町において滋賀県の里親大会が開催され、県内各地から多くの里親関係者にお集まりいただき、大会を通じて、里親制度の重要性などについて共通認識を図ったところです。今後も継続して里親制度の重要性を認識し、募集につきましても、啓発に努めていきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、何点か再質問させていただきます。

1点目なんですけれども、町に心配な子どもがいるというふうに通告があった場合、町はどのように対応されているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

2点目ですが、保健センターでは、定期的な健診を通して気になる親子を早期に確認し、支援につなげておられるというご答弁いただいたんですけれども、大変重

要やと思うんですけれども、乳幼児健診を何らかの理由で未受診になっている子どもさんはいらっしゃるのかということ、まずお聞きしたいのと、例えばこの未受診の方について、受診勧奨ですとかいうことを行っておられるのかについてお伺いいたします。

3点目ですけれども、近隣に児童養護施設がない日野町にとりましては、里親は大変重要な役割を果たしてくださっているというふうに思います。県の広報のふれあいプラスワンというのを見ておりますと、里親さんのことが掲載されておりました。短期とか長期、週末など、いろいろな受入れ方法があるように書いておりました。里親さんについて、なかなか知る機会というのは具体的にないわけなんですけれども、里親制度を知ることは大事なことだというふうに、私は思います。啓発などに努めたいというご答弁もございましたが、日野町として啓発などはどのようにお考えか、お伺いいたします。また、本当に重要な役目の里親さんへのサポート体制は、日野町はどのようにされているのか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） 中西議員のほうから、再質問をいただきました。

まず、1点目、町に通告があった場合の対応でございます。これにつきましては、いろいろな通告があるわけでございますが、例えば泣き声があつてというような通告があった場合には、とにかく職員がすぐに自宅を伺って、子どもさんの安否確認というか、そういうのはさせていただきます。それとともに児童相談所とも対応いたしまして、今後の対応方法などについて相談させていただいて、早い対応に努めているところでございます。

また、里親制度についてでございます。里親制度につきましては、町も啓発にということなんですが、実情としてなかなかできていないというのもございます。本当はこの11月なんかをきっかけに、毎年定期的に広報に載せさせていただくのが当然なところですが、なかなか記事の関係で飛び飛びになったりしているのが現状でございます。ちょうど5年ぐらい前には、里親の特集という形で1ページ取らせていただいて啓発していることもございますので、今後も啓発について努めていきたいというふうに思っております。

里親さんにつきましては、里親というのは大きく2つに分かれておまして、里親さんについては、養子縁組をもともと目的にされている里親さんと養育里親さんというのがございまして、現在、日野町なんかで主に啓発させていただくのは養育里親さんということで、やはり養護施設に入ってしまうと、どうしても社会性というのが失われるということで、やはり家庭の温かみとか、将来、家庭生活を営む上での勉強といいますか、そういうこともありますので、とにかく里親さんをとということを現在進められておりますので、町としても何とかこのへんについては、

啓発について努めていきたいなというふうに思っております。

サポートにつきましては、なかなかサポートはできていないというのもあるんですが、常に里親さんとは連携を取りながら、また、主に滋賀県のほうを担当いただいておりますので、県のほうの行事なんかには町のほうも応援させていただいて、できる限りのサポートに努めているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福祉保健課参事。

福祉保健課参事（福田文彦君） 中西議員から保健センターの乳幼児健診の未受診の方に関わる対応についてご質問をいただきました。

保健センターは乳幼児健診をさせていただいておりますが、未受診の方がもし仮におられた場合は、ただちょっと今年についてはコロナの関係で来庁しづらいという方も多数おられるので、未受診という形になるのかもしれないですけども、未受診の方についてはこちらから2名で、間違いなくそのお方へご訪問させていただいて、お子さんの確認等をさせていただいておりますし、もしコロナで来づらいわという方がおられたら、ちょっと別の日にだけでも日を取っていただいて、身長とか体重とかを測らせていただくというような手だてもしています。例えば別の日に来られますと、ドクターとか歯科医師さんの健診はちょっとできないので、そのときは次の月とか、来られたときにお願ひしますというご案内をさせていただいております。決して1人も見残しというか、出会うことがないということがないよう対応させていただいていくというところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 1点、ちょっと再々質問をさせていただきたいと思います。改正法になりまして、しつけと今まで言われていたものが大変、体罰につながるということで、処罰があるわけではないと思いますけれども、今までいたずらをしたので正座を長時間させていたとか、何回言っても分からないので手をちょっとたたいたとかいうようなことも体罰というふうに、人権を守るということでそのように意識していかなければならないということなんですけれども、やはり、先ほどの祖父母手帳にもつながりますが、昔の子育て等の常識と思われていたものが、今は全然、それは駄目なんだということになってきているわけでございまして、なぜ駄目なのかというところを、根本を考えれば分かってくることなんですけれども、やはり子どもの人権を守るという点で、そういうことを皆さんに知っていただく、こういう改正法もありましたよというのを知っていただくことも、相互間の理解にもつながるのではないかなというふうに思いますので、その点について、ちょっとどのように考えておられるかを。

議長（杉浦和人君） 子ども支援課長。

子ども支援課長（宇田達夫君） 体罰については、子どもさんの人権を守るというの

はもちろんのこと、体罰を受けたご家庭では、そのことがまた次の世代につながっていくという例が多く見られていることもあって、やはりしっかりとその点については対応していかなあかなというふうに思っております。おっしゃるように、やはりこのことについても啓発が大事だと思っておりますので、何らかの手段で町民の皆さんにお知らせしていくということを考えていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

10番（中西佳子君） 子育てとか生活に本当に疲れたというふうに感じたときに、少し休める時間や場所があれば本当に救われるところがあるというふうに思います。そういう場所が本当に身近にあるように、日野町は優しいまちづくりに取り組んでいただきたいなというふうに思いますし、また未来ある子どもたちの人権が守れるように、私たちも努めていきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 次に、13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、通告に従いまして、国民健康保険について、種苗法改正について、ふるさと納税について、順次質問をいたしますので、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、国民健康保険についての質問です。今の国民健康保険は、平成30年度から都道府県が県内市町村とともに運営を担うと始められました。私たち日本共産党の議員は、第1期滋賀県国保運営方針策定当時から、保険税率の統一化は行わないことや、県が定める標準保険税率を全市町に一律に適用せず、地域の実情に応じた保険税を設定すること、法定外繰入の解消を市町に押しつけないこと等を求めてきました。しかし、当時策定された国保運営方針で、市町ごとの医療費水準の格差を納付金査定に反映しないと、保険税水準の統一を目指す方向を示し、さらに保険税の負担緩和を図るための繰入れについて、各市町において平成35年、令和5年度までの段階的解消を目指すことを掲げました。そして、今、第2期滋賀県国民健康保険運営方針の策定が進められている中、前9月議会での私の質問に、我が町には不利益な納付金、保険税の算定の案があったこと等、答弁をいただきました。

そこで、9月の質問以降、市町の連携会議、また首長会議等の状況、経過をお聞かせ下さい。また、この時期に毎年、次年度の納付金等の仮算定が出されておりますが、その状況もお聞かせ下さい。今年はコロナの影響で保険税の減免や引下げを実施している市町があるところ、我が日野町の次年度の保険税についてどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 13番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

町長（堀江和博君） 国民健康保険についてご質問をいただきました。

9月定例会以降の首長会議や国民健康保険市町連携会議の状況、経過でございます。

すが、首長会議は10月13日に開催されましたが、国民健康保険についての協議はございませんでした。市町連携会議は2回開催され、住民課長が出席をしております。10月29日に開催されました第4回目の市町連携会議では、令和3年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定に向けて、医療費等の推計方法や、令和元年度決算における剰余金の活用方法などについて協議がされました。11月19日に開催されました第5回目の市町連携会議では、第2期滋賀県国民健康保険運営方針（案）についてのパブリックコメントや市町への意見照会の結果および令和3年度国民健康保険事業費納付金等の仮係数での算定結果についての説明がございました。

次に、仮係数での算定の状況についてですが、令和3年度の日野町の国民健康保険事業費納付金の額は、退職分を除き約4億3,262万円であり、これを基に計算される1人当たりの保険税は11万9,902円となります。令和2年度の本算定結果と比較すると1人当たり1万1,367円の減、率にすると約8.66パーセントのマイナスとなる結果でございました。

次に、次年度の国民健康保険税についてどのように考えているのかとのご質問でありますが、仮係数での算定結果を参考にしつつ、コロナ禍での所得の減少により、国民健康保険税に占める所得割がどれぐらい落ち込むか注意すべき点もあり、来年1月に出される本算定結果を受け、慎重に検討してまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、何点か再質問させていただきます。

1つ目は、仮算定に向けていろいろと協議がされた、剰余金の活用方法などについても協議がされたと聞きますが、その内容を教えていただきたいと思えます。

2つ目に、また第2期運営方針案についてのパブリックコメントのことも書かれておりますが、これもどういうことが出されたのかというのをお尋ねをいたします。また、仮係数での算定の状況では、ありがたいことにマイナスという結果が出ております。この理由、要因というのを教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） ただいま池元議員さんより国民健康保険について3つの質問をいただきました。

まず、1つ目の県の決算剰余金についての質問でございますけれども、滋賀県が国保の財政運営責任主体となっております関係上、県の決算剰余金をどのように活用するかというのが大きな課題になっています。考え方としては、決算の剰余金が出た場合は、翌年度の納付金にはすぐ反映できませんので、翌々年度の納付金の調整財源として活用することが1つ。もう1つは、国保の場合は、前期高齢者交付金というのが国から県に交付されるんですけれども、その交付金というのが変動が激

しいんです。だから、それによって各市町の納付金が高いとき、低いときで上下が激しくなります。その上下間をならすための財源として、いわゆる平準化を図るための財源として活用するというものでございますが、それについては、去る10月29日の市町連携会議の中では、その剰余金をどう使うかということで仮算定結果が令和2年度の本算定結果と比較して上がる場合、大きく上昇する場合においては、その剰余金を活用するという方向で話がまとまりまして、結果としましては、各市町とも1人当たりの保険料税額が令和2年度の本算定の結果よりマイナスになったということで、仮算定結果の中には剰余金は反映されておられません。

次に、1月に出される本算定結果でございますけど、その取扱いについては、調整財源として活用可能な県の剰余金については、額として約20億円あります。11月19日の市町連携会議の中で、その20億円をどうするかという協議の結果としては、20億円の半分の範囲内、10億円の範囲内で、いわゆる仮算定結果よりも納付金の本算定で上がった場合は、その上がった差額分に活用する部分と、併せてその10億円については、コロナ禍の影響の中で所得がどこの市町も落ちるであろうと。その所得が落ちた分について補填ができないかということで、活用していこうという話でまとまっております。残りの10億円については、年度間の平準化に活用するというので、その方向に進んでいくというようになっております。

次に、2つ目の第2期滋賀県国民健康保険運営方針案に対するパブリックコメント等についてでございますけれども、県が運営方針案を示されまして、去る10月5日から11月5日までの間に、おおむね1か月の間に、県によるパブリックコメントと併せて各市町への意見聴取がなされました。これに対して、パブリックコメントによる意見等はゼロ、ありませんでしたが、各市町からの意見としては、13市町、91件の意見が出されました。日野町からは22件の意見を出しております。その中でも、今、池元議員さんがおっしゃられたように、納付金の算定にあたっての収納率の反映の部分については、収納率の高い市町の納付金が高く調整され、収納率の低い市町の納付金が低く調整されるということになって、結果として収納率向上意欲、モラルハザードが発生するという大きな課題があるということから、早期に導入する必要があるのかということ、強く疑問を感じるというような意見を出しております。これに対して、ほかの市町からも、3市町からもそうしたモラルハザードに関しての意見が出ております。また保険料水準統一についても意見を出してございまして、保険料水準の統一は慎重に対応すべき課題であり、市町からの意見を十分に尊重し、全ての市町の合意を得た中で取り組まれるよう要望するというので、他の市町からもいろいろな、保険料水準については課題がありますので、その課題について、解決に向けて県は積極的にしていただきたいというような意見も出されておりました。

次に、3点目の令和2年度の本算定の結果と比較して、1人当たりの保険税がマイナスになったということについてなんですけれども、まず、県の財政、国保財政の仕組みを大枠で説明させていただきますと、まず、県は診療費を推計されますけれども、1人当たりの診療費をまず推計して、それで被保険者が何人になるかというのを推計されます。それを乗じて県全体の保険給付費を出されてきます。その保険給付費を払う財源として、まず国や県やその他いろいろなところから公費が投入されます。それ以外に一番大きなところで、前期高齢者交付金という現役世代からの応援するお金があります。それを差し引いた分を各市町の納付金で払うという形になります。今、言いました今回の仮算定の結果の中で、1人当たりの診療費の伸びは1.4パーセントという形で計算して、ただ、この1.4パーセントを計算する中において、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響も若干考慮しないと、かなり多くの納付金になるということもありましたので、期間としては令和元年6月から令和2年の5月までの1年分の診療費実績に基づいて、この1.4パーセントは推計されております。また、被保険者については、対前年度比で1,229人減、率にして0.46パーセントの減の26万8,680人ということで、被保数については減少という形で推計されます。

先ほども言いましたように、そうした形で保険給付費を推計して、ただ、そのいわゆる財源として、前期高齢者交付金が約50パーセントを占めております。前期高齢者交付金が今回大きく見込めたことによって納付金が下がったというのが一番の大きな要因で、1人当たりの保険税額が約1万1,000円減となっているうち、前期高齢者交付金の概算分で約4,000円、精算分で約7,000円の減となっておりますので、ただ、この前期高齢者交付金は仮算定の中ではあくまでも概算値で計算されていますので、本算定によって確定の係数が出されてきて、それによって再計算されますので、どのように変動するかは未確定であります。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） いつもきちっと日野町民の被保険者のことを考えて発言をしていただいているということは本当にありがたいと思っております。

一番最後の質問のところで、来年の国民健康保険税についてどのように考えているかという質問に対して、本算定の結果を受けて慎重に検討してまいりたいというふうにおっしゃっています。今までは大体、本算定を待たずに、大体12月ぐらいにそこそこ決定をしていただいていたんかなというふうには思うんですが、当町でもまだ基金の残高も結構ありますし、こういうふうに仮算定でも下がっているということもありますので、ぜひ、下げるとまではいかないかもわかりませんが、上げることのないように、できたら下げてほしいとは思いますが、そこはどうでしょうか。お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（澤村栄治君） ただいま池元議員より再々質問をいただきました。

来年度の、いわゆる保険税率をどのようにするかということで、引下げはなかなか難しいかもしれんけれども、上げることはないよというようなご意見もいただきました。今回の仮算定の算定結果だけを見ますと、引き下げ、マイナスになりましたので、令和3年度の保険税率は引き下げることが可能かなというように考えられますが、ただ、担当課として危惧しているところが1つありまして、それが、新型コロナウイルス感染症による、被保険者の方へかなり影響があつて、所得が減少しているのではないかなと。所得の減少がどの程度あるのか、不確定なところがありますので、慎重に判断する必要があるということで、仮算定の段階においてはちょっと、方向性がなかなか難しいなというように思っております。

具体的に言いますと、国保税が今、大体、軽減前賦課総額で約4億5,000万円賦課しております。そのうち所得として、所得割として計算する分が約2億4,000万円を計算しておりますので、仮に被保険者全体所得が10パーセント落ちるということを想定しますと、2,400万円の減収になるということは、2,400万円を何らかの形で確保しなあかんということになります。

あと、今回の仮算定でも激変緩和をいただいております。激変緩和措置で約4,600万円ほどを計算、算定をされているんですけど、これは令和6年度までには段階的に減少してゼロになっていくというように県のほうからも説明を受けていますので、なくなっていった部分を上げていかなあかんという、保険税を上げていかなあかんという課題もあります。また、併せて医療費は今後増加する可能性もありますし、激変緩和のことも考慮すると、近い将来には保険税率は必ず上げていかなあかんというのがもう、目に見えております。併せて別の観点から言いますと、国民健康保険の運営方針の中にも、令和6年度以降できるだけ早い時期に保険料水準を統一していこうという県の方針、また賦課方式が、現在、日野町、資産割を入れて4方式で計算しておりますけれども、これも3方式にしていくというのが運営方針の中に記載されていますので、そうしたことも保険料税率を算定する中においては、考慮する必要がありますので、最終的には、来年1月に本算定による結果が県から示されます。その結果も見て、そして町には1億9,000万円の基金、国民健康保険の中で基金を持っておりますので、その基金残高も見据えながら、被保険者にとってできる限り保険税が抑制されるよう、引き下げること視野に入れて検討していきたいというように考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 大変うれしい返答をいただいたと思っております。ぜひそのようになるように期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、2つ目の質問です。種苗法改正についての質問を行わせていただきます。通告では、今国会で種苗法改正案が成立されようとしていますと申しましたが、12月2日、種苗法一部改正法が参議院本会議で、自民、公明等の賛成多数の可決で成立をされました。審議は衆参合わせても10時間あまり、参考人質疑を入れても15時間に満たないというものでした。日本の食と農を守る協働を訴えている農民運動全国連合会、農民連とっておりますが、これは、日本の農業、食の安全を守る上でも重大な内容の法案を十分に審議せず、拙速に採択を強行したことに大きな怒りを感じておられます。

元来、農家は農作物を販売するとき、一部を種として残して翌年の栽培に使う自家増殖をしてきました。ところが種苗法改正案が成立すると、登録品種を栽培するためには、種苗を全て購入するか、育苗権者の許諾、有料になりますが、それを得ないと栽培できなくなります。これは農家に大きな経済的負担をかけ、経営を圧迫し、また我が町の農業振興に大きな打撃を与えるものだとされておりまして。この12月8日の中日新聞にも掲載されておりました。日野町のわたむきの里福祉会の皆さんが育てた米が、今年の米食味分析鑑定コンクールの国際総合部門、国内外から4,443の応募があり、その中で金賞は僅か18と、あの有名な魚沼市などの一大産地に日野町の名が並ぶことになったと、うれしいニュースが掲載されておりました。このような農業を基幹産業としている町の町長として、この問題をどのように捉えておられるのか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、種苗法の改正についてご質問をいただきました。

今月2日に成立した改正種苗法は、優良な品種を保護し新品種の開発を促進する制度でございます。今までにない新しい品種を開発した場合に、その品種の開発者は、種苗法に基づき品種登録を受けることができ、一定期間に限り保護されるというものでございます。法改正で自家増殖が禁止され、農業者の負担が増えるというご心配でございますが、一般品種では利用条件はございませんし、特定品種においても、稲ではブランド管理の観点から、登録品種の多くで自家増殖を行わないよう求められております。また、イチゴや甘蔗等では、農業者が購入種苗を増殖して栽培されていますが、登録品種の場合は、法改正前より許諾を受けて増殖されておられます。これらのことから、法改正により、海外等に流出防止の観点から許諾契約が見直しされたとしても、農業者の事務負担や許諾料の増加は想定されておりませんので、生産者への影響は少ないものと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、再質問させていただきます。農業者の事務負担や許諾料の増加は想定されていないので、生産者への影響は少ないものと考えていると

いう答弁でありました。私は、日野町と、また日野町長としてどのように捉えておられるのかをお伺いしたのですが、全く国の農水省の答弁と同じであります。国は、法改正による影響の見積りを過小に見ています。しかし、登録品種の占める割合は1割程度であると農水省では言いましたが、生産者に占める登録品種は33パーセント、北海道では88パーセント、これは農水省のデータからの算出です。農水省の説明では信頼できず、納得もできないものだと言われています。また、許諾料はとても安いから影響を与えないと説明をしておりますが、許諾料に関する規定は全く書かれてはいません。現に、農研機構の種苗は、農研機構が独立行政法人化した後、価格は上昇してしまいました。食の安全のため、ゲノム編集種苗の表示制度もあります。そのほかにも多くの問題点があります。国の最後に認めたことは、育成者権だけを強化して農家の権利とのバランスが失われると、農家の負担が増えることは事実ですと認めております。

日野の優良な米農家さんや、また日野菜の原種を栽培し販売をされている方なども、本当にこのことは心配をされておられますし、私がこの質問をするということでも、お電話もいただいております。そして、日野町の出身で今は他府県に住んでおられる方ですけれども、その方もある新聞に投稿をされておられました。日野菜はカブラの一種で、ずっと、説明があるんですけれども、これは農家の皆さんの種取り、自家増殖によって脈々と守られ続けられてきたものです。こういう育苗の自家増殖は農家の権利であり、農家の基幹です。何としてもこの悪法をやめさせ日野菜を守らなければなりませんというふうに投稿されているんですけれども、ここの出身の方で、今、他府県ですけれども、本当に日野菜が大好きで、いつもこの時期には買ってお漬物にされたりしておられる方で、本当にこの味を残していかなあかんというふうに思っておられる方です。

こういうふうに、本当に、先ほど言いましたように、わたむきの里さんがお米でああいう金賞を取られた。また、本当にもう、日本国中からもおいしいと言われる日野菜、日野菜といっても、うちは原種ですよ。売られているのもあります、たくさん日野菜の種。あれは全部1代限りの品種ですけど、あれとはやっぱり全然味も違いますし、本当に原種を守っていかなければならない。こういう地域の町長であり、この町の職員の皆さん方が、このことをちゃんと本当に正しく捉えてほしいなど、農水省が言ったそのままじゃなくてというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（寺嶋孝平君） 池元議員より再質問、頂戴をいたしました。種苗法の改正でございます。種苗法につきましては、登録品種の国外流出を防ぐというようなことの側面も持っております、先ほども登録品種は国内で1割程度というようなこ

とになってございます。一般品種と言われるものもでございます。一般品種は3つほどございまして、在来種であること、そして品種登録がされたことがない品種、そして品種登録期間が切れた品種というものが一般品種というものになっております。先ほど言われました日野菜については在来種ということで、一般品種の分類に当てはまるものになるかと思えます。町内のほうでもお米のほうも生産をいただいております。みずかがみであったり秋の詩等でございますが、こういうものは滋賀県が開発した品種でございまして、このものにつきましては、登録品種でございまして、許諾料云々かんぬんというのは経費的には一切含まれておりません。ゼロ円でございます。他府県のものにつきましては、開発されたものについては一定、種苗費の中に許諾料というものが上乘せをされた形で流通をされているというような現在の状況でもございます。お米であったりという部分、県が開発したものは、一定の制約と申しますか、県内流通ということでの目的でもって流通をされているということでございます。

事務負担であったり許諾料の増加という部分でもございますが、今のところ事務負担という部分については、新しく登録品種を生育に使うという部分については許諾が必要になってまいります。それについては、JAで取り扱うというような案も出てございますし、農業者の方に必要以上の負担がかからないような対策も今後講じるというようなことでの情報も得てございますので、対応等についても今後、農林水産省のほうの対応等々を十分に見ていく必要があるなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 池元議員から幾つかの不安的な部分についてお話をいただいたと思っております。今、農林課長の申し上げたとおりで、ご指摘の日野菜につきましては一般品種ということで、直接的な影響はないのかなという話でございます。ですが、恐らく池元議員さん、おっしゃっていただいたのは、やはり日野町の農業であるとか、そういった種を守っていくという理念的な部分と申しますか、その部分は確かに、例えば今のグローバル経済であるとか、国のある種の一方的な政策等で、地元の農家さんであったりとか生態系というものが崩されるということはおもう、おっしゃるとおりにも私もあまりよくないと思っております。ですので、現在のところ、先ほどはそういう答弁をさせていただいておりますけれども、状況を注視して、農業者さんのお声を聞きながら、しっかりと上のほうには伝えていくべきテーマの1つではないかなと思っております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 町長もそういう観点で上に言うべきことは言うというふうに言われましたので、本当にありがたいなと思っております。

今、世界でローカルフードを強化するという動きが盛んになってきています。これは地域の土を守り、地産地消の強化を目指した動きが活発になっていると。そして地域に合った種苗が確保されることで、それは可能になることなのだ。だから、その地域で地域に合った種苗を作り、それを循環させて、気候変動を起こさず環境を守り、そして地域の育苗家、種取り農家、そしてその種や苗を使った農家を守る政策が今、本当に必要だというふうになっているのですが、日本は何か反対の方向に行くような感じがして、困ったものだと思っております。

しかし、私、うれしいニュースがあって、2020年12月6日に出された情報なんですけれども、堀江町長も前からSDGsのお話をされておられますけれども、この農業でSDGsの推進、全国初の条例、滋賀県、というふうにニュースが載っております。この中には、18年に廃止された主要農産物種子法の基本事項を盛り込んで、米、麦、大豆の種子の安定供給にも取り組むというふうに書いていただいています。こういうふうに、やっぱり自分の地元のそういう農家を守っていくというのも、県や町の責任でもあると思いますので、ぜひ県のこういうことを学んでいただいて、進めていただきたいと思います。これは要望ですのでお願いをいたします。

次に、最後になりますが、ふるさと納税についての質問であります。ふるさと納税が創設された背景には、地方財政の危機的状況が続いていたということがあります。国が定める地方財政計画は、平成13年度、2001年度から約10年間、年々減少を続け、同時期に進められた平成の合併で、小規模自治体は合併しないとやっていけないという、脅しとも感じられる形で合併に駆り立てられました。日野町の平成19年度決算が69億円台となったことは、そのすさまじさを示しています。こうした財政危機に対し、地方6団体は一丸となって地方財源拡充を求め、精力的に国に要請を繰り返されました。そして日野町では、当時の藤澤町長ら3役をはじめ議員も独自の歳費削減を行い、町職員の皆さんも給与削減を受け入れ、庁舎内、力を合わせたからこそ乗り越えてこられたものだと思っています。

本来、国が地方の行政需要に応える地方財源を確保すべきであるにもかかわらず、地方自治体間で財源を奪い合うふるさと納税制度が、田舎で生まれて育ててもらいながら、働くようになれば都会で納税する、ふるさとに恩返しをしたいということなどを理由に、平成20年4月の地方税法の改正で制度化されました。このようなふるさと納税の成り立ちを踏まえ、以下の質問をいたしますので、明快な答弁よろしくお願いたします。

1つ目に、近江日野三方よし！ふるさと応援寄附が始まりました。堀江町長は先の選挙で、日野町の財政はなぜ厳しいのか、財源確保の努力が足りない、ふるさと納税を積極的に活用し寄附金の大幅増加に取り組みます、ふるさと納税で数億円税収アップするだけでその効果は大きいなど、財源確保の手段として、ふるさと納税

を主張してこられました。しかし、ここに来て、特産品のPR、町の魅力発信とは言われますが、財政確保とは言われなくなりました。町長は選挙時に、日野町の財政はなぜ厳しいのか、財政確保の努力が足りない、ふるさと納税を積極的に活用し、寄附金の大幅増加に取り組む、数億円税収がアップと主張されていた考えはどういうふうになったのでしょうか。お尋ねをいたします。

2つ目に、ふるさと納税制度は、2,000円を超える寄附額を住民税、所得税で控除される制度です。その上、さらに多くの自治体が返礼品を提供してきました。都市部の財源が地方に移譲される、自分が応援したい自治体に納税できるなどと言われましたが、自治体間で財源を奪い合う制度であることには変わりありません。本来、住民税は、当該自治体の福祉や教育をはじめ行政施策を支える貴重な財源であり、その財源を自治体間で奪い合うことは、地方税の趣旨に反するものだと思います。ですから、全国町村会もこの制度を必ずしも評価をしていないのです。堀江町長は、こうしたふるさと納税の本質についてどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

3つ目に、全国的に見れば、平成30年度のふるさと納税の総額は約5,000億円。そのうち約30パーセントの1,500億円が住民でない人への返礼品に消え、20パーセントの1,000億円が手数料等でふるさとチョイスなど企業に支払われ、実に2,500億円が、本来、住民福祉の増進のために使われるべき貴重な税財源が失われたと考えられます。そこで、ふるさと納税で効率よく税控除を受けられる限度の目安は、住民税所得割の約20パーセント程度だと言われていますが、全国で20パーセントの金額はどれぐらいになるのでしょうか。また日野町ではどれぐらいになるのかお尋ねをいたします。

4つ目に、ふるさと納税の返礼品は、その町民は対象になりません。確かに町外から寄附金が寄せられれば、返礼品と必要経費を除いた約半分が収入になります。しかし、ふるさと納税はお得ですよ、返礼品がもらえますよとPRすることによって、日野町の皆さんが町外へふるさと納税をするきっかけになる可能性もあります。つまり、ふるさと納税をPRすれば、寄附も増えるが、町民の皆さんが町外へ寄附される額も増え、町税の減収の可能性が出てきます。町長は、町外の人にはふるさと納税をお願いし、町民の皆さんには町外へのふるさと納税を推奨されるのでしょうか。それとも、町民の皆さんに自重をお願いされるのでしょうか。町長のお考えをお尋ねいたします。

5つ目に、最後に、来年度予算編成にあたり、ふるさと応援寄附の額、返礼品の額、手数料等、必要経費をどの程度見込むおつもりなのでしょうか。また、ふるさと納税により、町外へ流出することによる町民税の減収をどの程度見込むおつもりなのか、お尋ねをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは、ふるさと納税の取組についてご質問をいただきました。

11月24日から、近江日野三方よし！ふるさと応援寄附をスタートいたしました。この応援寄附では、地元の特産品などを返礼品とすることで、地場産業の活性化、町の魅力の発信につながるものにしたいと考えております。町をPRすることと、ふるさと納税をしたいというお気持ちの結果として、その財源をまちづくりに活用できることは大変ありがたいことだと考えております。今後さらに日野町をアピールできる返礼品の募集や、全国の皆さんに広く日野町を知っていただくために、複数のポータルサイトへの委託など、より充実した取組にしていきたいと思います。

次に、2点目のふるさと納税の基本的な考え方についてですが、ふるさと納税制度の趣旨は、地方で生まれ育ち、現在は生まれ育った地域と異なる場所で生活をされている方の、ふるさとへの恩返ししたい気持ちを、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みであり、そこから自分が応援したいまちを応援できる制度になったものでございます。決して返礼品の売り込み競争による寄附金制度ではないということでございます。本旨から逸脱したルールなき返礼品の売り込み合戦から、一定、本旨を踏まえ、返礼品等についてもしっかりとルール化されたことから、今後は今日までの当町での取組とともに、町の特産品を中心とした返礼品も活用して町をPRしていこうと考えております。そして、さらにこのPRを通じて、当町の出身者や今まで応援いただいた方はもちろんのこと、今後は当制度で、当町を応援して下さる方々も関係人口としてしっかりと継続的につながる取組として、位置づけをしたいと考えております。

次に、3点目の令和元年度、平成30年分の個人町民税に係るふるさと納税の控除額についてですが、まず、全国におけるふるさと納税の控除額としましては、令和元年度の課税状況調べより、市町村民税に係る算出税額と、調整控除から算出した金額に基づき、所得割の約20パーセントを寄附金控除額と仮定しますと、約1兆6,000億円となります。

次に、日野町における個人町民税に関しまして、所得割額が課税されている方を対象としまして、おおむね1万人の方がふるさと納税を合理的に限度額まで行ったとした場合、約2億3,000万円となります。

次に、4点目のふるさと納税制度のPRについてですが、先にも申し上げましたとおり、ふるさと納税の趣旨は、地方で生まれ育ち、現在、生まれ育った地域と異なる場所で生活をしておられる方の、ふるさとへ恩返ししたい気持ちを、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みとなったもので、そこから自分が応援したいまちを

応援できる制度になったものでございます。このため、日野町民の中にも日野町以外にふるさとがある方もおられますので、その方が町外にふるさと納税をされることを制限するものではないと考えます。日野町を応援したいと思っていただけるよう広くPRし、継続的に日野町を応援してくださる方とつながる仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、5点目の来年度予算編成などについてですが、ふるさと応援寄附に係る次年度予算につきましては、過去5年間の寄附金の実績を踏まえて3,000万円程度を想定しており、返礼品費用約3割、郵送料等を含めた約5割の必要経費を見込む予定です。また、ふるさと納税により町外へ流出することによる町民税の減収をどの程度見込むのかという部分につきましては、令和元年度、2年度の実績では約1,500万円となっていますが、町外寄附をされる方が増加するかどうかは、現時点では予測が困難であり、寄附金控除額の見込みについては、個人町民税の税収について、様々な社会情勢を勘案しながら、総合的に判断して全体額を算出することになります。これらのことから、令和3年度におけるふるさと納税による町民税の減収に関しては、当初課税後の実績に基づき分析をしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。

1つ目に、ふるさと納税の取組について、答弁で、特産品を返礼品にすることで町をPRする、全国の皆さんに日野町を知っていただくためと、何度も日野町や特産品のPRが出てきましたが、PRが主目的になっています。町長が言われていた肝心の財政確保については、結果として財源をまちづくりに活用できると、二の次のようになっているように思いますが、先の町長選挙で財源確保を言われていた町長の考えはどうなったのでしょうか。ここに答弁が抜けているようですので、改めて伺います。

2つ目のふるさと納税のスタートは、答弁でもありましたが、税制を通じてふるさとに貢献することであり、都市部から地方への財源の移譲が目的でした。額はともかく財源確保だったのです。しかし、それは本来、該当自治体の住民の福祉の増進のための財源であり、その住民税を自治体間で奪い合うということであり、税制上大きな問題であると思います。自治体の財政を支える財源の中心は、地方税と地方交付税です。地方交付税制度は、都会と田舎、財源の豊かなまちとそうでないまち、それぞれの条件がある中で、行政需要に応じた財源を確保するための財源調整をする制度です。ふるさと納税は、そうした調整機能を結果としてゆがめることになっています。堀江町長は、町村会の構成員でもあります。このような自治体間の税を奪い合うことを、またこのような地方財政制度上の問題点について、どのように認識をされているのか、お伺いをいたします。

また、当制度を通じて関係人口として位置づけると答弁をされました。本来の関係人口とは、地域や地域の人々と多様に関わる人たちのことで、地域の担い手不足を補ってくれる人です。町長は具体的にこの関係人口に対してどのように取り組み、何を期待されておられるのかをお尋ねいたします。

3つ目に、ふるさと納税の実態は、財源確保のため、各自治体が返礼品競争に走り、カタログショッピングの様相となり、大阪の泉佐野市のように、ギフト券を返礼品にして数百億円も稼いだとのこと。そもそもふるさとに恩返しをしたいという趣旨からは外れ、ネット上では実質2,000円で全国の特産品をゲットと返礼品目的であおっています。このような仕組みは、本来の納税でもなければ寄附でもありません。また、当該自治体の住民でない寄付者のために約半分を経費として支出することも問題です。初めの質問の3番目の答弁で、このことについては税務課さんだと思いましたが、丁寧に答えていただきました。このように全ての対象になる国民がふるさと納税を活用すれば1兆6,000億円、この約半分の8,000億円が返礼品と必要経費に消えてしまうこととなります。日野町でも、全ての対象町民が返礼品がもらえる他市町のふるさと納税を活用すれば、ほぼ2億3,000万円の住民税の減税になるのではないのでしょうか。こんなことになれば、深刻な問題です。現に、令和元年度、日野町で他の自治体にふるさと納税された額は3,465万円です。堀江町長は、こうした制度の問題点について、返礼品競争についてしっかりとルールされたからと、問題はないというふうに考えておられるのでしょうか。お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 再質問を数点いただきました。

まず、1点目の財源確保の部分は二の次になっていないかということで、ありがとうございます。二の次のつもりではございませんでして、これをスタートさせていただいた記者会見のときにも、2つ目的がございますとお伝えを、それは記者さん相手ですけれども、させていただきました。1点目は、先ほど申し上げました日野町の魅力のPR、特産品のPRでございます。2つ目はやはり、財源を少しでも確保していきたいという思いということは、そういった公のメディアに対してもしっかりと申し述べておりますので、財源確保ということは非常に大事なポイントの2つ目にあると思っております。

そして、そもそものこの税制上の大きな問題点、ご指摘をいただいたとおりの部分でございますけれども、やはり自治体間が奪い合うということは確かに、構造上、それが過度に行われるということは非常に好ましくない部分というのは、大いに理解するところでございます。ただ、その一方、一定、市民権を得てきたといえますか。確かにそこに多少のゆがみがあるということは、私も承知はしておりますけれども、ただ、ここはもう十数年以上、日本国において行われておまして、一定、

これに対してのルール化の制度も含めて市民権を得てきた中で、やはり町としましては、多少の確かにデメリットというものも当然ございますが、新たなこういったメリットを大いに生かしていけるのではないかと、そういったチャレンジもやっていくべきではないかという私の考えの下で、これは進めさせていただいているところでございますので、そのような理解をしております。

そして、関係人口という部分につきまして、池元議員さんより、その定義の部分、担い手不足や多様な方というお話がございました。細かく厳密に定義はしておりませんが、やはり、これから日野町にお住まいいただく、移住していただくということが一番の大きな目的ではございますけれども、その前段階として日野町に興味を持っていただく、何らかのつながりを持って関係をつくっていただくという方を増やすということは、そのステップとして非常に重要であると思っております。ですので、行く行くはそういった方々が担い手につながっていくということになれば一番ありがたい目標でございますけれども、その段階で、こんな町があるんやと、例えば日野菜を頼んでいただいて、近江牛を頼んでいただいて、全然知らなかったけど日野町という町があるんやな、そこから何かがもしかしたら生まれてくるかもしれない。そういった大きなきっかけづくりとしても、このふるさと納税というものは大きなツールではないかなと、そのような考えを持っておるところでございます。

そして、最後、泉佐野市の、非常に、私自身もあれは相当よろしくない事例の1つだと思っております。先ほども答弁で申し上げました。しっかりとふるさとに恩返しの気持ちでという趣旨を外れることなく、返礼品競争、カタログショッピングでの奪い合いという過度な部分ではなくて、純粹に日野町の魅力をお伝えできる手段として、その点が過剰にならない、悪い意味で過剰にならないようには注意をさせていただいて、進めさせていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

13番（池元法子君） 町長のお考え、納得できるところ、できないところがありますけれども、まず答えていただいたことは分かりました。しかし、関係人口の面も、行く行くは町民になってもらうことが一番大きな目的であるかのように言われましたけれども、ふるさと納税でなかなか、こっちへ来てもらうという、そこまでののかなという、過度な期待になっているんじゃないかなというふうにも考えますが、町長はそういう目的でということは分かりましたし、過剰にならないようにやっていくということも言われました。

再々質問というのか、私の意見なんですけれども、前回、前の藤沢町長は、近江鉄道日野駅再生事業にふるさと納税制度を活用して、見事に達成をされたのだと思います。町内はもとより全国から、見返りを求めることなく日野駅再生を願う気持ちが数多く寄せられ、国の優良活用事例にも紹介をされておられます。私は、今回

の寄附が、日野町や日野町の特産品のPRにつながればそれは本当にいいことだと思っています。しかし、特産品がある自治体と少ない自治体でも差が出ますし、財源の取り合いである以上、勝ち組、負け組というような結果が生まれるのではないのでしょうか。所得の低い人には効果が少なく、所得の高い人ほど優遇される制度でもあります。こうした問題点をきちっと捉えて、ふるさと納税の本質というのは、地方財政を拡充するものではなく地方財政を圧迫するものであることにもつながる。地方自治体の財源確保というのは、地方財政対策の拡充こそが大切であり、国に対しても言うべきことはしっかりと言い、本当の地方財源の確保に努力すべきだと思っております。日野ファーストというふうになるのではなくて、真の地方自治の発展のために、心からすべきであることを目指して、これからの町長の行動をちゃんと見守っていききたい、期待をしていききたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は15時15分から再開いたします。

—休憩 14時59分—

—休憩 15時13分—

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、1番、野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告書に基づき、私、野矢貴之の一般質問をさせていただきます。テーマは、SDGsを活用して循環型の地域経済成長「日野モデル」を実現せよ！というようなテーマでさせていただきます。

まず、昨今よく耳にする言葉、持続的ということなんですが、比較的、今議会でも持続的という言葉はたくさんの方が使われて、ちょっと、もしかしたら増えてきたのかなと、私の耳が持続的を認識する耳になったのかもしれないんですが、増えた気がします。実際、JIAMという研修所で町村議会議員を対象にしたセミナーがございまして、市議会じゃなく町村、もう全てのテーマが持続的という項目だったんですね。持続的な福祉、持続的な公共交通、持続的なまちづくりと、そのような形で、大きく言うと町村の一番大きなテーマは持続的なかなというふうに思っているところでございます。

そのようなところで、日野町は現在持続可能な状態かなと考えたときに、課題は山積みで、むしろ未来的なところに課題が大きくなるんじゃないかと想定しているとしますと、とても持続的な状態とは言えない、持続的な仕組みにはまだなっていないというふうに認識しています。それが全国的な、日本の経済の問題とか高齢化

ですとか人口減少ですとか、どこも大変やなど、時代的に大変やなどというところでそのまま過ごしてしまうと、先送りになってしまうのかなというところもありまして、今、この小さい地域ですから、無駄なく有効に資源を大切に組みんでいきたい、行政的な取組もとても大切に組みんでいきたいなと思っていますところでは。

例えば、明確に課題解決のために組みんでいると言えない事務がもしございましたら、一度立ち止まって、これは本当に何の課題を解決するのかなというような時期に来ているのかなと思います。恐らく、そういった立ち止まってちょっと考えてみることを少しずつしていただいているのかなと思うところでもございますが、いま一度、私の質問においても考えていただく機会になればいいなと思います。

今回は環境問題というものを切り口に、日野町行政の取組を分かりやすく分析し、SDGsを活用して循環型の地域経済成長モデルをつくれないうことを一問一答でお聞きします。あくまでも環境問題が一番大きな問題ということではなくて、切り口というところで考えていただきたいと思うんですが、このSDGsという言葉につきましては、今年3月の議会におきまして、堀江町長が取り上げられた内容でもございますので、堀江町長と今回、すり合わせたわけではございませんが、見解の中で相違がございましたら、都度、ご指摘いただきながら、できれば目標のようなもの、落としどころのようなものを共有したいというふうに考えております。

当時の一般質問のテーマは、SDGsを町政に生かすことについてというテーマでご質問されておりましたが、そのときの印象的な答弁といいますと、SDGsは、大体以前からちょっと組みんでいた町のものがSDGsに少し当てはまるかなというようなところと、もう1つは、あえてSDGsを掲げる必要はないというような当時の結論だったと思います。実際、そういうふうなことで議会だよりも書かれているかなというところなんですけど、そういうふうに思っている市町がたくさんあるだろうなというようなお答えだったと思います。昔から、ちょっと環境のことを考えて活動している人がたくさんいるし、特に日野町は多くの方が活動的な町ですので、そういうような活動を評価していくと、何らか未来のためのことを考えて皆、されていると。それは間違っていないと思います。ただ、多分そのときも、今の堀江町長も思われたのかと思うんですが、SDGsという観点から考えると、SDGsは今の延長上で未来がとてもすごく達成できるというものではないと。今、日本、この地域が抱えている課題は、抜本的な方法の見直しをしないと多分、達成できないだろうと。それがSDGsの観点というところで考えますと、少し、今、こういうことをできることからやっていますよということではなくて、このためにはこれをやらなあかんやろうと、だからこれをやるんだという答えまで行きたいなというふうな気がしています。そういうふうなところで、本質的に課題解決に向かっていきたいなというところで、建設的なやり取りを期待しています。ただ、

当時とは状況が大分違うと思いますので、あれから9か月という時間の中で、コロナの問題であったり、堀江町長になったり、総合計画が決まってきたり総合戦略が決まってきたりというようなことで、状況大分違うので、また話が変わってくるかなと思っています。

まず、1つ目の質問なんですけど、今、京都議定書に始まり、環境問題といいますと、パリ協定ですとか、国連にて全会一致で採択されたSDGs、日本でもレジ袋が有料化、再生可能エネルギーへの転換、ガソリン車から電気自動車へ、菅総理の所信表明、今日も出ていましたが、温室効果ガス排出ゼロ、先日、これを法制化するのではないかなというようなことも新聞に出ておりましたが、そのような環境問題の話題は枚挙にいとまがないというようなところで、まず、一番はじめの認識を同じようにしていただきたいと質問したい内容があるんですけど、環境問題というのは、人間の影響によって環境問題があって、人間が引き起したものだから人間が解決する方向に向かわせなあかんだろうという考え方で、まず、よろしいですかということを知りたいです。これは自然現象で人間の催したものじゃないだろうという論調もあるというようなことを踏まえて、一度確認をしておきたいので、これについて質問いたします。

議長（杉浦和人君） 1番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ただいま野矢議員さんから、環境問題を切り口に今の環境の状況、人間が引き起こしたものであるのかどうか、町の考えはというようなご質問の中でございます。

まず、地方行政の役割や日野町の取組、また目的やその成果という部分で答弁させていただきますと思います。

近年の地球温暖化の問題や省エネルギーの対策、環境保全の維持等、様々な環境課題に対する取組が必要になっています。これらの環境問題の多くは、人為的な要因によって引き起こされていると考えております。このような課題に対して、地方行政は、住民の福祉の増進を図るため、地域における環境保全に向けて取り組む役割を担っていると思っています。日野町での環境対策に関する取組としましては、ごみの分別回収による資源ごみの有効活用、水質、大気測定による環境保全の維持、地球温暖化、省エネルギー対策の啓発、不法投棄防止、環境美化の推進等を行っています。また、住民参加の取組としましては、ごみゼロ大作戦や県下一斉清掃運動による散在性ごみの収集、ごみを捨てない啓発活動など、様々な取組により町の環境の保全に努め、住みよいまちづくりに寄与しているものと考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 環境問題に対する取組が必要ということですので、環境問題は

人間にとって大きな問題になっているという解釈ですよ。散在性ごみという言葉が出てきましたが、これは、ポイ捨てされているものということによろしいですか。

先ほど、1つ目の質問なんですけど、日野町にとって環境問題ってどんな存在なのかということで、地方行政の役割とか日野町の取組事例、目的やその成果というものも答えていただいたんですが、これをちょっと、もう一度解釈しますと、目的としては、とにかく環境問題なんで環境保全をしましょうということですね。そのために、解釈なんですけど、どこもやっているようなことをとにかくちょっと少しずつというよりは、環境保全という目的のために、地方行政としては積極的に何らか能動的にやっていく立場だというふうに捉えてよろしいですか。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ただいまご質問ありました、環境問題に対して積極的に取り組むということで、日野町におきましても、今、申し上げましたとおり分別回収から始まり、地球温暖化、省エネルギーの啓発など、様々な取組の中で行っているということで、積極的にやっていると認識しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 実際、日野町が町としてもそのような啓発的な取組をされているのと、私自身はエコドームですとかいったところはかなり、周りと比較しても視察されるような部類というか、先進的な事例なのかなと思っています。では、そこにお持ちしますといろいろなものが資源として分けられたりというのが分かりやすく、よい事例かなと思うところで、個人的には、子ども服の交換会とかを実際にしますと、どうしても人が要らない服というのが出てきまして、それを最後、作業所にお持ちして、ウエスに有効活用していただくということが分かっているだけでも、その活動自体が大きな、何段階か価値の中に入れるのかなというように思っている、そういうような取組が日野の誇れるところかなと思っています。

実際問題なんですけど、日野町の環境保全という取組について、散在性のごみ、例えばポイ捨てのごみと行政の収集のところで出てくるごみと、大きくはごみといえればこの2つかなと思うところなんですけど、この取組によってごみって減っているんですかね。一応、私の認識を言いますと、確か小学生のプレゼンの中では、ポイ捨ては増えているんじゃないかというのが1つと、もう1つは、収集ごみはポケット統計でも増えていると思うんですが、その認識で間違いないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ただいま野矢議員さんから、ごみの収集の量が増えているのではないかというご指摘をいただいております。議員さんおっしゃいますとおり、ごみの量は増えているという状況になっております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1 番（野矢貴之君） もし原因が分かれば、原因を教えてください。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） 1つ1つを測定したわけではございませんが、ここ最近におきましては、野焼きとかいうものが、昔やと外で燃やすことができたということもあるんですが、全てそれは外では燃やさないということで、清掃センターのほうへ運んでいただいているという点とか、あと、ここ最近では、1回家を出られた方が実家の整理というようなこともあって、そのごみの整理の中で、清掃センターに運ばれているとかいったような要因を考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1 番（野矢貴之君） なるほど。ちょっと時代の変化とともに、出されるごみが増えたということですね。生ごみも切った枝とかも燃えるごみとして出ているところですかね。

そのようなところではあると思うんですが、ごみというのは今、日野町では多分、相当きれいに分別されているほうかなと思ってはいますが、例えばペットボトルにしたって、ベリッと剥がして中も洗ってキャップも取ってというのがかなり、きれいに分けられているほうじゃないかなと思ってはいるんですけども、そもそもごみの分別というものは何のためにしていて、分別したものがそれからどうなって、分別すればそれで解決なのかというような、ちょっと分別についてお話しいただけますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ごみの分別についてのご質問をいただいております。ごみは、よく分ければ資源とかいう言葉を聞くんですけども、ごみの中には使える資源もあり、限りある資源を有効活用するため、ごみを分別して利用することが大切と考えています。資源として回収したごみは、その多くは再生資源として活用されることとなります。資源として循環利用していく必要がありますが、それと併せてごみの発生そのものを減らすということの取組も必要であると考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1 番（野矢貴之君） 多くのことが、分別されることによってリサイクルしやすいということですね。がちちゃとしていたりリサイクルできないということで、その状態で、あとごみも減らしたほうが良いということなんですが、ここで1つ、たまに聞かれることがありまして、焼却炉とごみの関係で、ごみというのは、ある一定量ないと焼却炉の燃焼効率が落ちるみたいな、ちょっと本当かどうか、都市伝説かどうか分かりませんが、なので、ごみが減り過ぎたら困るんだよというような話をたまにする方もおられるんです。実際のところはどうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ただいま、ごみの量が減り過ぎて燃焼効率が下がるとい
うようなお話があったんですけども、今、日野町が入っています中部清掃組合の
ごみの入る流れをご説明させていただきたいと思います。中部清掃組合におきまし
ては、定期的に点検をされています。その際にはごみをなくしてから点検するとい
うことになるんですけども、当初900トンぐらいのごみを貯蔵しまして、そこか
ら1日当たり100トンぐらいのごみが中部清掃の中に入ってきます。その日に燃焼
できる能力が120トンございますので、1日1日焼却していくと、差の分が減って
いくと。3か月に1回ずつ点検をするという工程になっておりますので、そうい
うようなサイクルをしております。特にごみの量が減ることで燃焼効率が下がる
というようなことではなくて、そういうようなサイクルで燃焼して処理をしている
という状態です。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） なるほど、その日の量を毎日消費している、消化しているわけ
じゃないということですね。そうすると、多少減っても、またそのサイクルの問題
だけであって、燃焼するときの量は変わっていかないということで問題ないとい
うことですね。ありがとうございます。

たくさんのものが資源としてリサイクルされるといいなと思っているところ
ですが、一般的にリサイクルされている、これだけリサイクルされているとい
うようなことであると、一般のリサイクルのイメージって、またこれが同じようなもの
に生まれ変わる、例えば瓶とかですとまた瓶になるんじゃないか、缶ですとまた缶に
なるんじゃないかということで、実際、リサイクルというのは同じようなものとし
て再生産されるというイメージを勝手に持っている方はたくさんおられると思
います。なので、リサイクルって非常にイメージがよい言葉だと思うんですが、こ
こで環境の問題でいいますと、環境問題の何が問題なのかって環境活動家の方に言
いますと、資源の量と人間が消費する量のバランスが合っていれば何も問題ないん
だ。ごみは問題だとして、不法投棄は問題だとして、例えば、生まれてくる木の量
と同じぐらいしか木を消費しなかったら、ずっと木は使い続けられるということ
ですね。このバランスが、消費のほうがあまりにも今、多いから、ごみも消化し
切れなかったり、資源がどんどん枯渇していったりすることが問題になるんだと。

ちなみに、日本人が、全地球にいる人間を全日本人と仮定したら、資源は地球の
2.9個分要りますよというデータらしいです。そういうことを考えますと、でき
るだけ資源はまた資源になって、また物になってということが理想なんです
が、そういうことで、この世からごみというものがなくなればいいなという活動
を、ゼロウェイストということで活動されているのが日本的にたくさんあり
ます。自治体も8個ぐらい、上勝町を中心に8自治体が宣言されてやっておられ
ますが、実際、ほと

んどのものがリサイクルされて、日本は優秀だなと思います。紙もアルミも、特に金属はもう、昔からずっと再利用できているもので、お金になるよということも聞いています。

ここで、ペットボトルが少し気になる場所なんですけど、同じように資源として消費とバランスを考えたときに、ペットボトルって確かデータ上は8割強リサイクルされていますよということにはなっていると思うんですけど、実際には、そのうちの5割ぐらいはサーマルリサイクル、多分、今日の答弁でもあったと思うんですけど、燃料になると。つまり、それはさっき言いました、我々が一般的にリサイクルとしてイメージしている、また製品になるんじゃないかと、結局燃やすんかいと、燃料じゃないかと。そこによって、それは確かに1個、捨てるまでに1個、間を挟んでいるので、完全に無駄ではないかもわかりませんが、そこから温室効果ガスも出ているし、つまり、それはまた次の資源になるわけではなくて、次の資源を使いながら消費されていく一方がペットボトルであるという認識をしています。ただ、商品になるものもあって、ただそれは小さな商品からじゅうたんになったりとか、その場合、せっかく大きなプラスチックが小さなマイクロプラスチックを生むんじゃないかという議論も1つ生まれているとも思うんですけども、そう考えますと、プラスチック、特にペットボトルとかですと、分別をいかにしましょうということではなくて、減らすことのほうが、減らす啓蒙をとにかくしていくことのほうが是じゃないのかというふうに思うわけですが、この辺はいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） 私も先ほども答弁させていただいたとおり、多くの消費する商品が出てきて、それを大量にできたものを人が使っているということなんですけれども、無駄にしてごみになっているということが多いですので、野矢議員さんおっしゃっていただいたとおり、まずは使う量がどれだけか、その量に合わせた消費をするということが、まずはじめに大切なことやというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 実際、使う量を自分でコントロールしてというのがいいんですけど、ペットボトルってすごい便利なんで、プラスチックもすごく便利ですし、携帯性というものも相まって、ペットボトルでいいじゃないかと普通に考えますよね。それがまたリサイクルされるんだからというふうになっていますので、それ自体がリサイクルしているのに何であかんのということにもなりかねませんので、そこは行政的にこんなふうにしたんだよということを出していただくことによって、少し考え方が変わっていきけるのかなと。例えば僕が、いや、ペットボトルはなかなか、これはよい資源になるわけじゃないんだよと言っても、なかなか根拠といえますか、そういうところで、あの人はそういうナチュラルな人なんやなというふ

うなふうに見られることもあるわけですよ。これは環境問題を意識的に取り組んでいる人の大きな課題だと思います。

なので、大きな行政が何をどのように向かっていきたいのかということを示すことによって、その中で、意識的に活動したい人が活動しやすくなるということはあると思いますので、そういうようなことがあるとうれしいなと思うところで、そこで2点ほどできないかなと思うことがあるんですが、1つは上勝町の事例なんですけれども、表示の仕方をリサイクルできるものとできないもの、リサイクルできるものはお金になるものとお金がかかるものを物すごく分かりやすいように表示してほしい。そうすると、買物するときに、これはごみにしかならへんでを選ぶのか、これはまたリサイクルできるでという、買物をする人が買物するタイミングで選ぶのかという、賢く買物するということが1つできるようになると、もう1つは、お金のかかるものが減っていけば行政の負担が減るんじゃないかなと純粋に思うこともあります。

やっぱり、ごみの処理というのは行政の事務だとしますと、そういうものが減ればいいんじゃないかなと思うところで、そのようなことで考えますと、ごみの量を、これはどの単位か分かりませんが、毎年ペットボトルは日野町からこれだけごみとして出ました、去年はこれだけでしたというようなペットボトルのごみの総量の推移ですとかいうような表示、もし図れるならそういうことはできないかなと思うところですが、どうでしょうか。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ペットボトルのごみの量の推移とかいうことにつきましては、中部清掃組合のほうで計測もしております、可能でございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） ホームページに表示とかはできますか。どなたにお返事は、ホームページは。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ホームページの掲載もできますので、またその方向で検討させていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） うれしいです。すばらしいなと思います。皆さんの目に留まればいいなと。ただ、これでちょっと環境を意識しているんだよというだけではなくて、こういったことをきっかけにマイボトルを持っていただきましょうと。マイボトルを持って、例えば既存の商店でマイボトルに水なりお茶なりを入れられる給茶スポットとして存在していただく。そうすることによって、副町長、ヒノイチの中でヒノイチマップに給茶スポットもあって、そうすると既存の商店が、いわゆるス

テークホルダーに誘客するというか、そういう仕組みとごみの問題が相絡まっていくというようなアイデアはいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 実際に今、現実にビワイチの場合にはサイクルサポートステーションというのがありまして、サイクリスト、結構水筒を持ってくる人が多いので、給水スポットという形で発信をさせていただいたりしておりますので、日野におきましても同じような形で、水をいただけるところでボトルを持って行って入れていただけるところという発信というのは非常に有効だと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） サイクリングステーションですね。特に日野町、そういう趣のある商店も多いですから、そういうところに立ち寄っていただくような仕組みを絡めていきたいなと思っています。ありがとうございます。

それでは、満足しましたので、次の質問に行きたいと思います。環境問題の今後について、それぞれの観点からちょっと伺いたいですが、今後ますます環境問題というのは注目されるのであれば、ぜひ取り組んでいきたい、そして取り組んでいただきたいということも込めまして、ちょっとお聞きしたいんですが、まず、滋賀県というものの観点からいいますと、滋賀県はSDGs宣言を早々に出されていたはずですが、今後も滋賀県のSDGs、環境問題にどんどん取り組んでいくであろうと考えられますか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 滋賀県なんですけれども、もともとから合成洗剤を使わないというような取組を官民一体にやってきたという歴史もありまして、滋賀県自体が環境問題に取組、積極的にずっとやってきたという歴史がございまして、琵琶湖環境部というセクションも置いていますし、環境行政という枠組みで職員の採用も継続的にしているという全国でも珍しい県だと思いますので、その中でSDGsというのが国連で提唱される中で、ぜひそれを前向きに生かしながら発信もしていきたいということで、施策のほうも17の目標の中で整理をしながらされていて、その中で、先ほど池元議員の質問の中にもございましたけれども、もともと滋賀県環境こだわり農業ということで取組はしていたんですが、SDGsの観点から整理をし直して、県の責務も明らかにする中で、持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例ということで、今回12月の県議会のほうで提案をされているということでございまして、今後こういう形での取組が継続して進むものと考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 県はどんどん進んでいくということで、ほかの市町、日野町に

おいても県と同じくしてどんどん進んでいくというようなイメージでしょうか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 日野町におきましても、SDGsという理念が進むのかどうかというところは若干議論があると思うんですけども、環境問題に関しまして、環境問題という切り口でいきますと進んでいくものと思いますが、SDGsというのは17のアイコンに整理をし直して発信をして、分かりやすく連携をしたりとかという利点を前に出しながら使っていくという仕組みだと思いますので、SDGsを使うかどうかというところはあるかと思いますが、環境問題に取り組んでいくということは間違いがないかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） どんどん一緒に取り組んでいければいいなと思うんですが、ちょっとだけここで聞きたいことが、滋賀県は3年前から進んでいたところが、日野町は何か表に出してあまり進んでこなかったというのは、県と町との連携というのは大変なものなんですか。それとも町がまだそのタイミングじゃなかっただけということでしょうか。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（津田誠司君） 連携に関しましては難しいというか、それぞれ立ち位置とか思いがあるのでなかなかうまくいかない事例もあるんですけども、どちらかというと滋賀県が全国にも先駆けてSDGsの宣言はしたということもございまして、どちらかというと滋賀県が早く進んでいったというのが状況かなというふうに認識をしております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） すばらしいお答えだと思います。ありがとうございます。連携というのが、実際はどういうふうに連携されるのかというのは言葉では分かりにくいところもあって、ちょっとお聞きただけで、これからどんどん一緒に連携して進めていければいいなと思います。

次に、住民課さんのほうにはプラスチック問題についてということで、どんどんプラスチックの問題も市町では取り組んでいくことになるのかなということについてお聞きします。

議長（杉浦和人君） 住民課参事。

住民課参事（奥野彰久君） ただいまプラスチック問題についてご質問をいただきました。

議員さんも先ほどから環境問題についてのことについてお話しいただいております。特にプラスチック問題については、世界的に海洋性プラスチックごみの存在が危惧されているという状況です。生態系への影響が懸念されているところでご

ざいます。国におきましても、令和元年5月にプラスチック資源循環戦略が策定されまして、また、自治体におきましても、プラスチックごみゼロ宣言を発表されているところもございます。これからプラスチック問題についての取組は進んでいくものと考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） プラスチックのことは先ほども質問をされていまして、そうだろうなと思っています。実際、海洋プラスチックの総量が魚の総量を超えると言われていまして、大変なことだなと思っているところです。こういう場所からも、関係のない話ではないというようなことらしいですね。

学校教育課にもお聞きしたいんですが、小学校の教科書にSDGsというの載っているということですが、子どもたちも踏まえてどんどんこういった観点から話は進んでいくんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 小学校の教科書については、小学校の6年生の社会科の教科書に、世界のなかの日本とわたしたちという單元の中で、世界の人々とともに生きていくために自分たちに何ができるのかを、SDGsの17の目標の観点で学習するということがございます。また今回、日野町で定めております第3期日野町教育振興基本計画にも、SDGsの視点を持って質の高い教育をみんなにという、計画の冒頭に掲げているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 6年生と計画の冒頭にあるということなんですが、小学生、子どものうちから僕らのときにはなかった学びのジャンルは結構増えているなと思うところですが、このSDGsについてもそうなのかなと。そのときに、子どもたちはそういう教材を使って知識が入っていくんですが、同時に大人への教育も行われているんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 今、次長のほうから、6年生でSDGsというものを前面に置いて学習するということがありますけれども、それこそ全ての学年で、あらゆる教育活動においてSDGsの観点、特に自分たちの暮らしをよりよくしていこうとするために何ができるのかということを考えて、実践的な態度を養うというところが大事な観点かなというふうに思っています。特に教科の例を挙げますと、3年生でごみの行方といいますか、学習します。私たちの身の回りにあるこのごみは一体どこへ行くんだろうかというような学習を、それこそ家庭で1週間、どんなものがあつたか、あるかということ調べ上げて、そしてそれが清掃センターに運ばれるということで清掃センターに行って見学をしたり、また調べ活動をしたりして

まとめていく中で、少しでも自分たちにできることは何かということを考えるときに、家庭学習も中心になってきますので、おうちの方の取材をしたりとか、またちょっと協力をしてもらったりとか、一緒になってするということが学習の中に組み入れられていますので、随分と最近は子どもたちの態度といったものが重視されてきているかなというふうに思います。もう全て、理科もそうですし、また水の行方とか、そこで環境学習、5年生なんかですと滋賀県を学びますので、そういったところでの観点を持っていきながら、そこでSDGsということを学ぶと。素地にいろいろなことを考える力をつけながら、来たるべきときといいですか、理解ができるときに、それらの観点について学ぶというふうな進め方をしているところです。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 小さい頃から取り組んでいただきますと、関係者の方も当然、子どもと一緒に学んでいくみたいなことがあると思いますので、今聞きたかったのは、教育される側は教科書に載っているけど、教育する側はどこかで学んでいるのかなということが聞きたかったので、いろいろな取組の中で触れていくんだろうというふうに思っています。

次に、商工観光課のほうに、民間の事業所はこういったSDGsもしくは環境への取組というのは、どんな感じになっているかというのをお聞きします。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（福本修一君） 民間事業所におきますSDGsの取組につきましては、国連での採択をされまして、それから様々な企業さんが寄られる場面であるとかいったところでも非常にSDGsの精神といいますか、宣言された内容をどうして生かしていくのかということが今後の企業活動に大きく影響していくのではないかといい言われている中で、それぞれの企業さんの中では、自分たちの製造であったり企画段階からでもあると思います。そこから消費流通、いろいろな場面で、どういったことを気をつけて、どういった精神でやっていくのかということについては、それぞれの企業さんの中で、企業活動の中でどう結びつけていくのか、もうそれにつきましては、環境という面だけでなく様々な分野について取り組まれており、具体的に町のほうにも、こういう取組をしているんですということでお話をいただくこともありますので、その流れにつきましては、どんどん加速しているのではないのかなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 町のほうへも報告していただくというのはすごくありがたいことだなと。ぜひそういったものも、皆さんにまた伝わっていくような形を取っていただけるといいなと思います。

次に、企画振興課にお聞きしたいんですが、地方創生SDGsというものが今、

進められていると思うんですが、この国の国・人・仕事、国の地方創生の中でSDGsというのが結構大きな位置づけをされているかなと思うんですけども、その辺はいろいろな町にとってはいかがなものでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 地方創生の考え方であります。東京一極集中を是正し、日本全体の活力を上げるために、都会も田舎も持続可能な地域の未来をつくること、SDGsにつながるものであると考えます。環境問題につきましても、特に住民生活に直結し、エネルギー問題ともつながることから、日野町の持続可能なまちづくりのために、あらゆる機関が連携し取り組むことが必要だと考えます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） あらゆる機関が連携して取り組むことが必要ということで、取り組んでいきたいと思いますということだと思っておりますが、あらゆる機関が連携して取り組むようになる感じですか、日野町でも。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） いろいろな面で、例えば今、商工観光課長が申しましたように、企業さんのほうからSDGsの取組を町にお話しに来てくださる中で、町とどう連携していこうという、個々具体のつながりはあると。ですので、SDGsの取組というのはこの部分だけではないので、例えばこの間の小学校の町の幸福論の先ほどの話もあったり、副議長の質問にもありましたように、子どもたちが町の幸福論というのを考えるということが、この町の持続可能性ということにすごくつながっていて、そのことがひいてはSDGsにつながっていると。そのことをまちづくりにどういうふうにつなげるかということが、連携していくことにつながるのかなというふうに感じています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 実際、今のお話を聞くだけでも、結構あちこちでそれぞれの、SDGsという名前かどうかは別として、活動があるなというところで、それがまたつながって加速していくんじゃないかなと思うところです。なので、あらゆるところで考えても、これからこういったところはどんどん進んでいくんだろうという認識を今、させていただいたとしまして、こういったSDGsの推進において、日野町に求められているものということについてお聞きしたいんですが、例えば、大きなところでいうと、国家戦略としてSDGsが、この地方創生SDGsというのは位置づけられていると考えますと、その中でSDGs実施指針改訂版が去年の12月に出ているんですが、そこでは教育機関や地方自治体、議会にも求められる役割が記載されているわけです。そういった中で、日野町の総合計画、そして総合戦略には、こういった地方創生SDGsを踏まえた仕上がりになっているのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 次期総合戦略、それから次期総合計画の策定がSDGsとどうつながっているかということなんですが、まず総合計画でいきますと、やっぱり持続可能性ということがかなり今回の総合計画のポイントになっていると思います。柱で言いますと、持続可能性、それから多様性、それからいわゆる共創、ともにつくるということ、全てがSDGsにつながっている中での、時代の変化の中で日野町を10年間見据えてどうつくっていくかということがSDGsにもつながっているんだなというふうに、この間、懇話会の議論を通じて感じさせていただいているところです。当然、そこから抽出した総合戦略ですので、総合戦略自体が持続可能な日野町を目指し策定するものですので、その観点を踏まえたものだというふうに認識しています。持続可能な日野町を目指すことがSDGsの2030のアジェンダを実現することにつながるということだというふうに認識しております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 持続を意識したものということで、具体的にSDGsという言葉は今回出てくるんですか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） SDGsという言葉がどこかで出てくるかはあれですけども、例えば冒頭、町長のご挨拶の文章の中に出てきたりとか、総括的なところでは出てきますし、各基本施策の中に、SDGsの17のゴールとどう結びついていくかというようなサインは総合計画に掲載する予定で、今、準備を進めております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） SDGsの施策、枠組みに結びついていくということで、非常に見やすいものになるかなと思います。実際SDGsというものが、やるとかやらんとかいうことではなくて、そういったフレームワークといいますか、枠組みをいかに使って、みんなが分かりやすくするかというものだとは僕は最近捉えていまして、なので、それを活用しない手はないなと思っていましたので、そういうような表記からしていただけますと、いろいろなところでいろいろな人の目につきやすいかなと思うところです。

実際、日野町が環境問題、SDGsに理想的に取り組んだとしまして、持続的な地域づくりを実践したとすれば、いろいろな効果が見込めると思うんですけども、そういった中で、ちょっと総務政策主監にお聞きしたいんですが、地方創生SDGsでは、環境、社会、経済という3側面を統合的に達成を目指していると。これは地方創生SDGsだけじゃなくて、いわゆるSDGsというものがいろいろなものにつながっているという考え方ですので、持続的な社会をつくるためには、あっち

もこっちも全部が立つ方法を考えて、今までの固定観念は置いておいて取り組みましょうというようなことだと思うんですが、そういう中で、そっちを意識していくと、地方の問題も克服できるだろうということが地方創生SDGsには強く書かれていて、SDGsの研修に行きますと、SDGsを使って地方創生してくれというのをひたすら内閣府の人が言ってくるという状況だったんですね、めちゃめちゃ押しつけてくるなというようなところもありますが、ただ、確かにこの枠組みというものをうまく使えば、とても進めやすいなということを、そのときよく理解したわけなんですけれども、そういう中で、日野町においてもこんなことが実現できるとすれば、取り組む価値があるかなということをお聞きしたいんですけれども。うまくいけば環境面では、循環型の経済をつくるということも踏まえていきますと、輸送コストが削減できたり、消費エネルギーが削減できたり、当然、排出CO₂の削減、ごみも削減すると。

日野町の中では、どれだけ活用できていると言えるか分かりませんが、森林資源があって、これをもっともし活用できれば、森林資源がエネルギーにも変わるでしょうし、石油資源に代わるものとしては、温暖化対策になったり、それが獣害対策にも結びついたりというようなことがあるのかなと思いますので、社会面ではそういったつながりを、地域のつながりを生かしてこうやっていこうというふうなことをつくっていくと、今、コミュニティーの問題ですとか文化の継承の問題ですとか、その辺も、かなり強固な基盤になるんじゃないかなと。あと、経済面では、地域の循環によって、強く豊かな地域になりうるんじゃないのかなと思っています。

具体的にそういった地域の課題をビジネスとして解決するということがなかった場合、ビジネスがうまくいけばいくほど地域がよくなると。地域をよくしようと思ったらビジネスをうまく生かそうと。この循環によって、先ほどの資源と消費のバランスみたいなものですけれども、日野町の経済が大きくなればなるほど日野町の資源も充実していく、日野町の資源を充実させようとする日野町の経済も大きくなっていくというようなことがうまくいけば、イメージできるんじゃないかなと思うんですが、こういうことについて取り組む価値、どのようにお考えでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 野矢議員のおっしゃるとおりでございます、SDGsは169のターゲットというのをつくっています。非常に分かりやすいターゲットをつくっています。SDGsというものを考えるときに、どういうふう考えるんだというの出だしとしては非常に分かりやすい。自分が今、解決しようとしている課題はどれに当てはまるんだということをやっていくと、おのずとつながっていくということになります。今おっしゃった具体的な話で言いますと、森林の、いわゆる里山の整備も含めてですが、間伐材とか、要らない木材をまきにしたりチップ

にしたりする。これをする作業は誰がするんだ、これは福祉のほうにつなげることができるのではないかということもできます。さらにそれを燃料としてする、それは地域で取れたものを地域で燃料にするので、木材の場合はCO₂がプラマイゼロになるので、出さないよねというような話になりますよね。それから、さらに整備することによって、先ほどおっしゃったように獣害の被害も、それから災害の防止にもなる。

だから、いろいろなところにつながっていくというのが本来、このSDGsの考え方なんだろうなということ。だから、社会と環境と経済、うまくいく。だからそれを目指せる地方自治体というの、かなりたくさんありますよね。山の多いところ。だから、そういう考え方からしますと、今おっしゃったように、1つの課題をそういうつながりの中でどういうふうにつなげていくのかということが一番大切な部分だろうなと考えています。

だから、今、まさに組織的にそういう意識を持っていく。最初に野矢議員がおっしゃったように、何の課題を解決するためにこの仕事をしているのかという部分にもう1回立ち返る。今どの仕事をしているのか、何を目指しているのか。だから、一番の目指すところはバックキャストिंगですね。だから、理想としているところは、今、そのためには何をしなければならないかというようなところを、しっかりやっていかなあかんのかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） おっしゃるとおり、バックキャストिंगが非常に大事だと思っています。結構、今、私たちに何ができるかなというだけですとフォアキャストिंगになって、できることから始めるということになってしまうので、こういうふうにしたいなというために何をしなければいけないかというような考え方のできるというと思うんですが、日野町は様々な方が多くのジャンルで活躍されています。そういう中で、これだけ活躍している人がいたら、もっと何か大きいパワー、出せるん違うかと思うところでもありますが、なかなかそこが、ぐっと1つにするのは難しいものでしょうか。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（安田尚司君） 1つの旗揚げをする、例えば今回、第6次の総合計画を1つのきっかけとして、SDGsの旗揚げをします。それについて、当然、もういろいろな団体、町のほうでも把握していますので、一度どうですかと、寄ってみませんかみたいな形が取れるのではないかなというふうには考えています。その人たちは絶えず、別に一緒に行動をするわけではないので、それぞれがそれぞれのミッション、目標を持っておられるので、それはそれぞれがされる。ただし、大きな目標として共通して持っているのは、SDGsの達成なんだという部分があれば、

こっちでこれやっってはるけど、私もこれ、ちょっと知っているさかいにこっち行くわ、薄いと言うと何ですけど、あまり濃くないですけど連携ができる形というのが非常に理想ではないかな。だからそういう人は、ちょっとプラットフォームみたいな部分は今後、こういうふうなところ、検討していかなあかんの違うかなというふうには考えています。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 1つのSDGsという枠組みをうまく活用して、何らかつながっていけるといいなというご答弁をいただいたと思うんですが、まさにそのとおりでと思います。かなりの、そういうよいタイミングなのかなと思うところでもあるんですけど、ただ、SDGsの認知度みたいなものって実際は、今こうやってここにいる皆さんは大分、耳に入ってきたと思うんですけども、実際、多分データで東京、神奈川の統計であつても30パーセントぐらいしかSDGsを知らない、現状。ほんなら日野町の住民さん全員だと何パーセントなんだろうというのはもう、本当に、ああ、これだけかという数字だと思うんですけども、そういうところからスタートしていく段階だと思うんですね。そう考えたときに、SDGsというもののとにかく認知度を上げようとしている市町がかなり多いようです。去年の認知度はこれだけだった、今年の認知度はこれだけだった、来年は何パーセントにしたいという数値目標は、早いところはもう本当に、何回目かの調査になっているということなんですね。そういうことも踏まえて、ただ、SDGsというものの取組というのは見えにくいので、予算をつくりにくい。行政的には非常に取り組みにくいということも言われておりました。人員も割けないみたいなところで、ただ、そういう中でもできる限り負担少なく、かつ継続的にできる方法はないかなと思ひまして、例えばですが、先ほどから言いましたように、町が旗印を掲げるということは非常にしてほしいことなんですね。やっぱり一民間が何かこだわってやっってはるわじゃなくて、町がやろうとしていることをあの人らがやっってはる、そうしたらこの人らのモチベーションは全然違うわけです。

そういうことも踏まえて、あと住民さんに知ってもらおうということも踏まえますと、SDGs宣言も、それ自体にどれだけ効果があるかというよりは、宣伝効果としてはとても有効な手段じゃないかなと。町長が宣言するということですかね。宣言している市町はかなり多いとも思います。特別なことではないと思うんですが、ホームページに掲げるような形にはなるのかなと。あと広報などの表示・表現をSDGs的にすると。どうせ毎月する広報の中に、その言葉が刷り込みでずっと入っていく状態にすると。これであれば特別な予算をつくらなくて、それも広報ができる状態ですね。難しい座学をしてもなかなか入らないので、各地で行われているようなゲーム会を通じて楽しく導入すると。このようなことで、できるだけ職員さん

の負担も少なく、継続的に導入する入口にできないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（正木博之君） 5点いただきました。内容はいずれもSDGsを身近に感じることができるものだと思います。ただ、やっぱり一番大切なことは、住民の一人ひとりが、自分が取り組まれていることとかやっていること、先ほどの話にあるように、そのことがSDGsとどうつながっているかというような意識ができるようなつながりをしていかへんと、言葉だけを知っているという認知度ではやっぱりあかんと思うので、そこが一番大切かなと思います。宣言をすることとか、何かに載っている、例えば先週ですと日曜日に、新聞の折り込みでSDGsの新聞のやつが、某新聞社で入っていたんですが、あれを見て、じゃあ自分のやっていることとどうつながるかというところの落とし込みがないと、言葉だけ知っているになってしまうので、それで本当によいのかどうかというところはちょっと考えていかなあかんというふうに思っています。

そういう意味では、SDGsの概念が自分ごととなるように、住民の皆さんとか住民団体、NPO、金融機関、それから民間企業など多様なステークホルダーの参画で、あらゆる機関がともにそれをつくり上げるための機会づくりとか情報発信をしていく必要があるなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） おっしゃるとおり、みんながちゃんと自覚をしてというか、認識をした上で動けるかどうかというか、生活できるかどうかで随分違うかなと。ただ、認知度を高めるって物すごい時間がかかることなんですよ。なので、そういう意味では同時進行かなと思うところがあって、あともう1つは、絶対に言えることが1つありますということで、私たちにおっしゃったことがあって、それはトップダウンじゃないとこれは浸透せえへんと。なので、これは切なるお願いなんです。ここ、こういう場所でしかそういうお願いはできないことですので、ぜひトップダウンで、トップダウンでというか、もう一枚岩として掲げてほしいなと思うところです。

こういうことで、1つの形としてSDGsを取りかかっていたらいいなと思うんですけど、そもそもSDGsが、先ほどおっしゃったみたいにSDGsが目的ではないし、何を解決するためにSDGsに取り組むのかということで、皆さんがやっていることも、将来のためによかれと思ってやっていることはいっぱいあるので、それがこういうふうにつながっているよということで、ちょっと自覚をしてもらおうとかということですよ。それは非常に大事なんですが、ただ、仕掛ける側というか、大きな課題を解決する側の、例えば行政課題とかであると、今やっていること

がこういうことに結びついていて、その延長上でということでは大きくは解決しない。大きな課題を解決するには至らないと言われていています。例えば、これを地方で考えるのは難しいですけど、排出効果ガスゼロにするのは、今のままちょっと節約する、みんなが、どの企業がどれだけ節約したってゼロにはならないと言われていきます。なので抜本的に発電の方法から、何かのやり方から大きく見直していかないとゼロにはならない。そういうようなことでごみの問題も一緒だと思うんですけど、なので、多くの方には一歩ずつ、これはとても大切な一歩だと思うんですけども、それを理解した上で、発信する側は大きな課題を解決するというテーマを持って取り組んでほしいなと思うところです。

そこで、今までから、SDGsというツールを結構活用していただけるかなというお答えをいただいたところで、今こそ、先ほど主監がおっしゃられた、ある種のプラットフォームをつくるということができれば、大きな何かを生み出すきっかけになるんじゃないかなと思っているところです。

これが1つ、皆様のお手元に資料としてお配りさせていただいたものがございます。北九州市の事例です。これは、北九州市に許可を終えてお配りさせていただいています。北九州SDGsクラブというプラットフォームをつくっていると。これは、産学官民連携プラットフォームということで、具体的には、SDGsという枠組みの中でどのような活動をしているか教えて下さいというような調査の下に、そうしたら、これは事業として行っているのも、民間がボランティアで行っているのも、個人的に行っているのも、全部そんなことは関係なく、SDGsに結びついていると考えられる活動を全部ここのデータベースとして、SDGsクラブに登録すると。そうすることによって会員数、北九州自体が大きなところですので、ちょっと数字、ぴんとこないかもわかりませんが、企業が391、学校238、団体181、市民339、すごい数ですよ。こういう中で、言わば、何かといいますと町の資源だと考えられるわけです。こういうことができるということが、ここにどんどん集まってくると。こういうようなプラットフォームを基にプロジェクトチームをつくる。

例えば、イメージとしては提案型協働事業という言葉で考えていただくと分かりやすいかなと思うんですが、こういう課題を解決したいから事業主体になってくれるところはありますか。今、日野町はこのやり方をしていませんよね。なので、提案型協働事業のちょっと発展形になるかなと思うんですが、なぜなら本当に一般公募だけではなくて、データベースを持って働きかけることもできるわけなので、そういうようなことも踏まえていきますと、北九州市の方の言葉を借りれば、行政的なお金をほとんどかけなくても、民間の力を借りて課題を解決していけるんだと。そういう事業がどんどん今動いていますよということなんですね。

こういうことを取っかかれるというのは、今このSDGsという魔法のような言

業の利便性、このようなことでみんなが前向きに取り組める言葉、こんなの今までなかったと思うんですよ。いろいろな各種団体が日野町にございますが、似たような団体もあります。どこか似ているのに一緒になれない団体もあります。いろいろなこだわりがあります。そういう中で、あそこはビジネス的にやっているから、こっちは非営利だからというのがあります。その枠を全て取っ払って、政治的なイデオロギーも取っ払えるのがこのSDGsという言葉の魔法のプラットフォームじゃないかなと思うところなんです。過去にもなかなかこんなチャンスなかったし、今後もこんな枠組みをつくれるチャンスというのは、そうそう来ないんじゃないかなと思うところです。

この北九州も、これが今、成功してとても進んでいるというわけでは、まだないです。ただ、北九州市は国連で演説するほどの先進的な事例ではあるんですけども、まだまだここも発展途上だということで、実際、SDGsってうちの町で何したらいいのと思っている自治体がほとんどで、ここまで取り組んでいる自治体というのはほとんどないですよ。そう考えると、こういうプラットフォームをつくること自体がもう、しかも、大都会じゃなくてローカル地域でこのプラットフォームをつくるのは、まさしく日野モデル、日野でしかできない地方創生の形の基礎になり得るんじゃないかなと。そういう意味で、地域経済成長の循環型、日野モデルを、SDGsを活用してつくっていけないかなと思うところです。

そうすることで、まとめますと、地域や団体、企業の資源、SDGsの取組をデータベースにしよう。そうすると課題の見える化共有で市民が参画しやすくなる。市民団体も入りますから。行政提案型協働事業というものを使いながら、課題解決がスムーズに行くと。行政が抱えようか、住民さんにやってもらおうか、誰がやってくれるかなということももう、なくなると。協働プロジェクトを促進するマッチングも進めていけたら、地域の課題が解決し続けるプラットフォームになるというようなイメージをしているんですが、町長、町長のイメージと合致するものだと勝手に思っているんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ただいまは野矢議員さんから環境問題を切り口に、最終的にSDGsのお話もいただきまして、大変建設的なご提案もいただいたところでございます。最後に北九州市のSDGsクラブの例もご紹介もいただいたところでございまして、おっしゃるとおり、これからの地域の課題等は、もちろん行政は取り組んでいくわけですが、行政だけの力で解決できるような時代でも一方ではないという中で、住民の皆さんや企業の皆さん、NPOの皆さん、また日野町外の皆さんもいかに巻き込んで町内の課題を解決していくか、そのスキームをどうつくっていくかということは大きなテーマの1つであります。

実際、新年度におきましてもそういった部分を、金銭的な部分も含めてできる枠組みがつかれないかということも検討していきたいというふうに思っておりますし、その一環の中で、今、ご提案いただいたようなクラブと申しますか、そういった会というものも大いに参考にさせていただければと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 来年はSDGs元年みたいな感じになるかどうかは分かりませんが、日野町が大きく動き出すきっかけに本当にしていただきたいなど。そういうチャンスなんだろうと本当に思っています。実施主体はいろいろなものを、実施主体は住民ということで、ただ推進するのはやっぱり行政が旗を振って担っていただくというのがもう、本当に理想なんですよ。

このSDGsというのをこの1年間、私もコロナ禍でここそと学んだり何か実施したりしていましたが、そういう中でほかの方も関わっていく中で、町はこの辺、どう思っているんやろうとか、町はどうしたいんやろうということは、やっぱり常に出てくるんですね。町がもうしません、こっちに向かいませんとなったら、別の方法を考えなあかん。これが住民側の考え方なんです。やっぱり、ただ追い風に乗りたいということではなくて、いろいろな人に喜んでほしいし、町の課題を解決したいし、できれば賛同者が多いほうがいいということを見ると、いろいろなことを抱え込むという心配事がもしかしたらあるかもしれませんが、できるだけ大きく発信していただく。これが住民のパワーの後押しになるなど本当に感じています。

今、こういうときですので、いろいろな学びや計画に専念している人はすごく多いですので、いざ大きく動けますよとなったときに、そのパワーが出せますように、ぜひとも行政側のほうで後押しできるような準備を進めていただきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 次に、6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 長時間お疲れさまでございます。あと私を入れて2人ですので、もうしばらくよろしく願いいたします。

それでは、私からは大きく2項目につきまして、いずれも一問一答にてお尋ねしたいと思えます。

まず、1つ目ですけれども、文化財の保護、管理、継承についてでございます。歴史と文化に育まれた日野町には、寺社や集落、個人所有のものなど、非常に多くの文化財が存在しております。しかし、近年の様々な社会環境の変化によって、文化財保護を取り巻く環境は厳しくなっております。これまでの対応では十分な取組が行えなくなってきました。文化財や民俗芸能などは、有形無形を問わず、一

度失われてしまいますと取り返しのつかないものばかりです。このような現状を鑑み、日野町の文化財の管理体制、今後の保護や継承に対する取組姿勢を伺いたいと思います。

まず、日野町内に存在する文化財について、町としてどの程度把握できているか、お尋ねいたします。数とか、どこに何が存在するかというだけではなくて、修復が必要なものもあると思いますけれども、それらが現在までにいつ、どのような方法で修復されて、そして次回の修復時期はいつなのかといったことも把握していらっしゃるかどうか。把握できているようであれば、それに一体どれぐらい費用が必要なのかといったことも含めて、具体的に把握できているかどうかをお尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁求めます。教育長。

教育長（今宿綾子君） 後藤議員より、ただいま文化財の保護、管理、継承についてご質問をいただきました。細かなことにつきましては、また後ほど担当のほうからお答えをさせていただきますが、私のほうからは、全体について答弁させていただきますと思います。

まず、日野町には、先人たちが大切に紡いでこられた文化財が数多くございます。町ではこれらの文化財をまちのたからと捉えまして、平成14年度から13年間にわたって町史編さん事業を行いまして、その中で様々な分野の調査を行いました。そして数多くの文化財を把握することができたところでございます。

文化財の保護や管理体制につきましては、生涯学習課歴史文化財担当職員2名を配置しておりまして、保存修理ですとか、また管理、普及啓発事業を実施しているほか、新たな文化財の調査把握にも努めているところでございます。また、近江日野商人ふるさと館におきましては、町民の皆さんから寄贈、寄託を受けました約5万点の古文書を保管しておりますけれども、収納スペースのさらなる確保が課題となってきているところでございます。また、歴史・文化に対する数多くの方々の関心が高まっておりまして、その一方で、人口減少ですとか少子高齢化ですとかといったことが急速に進みまして、文化財の保存・継承が全国的にも危ぶまれているという状況がございます。

こうした情勢を背景にいたしまして、平成30年度にありました文化財保護法を改正されましたけれども、そこでは市町村が策定する文化財保存活用地域計画が制度化されました。そして文化財を次世代に継承していくための枠組みが整備されたところでございます。日野町におきましても、この文化財保存活用地域計画を策定するというのを念頭に置きまして、地域総がかりで文化財を保存・継承・活用していくというための指針と仕組みづくりを進めていくという思いをしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 具体的には。生涯学習課参事。

生涯学習課参事（岡井健司君） もう少し、把握している資料の細かな部分について、ご説明をさせていただきます。

調査につきましては、町史編さん事業、平成14年から進める中で、順次、調査を進めたところでございます。建造物、絵画、彫刻、工芸品等の有形文化財につきましては指定文化財を中心に、それ以外のいわゆる未指定、指定をされていない文化財につきましても精力的に調査を実施いたしました。それから、古文書、歴史資料については、かなり全町内悉皆調査ということで、各大字、庄屋、日野商人等の商家文書を収集したところでございます。それから民俗文化財と申します祭礼ですとか年中行事等の部分につきましても、全字の調査、あるいは古い慣習等の聞き取り調査を全ての地区で実施をさせていただきました。

これで全て網羅できたかと申しますと、まだまだ課題もございますが、一応、ここでの成果、数字で申しますと、古文書資料13万5,000点、写真の数で250万枚、それから古文書以外の収集写真が7万5,000カット、古い写真の収集資料が1万2,000カットということで町史以前の古い調査のものも含むものではございますが、相当数の情報を収集してございます。収集いたしました資料等につきましては、写真等については現在、ふるさと館のほうで保管管理をいたしております。古文書資料のうち、現物で町民の方々から寄贈、ご寄託いただいたものにつきましては、約5万点をふるさと館で保管してございます。

これ以外もございますが、先にご質問頂戴いたしました保存修理の必要性のあるものを把握しているかという点でございます。一応、日野町内、国・県・町の指定文化財が80余りあるということで、定期的に、この中で修理が必要なものがないかということの要望調査を実施させていただいております。この中で、地元さん、所有者さんと相談の上、国・県への補助事業のヒアリングが毎年5月に実施されますので、令和何年度に修理をお願いしたいというふうな要望を県に申請しているところでございます。現在、具体的に4件の保存修理の要望を頂戴しております、それぞれ申請をしているところでございます。費用については、一応、このヒアリングの段階で概算の見積りを取っていただいて、併せて県のほうにその金額についても申請をさせていただいているところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 生涯学習課の岡井参事にいらっしゃっては、ふるさと館の館長さんもいらっしゃいますので、今日はわざわざお越しいただいてありがとうございます。

今、聞いておりますと、何万件もやっぱりあるということで、修復についても毎年ヒアリングもしていただいて、そこで概算の見積りも出していただいてというこ

とで、大変お手間もかかると思います。そういった、本当にお手間のかかる文化財などの保管ですとかこれの管理といったものを、先ほど教育長のお話を伺っていますと、生涯学習課歴史文化財担当に職員が今、2名配置されていらっしゃるということで、具体的には岡井参事と振角主任のお二人ということでございますけれども、現在、町職員の中で学芸員の資格保持者というのは何名いらっしゃるのでしょうか。大体のことは先日、教育次長のほうからもお伺いさせていただいたんですけれども、また学芸員として町に採用していらっしゃるのか、あるいは職員採用したら、たまたま学芸員の資格保持者でいらっしゃったのか、または採用後に資格を取得できるようなサポート体制が今現在、日野町にはあるのかというようなことをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま後藤議員さんのほうから人員の部分についてということでご質問を頂戴いたしました。

現在、日野町の歴史文化財担当の職員2名でございますが、学芸員の資格を持っておりますものは1名でございます。採用につきましては、当初から日野町におきましては学芸員といった形での募集というのはございませんでした。学芸員と申しますのは博物館法によります必置の資格でございます、専門的な職ではございませんけれども、日野町としてはそういう募集をこれまでしてこなかったというような状況でございます、採用の仕方としましては、一般行政職の文化財技師といった形で募集をしてきた経過でございます。こういった中で、現時点での学芸員の資格の所持者につきましては、ふるさと館、歴史文化財担当の中で1名、庁内、日野町の職員としましてはそのほかに2名、持っているものが在職しておりますが、いずれもこういった文化財関係の募集ではございませんで、一般行政職、全くの一般行政職として募集した中での職が1名と、図書館司書としての採用の中で1名あったというふうに聞いてございます。

今後のサポート体制という形で、その後取れるようにするかというふうなご質問もございましたけれども、個人に係る資格ということでございまして、現時点でそういうものについてはないといった状況でございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 個人に係る資格ではあることは確かなんですけれども、例えば自衛隊さんも、あそこも特別職国家公務員なんですけれども、あそこでも大型の免許が必要になれば、中でサポートして取っていらっしゃるわけですね。オートバイ偵察部隊など、乗らなければいけないということになったら取ることができるわけですね。これとやはり同じように、こういったものに対してもチャレンジするのならサポートするよという体制があってもいいのかなと思ったりもいたします。

続きまして、近江日野商人ふるさと館の館長、岡井参事にお尋ねしたいんですけども、日野町役場では、今、課長からもお話しありましたように、学芸員の資格保持者であるとか、学芸員にもいろいろな種類がございますけれども、美術のほうであるとか、文化財に深い知識を持たれる職員さんとか、あるいはその保護管理に対して知識や経験を持つ職員さん、今お話しあった文化財技師さんですかね。こういった方であっても、今、吉澤課長がおっしゃったように一般行政職として、現在は雇用していらっしゃるということですね。そのため、今は生涯学習課歴史文化財担当の職にあったとしましても、極端な話を言うと、いつか他の部署に配置変更がないとも限らないわけですね。このような状態で雇用されていることに不安を感じられないかということ、率直な心境をお聞かせいただければありがたいと思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課参事。

生涯学習課参事（岡井健司君） なかなかお答えしにくい質問でございますが、確かに専門職、私と振角、専門職と言われつつも2人とも一般行政採用でございますので、理屈としては来年度、異動があっても不思議ではないということで、若干の不安はなくはないのですが、できればこの分野でお役に立てればなというふうに、ちょっとアピールになるかもしれませんが、存じております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 非常に率直に答えていただき、ありがとうございます。今のご答弁が昇進に関係しないように、ぜひ教育長、町長、お願いいたします。

現在、生涯学習課の歴史文化財担当のお二人は、ふだん山中邸、ふるさと館のほうに配置されていらっしゃるわけでございますけれども、文化財などに関わることを以外の職務、例えば館内で提供されている料理のことははじめまして一般的な案内業務ですとか、場合によっては人事的なことまで関わってくださっていらっしゃるわけですね。昨今、幾つかの自治体では、こういった学芸員であるとか、それに類するような職種の方が、それに準じた能力を持っていらっしゃる自治体職員さんが、もっと条件のよい別の自治体であるとか、あるいは民間の博物館などに転職される例というのを時々お聞きします。そういう方の、有名な方の講演も今年聞かせていただきましたし、日野町も文化財やその保護管理に対して深い知見や能力を持つ人材を、現在のような処遇で雇用していらっしゃる、そういったことの二の舞になるのではないかと非常に私は危惧しております。お二人は日野町愛がすごいですから、お二人に限ってそんなことはないと思いますけれども、そうなる前に、学芸員さんであるとかそれに準ずる能力を持たれる職員さん、今おっしゃった文化財技師さんですか、こういった方を文化財担当の専任として、そういった処遇にするべきではないかと思っておりますけれども、この点、どうお考えでしょうか。お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 先ほども申しましたように、現状の日野町におきましては、文化財の専門員として2名の職員が勤務しているところでございます。専門職員としての考え方としまして、学歴といいますか、学問として研究をどれだけ積んだかという観点、そしてまた、資格学芸員ということがありましたけれども、資格が、どんなような資格を持っておられるか。また経験、実務がどんなところにあるかといったところで、お二人の方がそれぞれ特色を生かしながら、今日では業務をしていってもらっているわけですが、実際、言っていただきますように、ふるさと館におきまして、管内の業務とかいったものも手がけていただいているというのが現実でございます。本当にお二人とも日野愛がとても強いので、それはもう、頼りにしているところでありますけれども、こうした深い知見やその能力といったものの、専門性をこれからも発揮してもらいたいという思いがありますし、そしてまた将来的に、さらに専門的に高い働きができるような専門職員の採用につきましては、町の採用計画の中で十分考えていくという必要があるというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） ここで、本日の会議時間を議事の都合上、あらかじめ延長いたしますので、ご了承をお願いします。後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、教育長のほうから、今後考えていく必要もあるかもしれないという話を伺いました。ぜひ私も期待しております。お二人とも公民館などで講演とかして下さいまして、本当にどこかの教授がお話しされていらっしゃるというぐらい知見深いですし、それだけじゃなくてやっぱり日野の文化財、そして日野というところ、物すごい愛していらっしゃるというのがひしひしと伝わってくるんですね。ですから、聞いているほうがもう本当に、それが1時間、1時間半の講演であってもあつという間にたってしまうという気がいたします。ぜひ、お二人だけじゃなくて、そういった方々に対してでも、その日野愛に応えていただけるような処遇というのをご用意いただけるとありがたいと思います。

それだけじゃなくて、お二人とも、こういう言い方すると失礼ですけど、あんまり若手の職員さんじゃございません。やっぱり心配になってくるのは、この方々が退職された後どうなってしまうんだろうというのを非常に感じるわけですね。心配しております。多分、私だけじゃなくて、多くの方が同じ思いだと思います。後進を育てていくということも非常に大事だと思うんですね。どこかから見つけてくれればいいわじゃなくて、せっかくここにいらっしゃる間に、そういった方々に後進を育てていけるような環境もぜひつくっていただきたいと思いますが、この点について、教育長、どのようにお思いでしょうか。お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 本当におっしゃるとおりでございます。次世代を育てるということも必要ですし、その中で、また将来的にも、10年後、20年後も町の文化、しっかりと、文化財その他多くの仕事がございますので、そういった中で専門的な立場で仕事ができる人材を育成するという観点で、非常に必要な観点であると現状では思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ぜひ後進の育成ということについても、しっかり取り組んでいただきたいと思います。多くの人からもそういう話を聞きますので、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、今度は文化財そのものの、今、職員さんの話をさせていただきましたけど、文化財そのものの保護管理についての質問に移らせていただきますけれども、私は私ごとで恐縮ですけど、四、五年前から松尾の法輪山正明寺さんの檀家総代さんから、所蔵されております文化財や本堂の大屋根の修復について、ちょこちょこ相談を受けております。この件では、生涯学習課長さんがまだ山本さんだった頃、それから日永さんだった頃、そして今現在の吉澤課長にもいろいろ相談をさせていただいております。現在、正明寺は大変貴重な河村若芝の十八羅漢図、皆さんのお手元に資料を配付させていただいておりますけれども、これがその一部ですね。十八羅漢図、こういう掛け軸が18あるんですね。こういったものを今、所蔵していらっしゃる。こういったものをはじめとして、これ以外にも多くの掛け軸や古文書といったものも所蔵されていらっしゃるけれども、高齢化や人口減少などによりまして、これらの文化財を保護管理していくことが非常に困難になりつつあるというふうにお聞きいたしております。これは生涯学習課の皆さん、ご存じやと思いますけれども、そのため、1つの方法としてですけれども、これらを町に寄贈し、町が保護管理していただくことができないかという声も出ております。こういった声は町内の他の寺社や集落、個人が所蔵している文化財についても上がっているというふうに伺いますし、私自身もそういう相談を町民さんから受けることがやはりございます。町はこのような相談を、今現在どれぐらいというか今まで受けていらっしゃるのかの辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課参事。

生涯学習課参事（岡井健司君） 先ほどのご説明と少し重複いたしますが、現在、ふるさと館で保管、管理してございます古文書類のうち、寄贈、寄託のお申出を頂戴したのものについては、やはりそれぞれの個人のお宅とか大字ではもう管理し切れないということで、町のほうで何とか預かってほしいというご要望を受けてのものでございます。ふるさと館の土蔵2棟で現在、保管してございますが、その収蔵率がもう9割を超えているような状況で、町史編さん事業を通じて、そういったご要望

については順次お受けしたところでございますが、その後、この五、六年の間に数件程度のご相談を頂戴し、収蔵をしてきたところでございます。内容についてはいずれも古文書資料ということで、今、お話にございました正明寺さんのような書画類についてのお申出というのは、これまではまだ、いただいたことがないというところでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、参事にご答弁いただきましたので、続けて参事にお尋ねしたいと思うわけですが、現在、町として古文書などを保管する書庫として、今お話しいただいた近江日野商人ふるさと館、旧山中邸の蔵を2棟活用しているわけですね。先月、11月11日に正明寺の檀家総代さんたちとか日野文化懇談会の方、それから地元選出の小寺裕雄衆議院議員らとともに、その書庫である蔵を視察させていただきました。このときは参事も、それから振角さんも、課長も、皆さん一緒していただきましたけれども、私はこの書庫の中を拝見したのはあれが2回目です。ちょうど山中邸が町のものになって改修が終わってというときに視察をさせていただいて、それと合わせて2回目ですが、私が見たところ、非常にきれいに整理整頓されておりまして、ラベルも貼って管理もきちっとされておりまして、管理が行き届いているなというふうには感じましたけれども、ただ、今も参事がおっしゃっていただいたように、もう9割方いっぱいになっちゃっているということですね。もう、スペースが非常に少ないわけですね。ですが、多分、日野町にはまだまだ、本当は預かってもらいたいようないろいろな古文書とか記録書類とか、いろいろなものがあると思うんですね。こういったものを町で管理するとすると、残りスペースで足りそうでしょうか。ちょっとその辺をお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課参事。

生涯学習課参事（岡井健司君） 今、少しご相談いただいている分でも、ちょっと厳しいというのが現状でございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、相談受けている分でもやっぱり、オーバーフローしそうということですね。高齢化や人口減少ですとか、これからの生活スタイルなんかも昔に比べたら変わってきておりますし、こういうことを考えると、町へ寄贈だけじゃなくて委託ですとかいうのもお願いしたいという方も、希望される方、考えますと、文化財、預かってほしいと言われるのは今後ますます増えていくことが予想されます。

書庫の不足というのは、ちょっと今、厳しい状況に追いやられていると思いますけれども、今後、新しい保管施設が設置されるまでそのような文化財を、例えばで

すけど、児童数が減少している小学校の空き教室に保管するなどの方法は取れないものでしょうか。現在は児童数が減少している小学校でも、先日、教育次長にお話を伺っていますと、各教室を何かの用途では使っていらっしゃって、空き教室というのは実質はないんだということを伺いました。ですが、もともとクラスが減っている分、本当は空き教室が出るわけですけど、そこを何らかの用途で振り替えて使っていらっしゃるんだと思うんですけども、こういった事情があればその目的のために、書庫としての目的のために教室を空けることは可能であるというふうには私は感じるわけですけども、小学校の教室は、温度や湿度などをきちんと管理する空調設備も今現在、日野町立小学校は整っております。文化財の保管には最適であると思いますけれども、小学校は学校教育課ですし、こういった文化財は生涯学習課ですので、所管しているところが違うといっても同じ教育委員会の中ですので、こういった案に対して検討していただける余地というのはないでしょうか。お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 今、後藤議員より、小学校の空き教室で文化財の保存管理がということでございます。現実的には、小学校には少人数学級であったり、それぞれに用途の決まった学級運営をしていますので、実際に空き教室というのはほとんどないということでございます。また、仮にあったとして、やっぱりそこで大切な文化財をお預かりするのは少し無理かなというふうには、私は思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） やはり文化財ですので、万が一の盗難があったりということを考えると、警備保障の会社が守っていらっしゃる施設ということが前提になってきて、新たにそういう施設をつくるのは今日、明日のことにはなりませんし、非常にコストもかかります。また、今あるどこかを使おうと思っても、そこにそういった設備から警備保障のお金やらと考えると、非常に大がかりなことになってきて、急なことにはなかなか間に合わないと思いますけれども、もしも仮に小学校の教室かが使えるのであれば、既にそういった空調などの設備もあって、鍵もかけることができ、そして警備保障にも今、各小学校、入っていらっしゃると思いますので、そういった意味では安全なのかなと思ったりもするわけなんですけれども、その辺はなぜ無理なのかなというのを、ちょっとお尋ねしてもよろしいですか。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 現在ある小学校につきましては、学童、児童が勉強するための空調ですので、それが貴重な文化財を保護、保存するため、長期間保存するための空調ではないということが1つですし、また、学校自体は学校長が管理をしておりますので、その部分に貴重なものを収納して、それを全て学校長の責任でとい

うことは難しいと思いますので、この部屋は確かに文化財があっても、ほかは全部、生徒・児童が使いますので、その分だけ取り出して学校長管理ということは無理というふうに思っております。建物自体が一元的に学校長が管理しておりますので、その部分だけ取り出したというのは無理というふうには、私は思っているところです。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） おっしゃっていることは理解できます。ただ、今、参事のお話を伺っていると、既に今、相談を受けている分だけでも、現在の書庫にはちょっと入り切らないということですけど、じゃ、どういうふうになどどこに保管してどういうふうにしても今、ご計画していらっしゃるのか、計画だけでも結構ですけど、あればお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課参事。

生涯学習課参事（岡井健司君） 一時的な収納場所ということですが、1つは、少し現在の蔵にも、通路等で広く取っている場所がございますので、そこに移動式の書架等を準備するですとか、それから旧南比公民館等の遊休施設等、これから検討する中で何とか確保できないかというふうに考えてございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） いろいろ工夫して下さってありがたいなと思いますけれども、ただ、やっぱり恒久的な保管施設ということになると、その状態では難しいかなという感じもいたしますね。

次、ちょっとこの件に関連してですけど、できたら町長にお尋ねしたいんですけども、10月30日、日野町防災センターにおきまして、日野文化懇談会の皆さんと日野町議会の総務常任委員会との間で、豊かな歴史、文化と自然を生かし、よりよい日野をつくるために、日野にふさわしいエコミュージアムを目指してというテーマを中心にして、意見交換会が行われました。私も総務委員ですので参加させていただきました。ここでも取り上げられておりましたけれども、私は、文化財はただ保管するだけでは意味がないと思うんですね。保管すると同時に、多くの人に見ていただき、その文化財そのものに触れていただくことが大切だと思っております。そのためには、文化財を保管しながら、修復や展示もできる施設が必要であると思います。それは、古文書などの手に取れる文化財だけでなく、例えば日野祭の曳山であるとか、あるいは無形のものでしたら日野祭ばやしであるとかいったものも、そこで見たり聞いたりできればなおよいと思うんですね。国の補助などを活用して、例えば平和堂日野店の跡地などを含めて、そのような施設建設を検討できないものか、お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 後藤議員から文化財それぞれ、ご質問いただきました。

文化懇談会の皆様との懇談もいただいたということで、また、懇談会の皆様も町長室のほうにお見えいただいたこともございます。後藤議員がおっしゃる部分も大いに理解させていただくところでございます。先ほどの収蔵の施設等の部分でございませけれども、こちらにつきましては、やはりハードのものでございますので、相当な建設費、そして建てた後の維持管理費は相当かかるものだと認識しておりますので、昨今の財政事情も含めまして、慎重にそういったハードの、これだけに関わらず全てのハードの施設は慎重にあるべきというふうには思っております。ですが、エコミュージアムという考え方で、日野町全域をうまく活用して、そして住民の皆様にもお力添えをいただきながら、管理・維持をしていくということも踏まえて、先ほど教育長もお伝えされたと思いますが、文化財保存活用地域計画というものを来年度、準備をして、その次の年に策定に進めていければという考えを持っておりますので、その中でも、今おっしゃっていただいたところも議論していく必要があるのかなと思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 期待しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

冒頭にも述べましたけれども、有形、無形問わず文化財というのはもう、一度失われてしまいますと本当に取り返しがつかないものばかりなんですね。それゆえに町内に存在する文化財というのはもう、町民みんなの財産であって、未来に受け継いでいくことはもう、今生きている私たちの責任であるという意識を、町民の一人お一人が持つ必要があるんじゃないかなというふうに感じるところがございませ。これまでも町や文化懇談会、文化協会などが主催して、講演会ですとか資料展示、視察などを行ってきていただいております。岡井参事もそういうところで講師を務めていただいたこともございませけれども、私も可能な限りは参加させていただいておりますけれども、参加者の顔ぶれを見るといつも、言い方が悪いですけど同じ顔ぶれが多いんですね。つまり、参加者の多くは既に文化財に興味を持っておられたり、既に文化財の大切さというのを理解していただいているといった方が大部分を占めていらっしゃるように思います。もちろん、このような企画も必要ではあると思ひませけれども、今までのこのようなイベントにもう、1回も参加したことのない方とか、現在、文化財に全く興味がない方にも目に留めていただいて、文化財に興味を持っていただける機会をつくるということは非常に大事だと思うんではございませけれども、そういう機会をつくるにはどうしたらいいというふうに思われませでしょうか。課長でも参事も結構ですので、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） 若い世代の方々に文化財の価値をどのように知ってい

ただかかというようなご質問といたしますか、ご意見といたしますか、いただいたところでございます。

なかなか難しい、おっしゃるように難しい課題かなというふうなことは感じております。ただ、現在は文化に親しむというところの中で、文化協会さんと協力いたしまして、カルチャー教室といたしますものを小学生の方を対象にさせていただいております。この中で、日野ヒストリアという形で、歴史に親しむといった形の講座を開いていただいております、小学生の子どもさん、今年は確か4人だったと思っておりますが参加いただいております、ふるさと館の見学ですとか中野城址の見学ですとかといった形で親しんでいただいているところもでございます。また、ふるさと館ではそのカルチャー教室の中の華道教室さんと共催されまして、お花の展示をしていただくとかいった形のことをしていただく中で、ふるさと館を知っていただくといったことも進めさせていただいております、できる限り小さい頃からそういったものに親しんでいただくということは大事なことかなというふうにも感じております。

なかなか、働き盛りの世代の方々に見ていただくのは、よほどそういった興味がないと、日野だけでなくよその文化財を見て回るというのも、そういう個人さんの思いでないと行けないところがあるかなというふうには感じてございますので、今、若い世代の方で好んで行かれる方については、その趣味を伸ばしていただくということを、これから機会を通じてさせていただこうとも思いますし、日野の子どもさんには、先ほどから日野町愛という話も何回か出てまいりましたが、小さい頃からそういったものに親しんでいただいて、日野町の文化財、歴史をたしなむという言い方はよくないかもわかりませんが、知っていただいて、興味を持っていただくということが大事なかなというふうなことを感じております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 小さい頃から興味を持っていただく、そういう文化財、文化に触れていただく。これは非常に大事なことやと思いますね。特に高度経済成長に育った私たちの世代というのは、そういう部分が実は結構、ぼそっと空いております、そう思うと、今の子どもたちは日野についていろいろ学んだり、いろいろな文化に対して触れる機会が私らの頃よりはるかに多いように感じますので、恵まれているなというところは感じさせていただいているところですが、子どもだけじゃなくて、やっぱりご年配の方であっても、興味のない人は徹底的に興味が無かったりして、お誘いさせていただいてももう全然、興味なさそうにされる方がいらっしゃいますね。これはこれで悪いことじゃないんですけれども、1人でもそういう方が振り向いてくださればもっといいなと思いますので、何かそういう方法はなにかとよく思うわけですけど。

私、先ほど述べましたような文化財の保管ですとか修復とか展示ができるような施設が本当にあったらいいなと思うんですね。例えば長浜に行きますと、曳山資料館だったかな、というのがあったりして、軽いメンテナンスと展示を繰り返し、順繰りやっていますね。ああいう立派なものじゃなくても、町内にある16基の曳山のうちの、常に例えば4基ほどをそこに入れておいて、2基を裏でメンテナンスしながら2基は表で展示して、これをずっとローテーションしていくというような施設があったらいいなと。それで、そこで祭りばやしが流れていたり、実際、時々週末になると本物で吹いてくださるとかいうような施設があって、そこに文化財が幾つか展示も、これもローテーションしながら保管と展示が両方できるような施設ですね。後ろ、バックヤードで保管しながら、幾つかはローテーションで展示できる、こんな施設があればいいなと思うわけなんです。

やっぱり1人でも多くの人に触れていただこうと思うと、文化財、文化財というんじゃないで、観光と一体になっている施設というのは大事だと思うんですね。こういった観光とミニ博物館的なものが一体となった施設があって、それを活用できれば、町内だけじゃなくて町外の方も含めて様々な方に日野の文化財に触れていただいて、その価値をより理解していただけたらと思うんですけども、その点はどう思っただけですかでしょうか。課長、もう一度お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま後藤議員さんのほうからは、観光と一体となってということと、それから曳山などの修理をできるなり展示をできるという施設の部分についてのことでお尋ねいただいたと思います。

活用につきましては、先ほどお話に出させていただきました文化財の保存活用地域計画といいますものが、文化財保護法の改定の中で出てきておりまして、全国各地のほうで策定のほうを進められているといった状況でございます。日野町におきましても、文化財保存活用地域計画につきましては、今後の日野町における文化財の保存継承、そしてまた利活用の部分についての一定の方針といいますか、新たな道しるべという形で、進めるべき形のものとして必要ではないかということで、策定に向けての準備をさせていただきたいなというふうなことを考えているところでございます。こういった中で、今後の活用について教育委員会としては、保存継承というのが一番大事な部分でございますので、日野町にある貴重な文化財を散逸しないということを、まずもって根本に考えるところではございますけれども、その先にあるものも見据えた中で、そういった方針を進めるということが大事な中でございますので、そのことを念頭に今後、行政のほうを進めさせていただきたいなというふうに考えております。

それから、曳山の部分についてのご質問をいただきました。この部分については

平成29年度から保存修理という形で、金英町を皮切りに、大体2年程度の年月をかけて修理を進めさせていただいているところでございます。これは県の基金を活用した中で修理をさせていただいているところでございまして、本年度は西大路の曳山を修理させていただいているところでございまして、今後も、双六町、本町というふうなことでご準備をいただいているところでございまして、町としても引き続いて進めていく必要があるというふうなことは感じておるところでございます。

こういった中で、保存修理をするのに、修理の場所が必要ではないかというふうなこともご提言いただいているところでございますので、こういったことも研究を進めていきたいというふうには感じておりますけれども、先ほど町長も申しましたとおり、大きな財政的な部分の負担が生じるというところでございますので、この辺については、全体的な財政的な部分を考えた上で慎重に判断をさせていただくということで、教育委員会としては研究を進めさせていただきたいなというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 非常に大きなお金が動く事業というのはもう、重々承知しております。ぜひ日野駅のときのようなクラウドファンディングとかガバメントクラウドファンディングとかいったものも検討の中に1つ入れていただいて、なかなか、1人の力とか1つの自治体だけの力ではできないことでも、多くの方が集まるとできることはたくさんあると思いますので、ぜひこういったものも含めて、前向きに考えていただきたいなと思います。

文化財は見て触れて、それをつくった人とか、あるいはそれを守ってきた人、あるいはその時代とかいったものに思いを巡らせることこそ、本当の価値が生まれると私は思っております。そのために保管もするんだなと、修復もするんだなと思うわけですが、先ほどお話ししました正明寺さんの十八羅漢図の視察には、生涯学習課長、吉澤課長も来ていただきましたし、それから岡井参事にも来ていただきました。同席していただきましたので、ぜひ岡井参事にお伺いしたいと思います。掛け軸の中には、間近で見られて触れられて分かったと思いますけど、一部破れている部分もございますね。虫食いになっているところもございましたし、結構色は鮮やかに見えるんですけども、もともと河村若芝という方は長崎の方なのかな、鮮やかな色を好まれるので、色は確かに鮮やかなんですけど、やっぱり近くで見ると、350年超えているものなので、それなりに傷んできているわけですね。これらの掛け軸を放置しておきますと、さらに状態はもう進行していくことは目に見えております。でも修復しようと思いますと、1幅100万円ぐらい最低でも必要になってくるというふうに先日、正明寺の檀家さんのほうで伺いました。

先ほど、文化財は町民みんなの財産だという話をお互いに共感し合ったところで

ございますけれども、ということであれば、現在の所有者が、例えばこの十八羅漢図の場合だったら正明寺さんということになっておりますけれども、この掛け軸についてこのまま放置しておいてよいものでしょうか。この際ですので、財政的な事情などちょっと置いておきまして、お立場もちょっと置いておいて、一研究者の立場で岡井さんご自身の思うところをおっしゃっていただければと思います。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課参事。

生涯学習課参事（岡井健司君） 正明寺さんの河村若芝の十八羅漢図について、状況、今後の修復についてどうかということでご質問をいただきました。一研究者ということですので、お答えさせていただきます。

この十八羅漢図、描かれた河村さんという方は長崎を代表する漢画として非常に著名な方で、全国でも作品が50点ほどしか確認されていない中の一群ということで、大変貴重であるという作品で、私も初めて拝見する機会を頂戴いたしました。絵画資料としても素晴らしいものですが、さらに賛という漢詩が天部の余白部分に書いてございますが、こちらのほうが黄檗宗の開祖の隠元和尚がこの賛を書いているということで、なお価値が高いものである。ただ、議員、おっしゃいましたように350年を経過しております、こちらの材質が絹本と申しまして、絹に描かれた絵画でございますので、相当破損が進んでいる状況でございます。一度、絵画の専門家の方に状況を確認いただいて、どのような修復が必要なのかということだけでも、まずは進める必要があるのかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 詳細にありがとうございます。私らよりもはるかに、いろいろ詳しく深くご存じなだけに、逆に悔しいとか悲しいと思われる部分も深いんじゃないかなと思います。

正明寺さんは、こういった所蔵していらっしゃるものには国宝級の仏像であるとか、いろいろありますけれども、正明寺さん、日野町で唯一、ご存じのように建築物としての国の重要文化財の指定を受けております本堂がございまして、後水尾上皇から京都御所の清涼殿を下賜された建物、移築されたものなんですね。桃山建築の粋を凝らしたすばらしいひわだぶきの屋根が見事なんですけれども、ただ前回、ふき替えてから既にもう35年経過いたしております、あちこちに綻びが見られて、ふき替えの時期を迎えております。これはもう何年も、生涯学習課さんにもどうしましよと言ってお相談しているところなんですけれども、厄介なことにこういったひわだぶきの屋根とかかやぶきの屋根とか、傷み始めると中から虫が出てきて、それを猿が食べにきますので、加速度的に駄目になっていくんですね。だから、行くたびに、ほじくられたりしてひどくなっているというのが、今、現状です。ただ、このふき替えには約1億円が必要ということですね。前回も国、県、町、檀

家が一体となって、これに当たられたというふうに聞いております。この件についても、ずっと生涯学習課さんにご相談しているわけですが、このふき替えに関する現在のところの見通し、どういうことになっているかというのを、ちょっとお尋ねしたいと思います。課長、お願いします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（吉澤増穂君） ただいま正明寺の本堂につきましてご質問いただきました。

正明寺につきましては、先ほどから何度かおっしゃっていただいています黄檗宗の名刹でございます。本堂につきましてはご指摘のとおり、国の重要文化財ということで指定をされておまして、今、お話の中にもございましたように、京都御所から建物が移築されたといった形のもので、大変な重要なものだというふうな認識をさせていただいております。このひわだぶきについて、傷んできているのがひどいと、傷みがひどいというふうなことでございますが、ちょっと以前のことを調べさせていただきますと、昭和29年に一度、ふき替えがなされております。その後、約30年後の昭和60年、今おっしゃっていただきました35年前でございますけれども、この当時、ふき替えがされているというところでございます。この当時の修復に要した費用が約5,000万円、4,850万円程度費用がかかっているというところでございます。このときの国・県・町の補助等の状況でございますけれども、国が85パーセントの補助をされております。また残りの15パーセントのうちの3分の1でございます部分を県が、また次の3分の1を町が、そして残りの3分の1を所有者がということで、正明寺さんのほうでご負担いただいたというところでございます。所有者および町、県の負担につきましては、およそ250万円程度がそれぞれの負担というような形で、当時のふき替えがなされているということが記録でございます。

おっしゃいますとおり、前々回から前回までが約30年、その後35年経過というところでございますので、そろそろふき替えをとというお声を頂戴しているのは確かのところでございます。このことにつきましては、前の檀家総代さんからもご相談をいただいて、町としても認識をしているところでございまして、県への補助金の、一番最初に参事が申し上げましたように、補助金の聞き取りやその計画についてを県に示すといった状況の中では、そろそろということでお声があるということでの正明寺さん本堂のふき替え工事の要望につきましても、項目としては上げさせていただいているところでございます。

先日、ご一緒させていただきまして、本堂のほうも私も実際に見させていただきまして、金属での補修などもしていただいているといった状況を確認させていただいております。県の担当者にも、町のほうから状況の確認のための立会いをしていただくように、現在、県のほうに調整をさせていただいているというところでござ

ございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 私が1期目のとき、もう6年ぐらい前になりますけれども、1回、県であるとか業者の方に来ていただいて、正明寺さん、ふき替えたらいくらかかるかということで見積りをしていただいたことがあるんですね。もう6年たっておりますから、変わっているかもしれませんが、そのときが1億円ちょっとぐらいやったですね。ですから、もしかするとそれよりもちょっと高くなっているかもしれませんが、ぜひ、前回、35年前、国が85パーセント、県5パーセント、町5パーセントで所有者5パーセントぐらいな基準で、今回もできたらいいなと思ひますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

今、正明寺の件を中心にお聞きたしましたが、これに類する事案というのはもう、正明寺さんだけじゃないですね。町内各所で上がっております。もう直していただきましたけれども、信楽院の天井絵なんかもそうでしたし、文化財は町民みんなの財産であるという認識を持つ必要があるということは、逆に言うと、町行政にもその保護管理をしっかりと担っていくという責任もあるということだと思っております。よく日野町は一流の文化財の宝庫であると言われてすけれども、そうであるなら、その保管・管理についてもぜひ一流を目指していただきたいと思ひますので、その点をお願ひしまして、次の質問に移らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

2つ目ですけれども、いせのの地先にございます調整池の管理、今後の予定についてでございますけど、調整池というのが正式な呼び名ですけれども、池という土地の地と池という字とを混同してしまいますので、あえて今回は調整いけというふうに読ませていただきますので、ご了承いただきますようお願ひいたします。

いせの地先に所在しまして、以前は保留地とされておりました調整池の除草作業に対しまして、令和元年度一般会計より公営住宅管理事業として27万7,000円の支出がございました。この件に関しては、10月に行われました決算特別委員会にて高井建設計画課長より、次年度からは土木費、都市計画費、都市計画総務費、都市計画総務費事務事業で計上していくと説明がございましたけれども、当該調整池および関連する公営住宅建設計画、雨水排水計画についてお伺ひしたいと思います。

まず、いせの地先の調整池についての現在までの経緯およびその管理体制、関連する計画などについて、お伺ひしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） いせのの調整池についてご質問いただきました。

当該調整池につきましては、平成5年10月に事業認可を受けまして、日野町伊勢街道土地区画整理組合により組合施工にて造られたものでございます。施工された

区画整理事業でございます。この際に、当時、町が計画をしておりました雨水排水事業が遅延したことによりまして、当時保留地としておりました当該地に雨水排水事業が完了するまでの間、暫定調整池として設置がされたものでございます。その後、平成10年から15年にわたって区画整理内の換地処分が進められまして、平成18年12月議会におきまして、調整池の機能が不要となった時点で町営住宅の建て替え用地とするということで、日野町営住宅建設整備基金を財源として町が購入することを議会に提案し、可決をいただいたところでございます。平成19年には当時の区画整理組合との間に売買契約を締結し、2月に町が購入したということで、調整池の機能を残したまま現在に至っているところでございます。

調整池の維持管理でございますが、議員申し上げられましたように管理委託業務の中で機能を確保するべく、除草作業のほうを年間2回しております。この維持管理の委託料でございますが、先の決算特別委員会で私のほうから適正な科目に変更するということが、都市計画総務費での執行ということで発言をしましたが、その委員会で総務政策主監のほうで答弁いたしましたとおり、町が用地を取得した経過から変更することが適切でないということで、従来どおり公営住宅管理事業で対応することとして、今後もしていくこととなります。

管理でございますが、基本的には調整池の機能が廃止できるまでということでございます。この機能の廃止につきましては、下流の雨水排水事業が完了しないと排水できませんので、今、町が予定しております令和8年度以降の雨水排水計画の完了後、速やかに廃止のほうをしていきたいというふうに思っております。

現調整池の用地でございます。基本的には公営住宅の建て替え用地ということで購入をしておりますが、今後、町営住宅ストック活用計画ならびに長寿命化計画、それから令和3年度、来年度都市計画マスタープランのほうも更新を予定しておりますので、それと併せてその位置づけについても検討し、しっかりとした位置づけを検討していきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 今、ご答弁いただいたように、今後も公営住宅管理事業として除草作業はやっていくということでございますね。これは総務政策主監のほうからご説明いただいたわけでございますけれども、いせの地先の公営住宅建設計画につきましては、以前の会議録を見ておりますと、今、高井課長がご答弁されたように、平成18年の12月の定例会におきまして、議第135号、一般会計補正予算で公有財産購入費として6,940万7,000円が提案されております。このときの議員の質疑に対しまして、当時の建設計画課長は、大窪岡本団地の代替用地としてと、その購入目的を説明されております。その際に、場所は保留地でありましたけれども現在は調整池であると説明されております。つまり、池であると明言されていらっしゃるわけ

なんですね。

ちょっと本題に入る前に、恐縮ですけど、税務課長に1点だけ、ちょっと確認させていただきたいと思いますけれども、固定資産土地評価要領について教えていただきたいと思います。私は不動産の専門家ではございませんので、インターネットで調べてみますと、池、沼とはかんがい用水ではない水の貯留地をいうと記載されてございます。また、評価につきましては、当該池、沼の位置、認定の基準形状、利用状況等を考慮し、付近の田、田んぼの価格に比準して評価するというふうにも記載されておりますけれども、これで間違いはないでしょうか。お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（山口明一君） ただいま後藤議員さんのほうから、池、沼の評価のことでお尋ねをいただきました。基本的に、ちょっとすみません、池、沼の部分についての確認はできておりませんが、今のいせのにおけます調整池についての考え方をご答弁させていただきたいというように思います。

この部分につきましては、地目が宅地というような位置づけになっておりまして、公共用地というような形でございますので、実際、公共用地というところで評価額というものは設定されておらないというような状況でございます。ですから、評価額が設定されておらない場合につきましては、近傍類似から推測、計算をしていくというような形になりますので、同じような条件のところから拾い出していきますと、およそ平米当たり1万6,051円というような価格が出てきます。ここに日野町の町有地の面積が、現在、こちらのほうで把握していますのが2,691.75平方メートルというような形になってございますので、評価額は平米当たりの金額に面積を掛けまして4,320万5,279円というような評価額になるものでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） そうしますと、この調整池は、池、沼ではない、に該当しないということになるんですかね、税務課長のご判断では。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（山口明一君） ここの土地につきましては、先ほども申しましたように、当然、池、沼という地目であればそういうような取扱いになるんですけれども、固定資産税の台帳上でいきますと、宅地、それから公共用地というような位置づけでございまして、そのような評価になるというように認識をしております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） いま一つ、ちょっとよく分かりませんが、ちょっと次に建設計画課長に伺いたいと思うんですけれども、当該調整池は、今、税務課長もおっしゃったように面積2,691.75平米ということですね。坪当たり8万5,000円になっているのかな。鑑定評価もされていると説明されております。以前に産業建設常任委

員会だったかな、で伺っております。当時の区画整理組合からは、町の雨水排水計画が遅れているから、組合は調整池を造らねばならないと、町の責任だと一部の人がから厳しく迫られたと言われておりますけれども、このことは事実でしょうか。お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当時、そのようなやり取りがあったということについては、当時の記録には残っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 高井課長がそこに居合わせたわけではないけど、記録として残っているということですね。専門の鑑定士の先生にお話をお聞きしましたところ、一般的に池、沼の評価というのは、ケース・バイ・ケースではありますけれども、宅地の1割か2割が評価としては通例ですとおっしゃっております。多くの場合、これは事実でしょうか。お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 大変申し訳ございません。その辺はちょっと認識不足でございます。ただ、この用地につきましては、税務課長申しましたように宅地ということで、保留地に暫定的に調整池があるという位置づけで当時も進めていたようでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 当時、この区画整理組合さんは、保留地処分がなかなか思うようにいかずに、この購入額を出さないと最終決算ができない、そうした状況であるというふうに前任者から聞いてはおられないでしょうか。お尋ねします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 基本的に区画整理組合のほうがいわゆる保留地を販売されたわけなんですけれども、それが売れへんさかいに、ここを処分せなあかんというようなことは、前任者からも引継ぎは受けておりません。ただ、ここの調整池の土地が下流の雨水排水が繋がらんと宅地に造成できひんということは当時あって、それについて、なかなか町の雨水排水計画が進まへんかったということは聞き及んでおります。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） そこで、もしかしたら付度が働いたのではないかなと思ったりするわけでもございますけれども、今、税務課長おっしゃったように、ここが池、沼としてじゃなくて宅地として地目がなっていたとしましても、税務課長おっしゃったのは、平米当たりが1万6,051円ですかね。というので、8万5,000円とは大きな開きがあるわけなんですけれども、今現在、もしも一般住民団体さんが鑑定評価を自

腹で、私費で今、実施されたら、これはいくらかというのは歴然と分かる話だとは思いますが、購入額が妥当であったかという問題も残るといふふうに思います。

この土地については、怪しい点がほかにもございます。購入された土地が、以前言われたとおりの目的な方向に進んでいないことも分かってまいりました。もともとの場所は大窪岡本団地の代替用地でということになっていたからこそ、町営住宅の建設整備基金を用いているわけでございますけれども、公営住宅建設の計画に向けて、全く進んでおりませんね。というのは、平成30年3月定例会の産業建設常任委員会におきまして、このときは委員長が中西佳子議員で副委員長が私でしたけれども、当時、副委員長であった私から、新しい町営住宅建設の予定はありますかという質疑をさせていただきましたけれども、建設計画課長よりはっきりと、新設は考えていないと言い切って答弁をされていらっしゃいます。総合計画や住生活基本計画にも全然上がっておりません。総合計画、どこを見ても新しい町営住宅を造るとは書いておりませんのでね。

こういった実態を見ておきますと、基金の流用はおろか、住民を欺く住宅施策と言っても過言ではない大問題であると思っておりますけれども、担当課長、この問題をどういふふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。高井課長、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 確かに当時の課長の答弁で、大窪岡本団地の代替地やということはおっしゃっております。それで、議員言われましたように平成30年の委員会で建設の予定はあるのかということで、ございませんという回答もしていたところでございます。ただ、購入した目的については、当然、公営住宅の建て替え用地ということでございますので、計画として具体的に整理ができていないのは事実でございますが、現在も位置づけとしてはそういう位置づけにあるといふふうに認識しておりますので、できるだけ早い時期に下流の雨水排水整備のほうを済ませて、用地として使える状態にまずするというのが、まずもって一番かなといふふうに思っております。そこへ町営住宅を新たに建て替える云々の話については、昨今の公営住宅の事情等もございまして、必ずそこに建て替えますというようなことは、あるかどうか分からんにしましても、いずれにしても、現状等を見ながら必要であれば建てていかならんといふふうに考えますし、その辺についてはしっかりと検証していきたいなといふふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 10月の決算委員会で町が説明しておりますように、雨水排水計画というのは早くとも令和8年から着手といふふうに伺ったと思っておりますけれども、そうすると、これからもこのまま塩漬けの状態が続くということは、どなたに責任

が一体あるんでしょう。この辺どう思っているか、お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 誰に責任があるかということなんですけれども、当時、区画整理をする段階で雨水排水の計画はあったふうに聞いております。それが諸事情によって遅延して現在に至っているということでございますので、それを進めてこなかった町のほうにも責任はあるのかなとは思いますが、現時点では、できる限り早く整備をして、当初の目的に合った形に戻すというのがまず先決かなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 町のほうにも責任があるということは、つまりその当時の町のトップに責任があるということで間違いはないですね。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当時のトップに責任があるとかそんなじゃなくて、基本的に町は進めるべきことが遅延したあるということが町の責任かなというふうに思います。いろいろな事情があったにせよ、ほかの方法を考えたりするのも1つ方法やったかなというふうには思いますが、トップの責任かという、そこは何かとも答えようがないです。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） なかなか返答しにくいことをお尋ねしたわけでございますけれども、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、基金についてですけれども、例えばいろいろな基金がございますけど、財政調整基金というのは用途が自由になっておりますけれども、この町営住宅の建設整備基金というのは用途が決まっているというふうに私、認識しておりましたけれども、町営住宅の建設計画あるいは整備計画以外に使ってよろしいんですかね。この辺、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 条例上は、いわゆる町営住宅の建設に使うということでございまして、今現在、基金を使わせていただいているのは現町営住宅の大規模な修繕等に係る工事請負費、それから通常の修繕費にそれを使っているということでございます。当然、この先、町営住宅を建て替えるなり、大規模な改造をする場合はこの基金を活用するという形になるかと思えます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） この調整池、もともと購入されるときに原資というのの中には、この町営住宅建設整備基金は含まれていないんですかね。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 当時の暫定調整池を購入したときに、基金は使っていないかということですか。いや、基金を使って購入をしたというようなことでございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） では、用途が限定されている、町営住宅の建設整備にしか使えない基金を使って購入したところに町営住宅を建てなくて、ほかの用途にこの土地を使ってもよろしいんですか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 基本的には、今、議員言われたように、町営住宅しか使えないと思っています。ただ、先ほども申しましたが、ずっと自分も、昭和63年に今の内池団地を建ててから、住宅にずっと関わっていますが、当時と随分、入居希望者のニーズのほうも変わってきておりますので、基本的には考えていかならんのは、今のニーズに合わせた形で、ただ単に町営住宅を建てるだけの目標なのか、いろいろな意味で住宅に困窮される人のために使えるようにするのかの辺も含めて、当然、条例のほうは整理していかなあかんのですけれども、町営住宅にしか使えへんというような基金であるのが本来どうなんかなというのは、思っております。ただ、現段階では、条例では町営住宅でしか使えないということになっております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） かつて憲法に対して解釈改憲だとおっしゃっていた政党もございますけど、ということは解釈改条例ということではございますか。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 今の条例を変えん限り、ほかには使えへんわけですので、その辺については、これからいろいろな検証をしていかならんのですけれども、もっと幅広く使えるような基金として考えていくのも、ひとつ考えなあかんのかなというふうに思っているということではございます。今の条例の解釈を変えて使おうとかいうわけではないです。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） ということは、条例を変えるまでは、町営住宅を建てること以外には使い道のない土地ということではよろしいんですかね。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（高井晴一郎君） 現時点ではそうだと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 平成18年当時は私、まだ議員ではございませんでしたので、先の決算委員会でこの問題が取り上げられまして、内容を知って非常に驚きまして、

当時からのことを調べましたり専門家の先生の話を知ったり、またさっきちょっと話したようにインターネットでも調べてみて、本当にあきれております。正直に言いますと、これまでの町の説明の変遷にも憤りを覚えております。午前中の齋藤議員の一般質問でも、政治家や公務員の発言にうそがあってははいけませんとありましたように、やっぱり町営住宅を建てる目的で買っておきながら、しかも7,000万円近いお金を出して買っておきながら、塩漬けになっているというのは非常に大きな責任があるのではないかなというふうに思っております。

今、お話ししたように、町営住宅の建設整備基金というのは、使途目的自由な財調とは違いまして、これ以外に使うことができないという基金なんですね。それゆえ、それを財源として購入した不動産は、町営住宅建設以外にはもう使えないわけですから、ずっと条例なり変えるまではこのままということになっちゃうわけですね。この問題は、一般質問が終わったらやれやれでこれで終わりというわけではなくて、今、堀江町長になられてから振り返り会議をやっておられますので、そんなことはあり得ないと思っておりますけれども、今後もしっかりと調査を継続していただいて、なぜこんなことになったのかと、その責任の所在も明らかにして、調査の結果を町民の知るところとしていただきたいと思いますので、この点をお願いいたします。私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 大変お疲れのところ、最後の質問者になりました。テーマは1つです。3つに分けて書いていますけれども、基本的にテーマは1つですので、分割という形を取るためにこういう形を取らせてもらいました。もう時間も大分来ておりますので、取り急ぎ始めたいと思います。

11月5日付の中日新聞と、それを基にした全国紙各紙が社会面で報道をしました。滋賀版ではないということです。その内容はどういうことであったのかというと、今年6月、日野町教育委員会の担当者が、滋賀県教育委員会に提出する教員の在校等時間、つまりクラブ活動とか家庭訪問とかも含めてということですね。在校等時間の記述に、土日など休日出勤の報告データを削除して提出するよう、各校宛ての文書管理システム、パソコンの、だからいわゆる紙ベースの文書ではない文書管理システムに掲載したことが分かったというふうに、新聞各紙が報道いたしました。このことは、学校における働き方改革と関わって大きな問題なんですけれども、なぜこのようなことが起こったのかという本質を捉えていない新聞記事も多く、私はかつて学校現場におりましたので、このような記事の背後の事情とかが半ば分かるような部分はあるんですけれども、その記事によると、ほとんどが町の教育委員会、とりわけ担当者を非難するような、しかもそういうセンセーショナルな記事になっていると。日野町教育委員会というのは何ということをしているんやと。全国紙で

それをやるわけですね。

そこで、この件を通して、教育現場に今、何が大事なのか、どういうふうにしていったらいいのかということテーマに、お伺いをしたいと思います。

1つ目ですけれども、まず、なぜこのような指示が担当者から出されたのか、そのいきさつをお伺いします。

2つ目ですけれども、2018年に成立しました働き方改革関連法では、時間外労働の上限を月45時間かつ年360時間という、それを原則と定めて、学校における働き方改革を基にして、教育現場でも今年の4月から、この上限を目標として掲げています。これは文科省の通知という形で出てきたものなんですけれども。県教委やインターネットサイト、これはインターネットでも取り上げられているわけですけれども、県教委は報道では趣旨に反するものだ、インターネットサイトでは労働安全衛生法違反だなどというような形で指摘をしております。これらの指摘に対して、教育委員会としてどのようにお考えかをお伺いいたします。

3点目ですけれども、こうした事態を受けて、町の教育委員会は教育長を減給、次長と担当参事を文書訓告に処するというふうに先日、決められたわけですけれども、報道によると、これは朝日新聞の報道なんですけれども、校長会でもカウントしないと確認し合ったというふうにあります。ということになれば、校長会の責任も免れないのではないかとこのように思いますが、その辺りの見解を伺います。

また、それぞれ処分ということですから、その理由があるわけで、それぞれの処分の理由、これは決して出された処分が重いか軽いかということを問題にするのではなくて、処分の理由をお伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 4番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。教育長。

教育長（今宿綾子君） 加藤議員より、休日の出勤のデータの削除問題につきまして、問題の捉え方について、ご質問をいただきました。

指示を行った経緯でございます。まず、令和元年12月、ちょうど1年前になりますが、働き方改革の総合的な方策の一環としまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律、略して給特法と呼ばせていただきますが、この給特法の改正がございました。この法律の改正によりまして、各地方公共団体につきましては、公立教育職員の業務量の適切な管理をすること、加えて健康および福祉の確保を図るため、条例等の整備をすることが求められています。そして、滋賀県からは令和2年3月に、県条例の改正と方針が示されております。日野町におきましても、これらのことを受けまして、日野町立学校の管理運営に関する規則の改正を令和2年4月1日に行ったところでございます。

こうした経緯の中で、日野町教育委員会では、教職員の勤務時間の状況について、学校からの報告を取りまとめて県に報告をしていたところでございますが、各学校から提出されてくる土日、祝日の報告にばらつきがあったために、提出する資料から土日、祝日のデータの削除をするように、管理職に対して今年の6月30日に文書により指示をしたというものでございます。平日の統計資料として整合性を図りたいという思いからでありましたが、教職員の業務量を適正に管理すべき立場にあるものとしまして、制度の理解が十分でなかったと言わざるを得ない指示でございました。

2点目のご質問でございます。このような指示は、教育職員の業務量の適切な管理を逸脱するものでありますし、不適切な指示であったと深く反省をしております。各学校におきましては、電子データおよび部活動の記録としまして、特殊勤務実績簿というものがございます。そうしたものが保存されていますことから、ご質問にありました、労働安全衛生法第66条の8の3に明記されています労働時間の状況把握はどうかということにつきましては、学校に保存されています資料で、改めて把握しているところでございます。その資料を基にしまして、修正、是正すべきことは即座に行ったところでございます。

次に、3点目のご質問でございます。処分についてはどうかということですが、平成31年3月に、同年の4月から導入しました勤怠システムというものがございます。この使い方、運用などについて、具体的な入力方法ですとか操作の仕方を決めているところでございます。それまでは、教職員の出勤につきましては、エクセルシートに各自入力をしてもらっていたというところでございましたが、この導入後は、校務パソコンを開いたり閉じたりすることによってログインすることで、出勤ですとか退勤の時刻が自動的に記録されるようになりました。これによって、教職員の勤務形態に近い形がパソコンに入力できるようになったというところでございまして、このシステムの導入は、出勤の記録として、教職員の働き方が正確な記録として残りますし、可視化できると、可視化された記録を見ることができるというものでございました。そのことによって業務量の偏りを確認したり、業務の平準化を図ることなどに役立つものになりましたので、これまでのエクセル表を作成していた教職員の負担も軽減できるものになると、働き方改革の環境整備として導入できたものでございます。

また、町では先に述べました給特法を受けまして、令和2年4月1日に日野町の学校の管理運営に関する規則を改正しましたがけれども、教育委員会としてその直後に規則改正の趣旨を管理職および教職員一人ひとりに理解していただくよう、もっとしっかりとそのことを伝えるべきであったと反省をしております。そのような制度というものをしっかりと周知しておれば、今回のような間違った指示文書は発出

していなかったものと考えております。

処分についてでございますが、担当職員につきましては、制度の理解が十分でなく、誤った指示をしたこと責任として、また教育次長につきましては、不適切な指示を発出したことを見逃すなど、管理監督責任が十分に果たせていなかったことから処分をいたしました。また教育長、私につきましては、教育委員会部局の長として、所属職員の管理監督責任により、1か月分の減給とされているところでございます。

なお、町内の学校長に対しましては、問題の所在を明らかにするとともに、今後は教育委員会と学校現場が一体となって、教職員の働き方改革に一層取り組むということ、そして所属職員を管理監督する校長としての職責を果たすように訓示をしたところでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 再質問をさせていただきます。今、問題の捉え方ということで質問させていただいたんですけれども、教職員の世界では、子どもやとか保護者を取り巻く社会の変化で、よく言われますように長時間過密労働というのがもう、今日では当たり前になってきていると。文科省の働き方改革から少しはましになっているのかもわかりませんが、そのしばらく前までというのは、本当にひどい状態であったと。しかも時間外の超過勤務というのは命じられたわけではありませんから、時間外手当というのは支給されない。そういう制度なんですね。そんな現実の上に働き方改革を唱えられても、現場の教職員や、管理職も含めてですけれども、そういう人たちはもう、むなしいだけやと。だから、そういう意識が多く現場の教職員の中には渦巻いているというのが現状だというふうに思います。何が働き方改革やと。健康が大事やさかんに、上限はこれこれですというふうに言うけれども、結局、何にも、時間外手当をどうするかとか条件整備をどうするかとかいうことは、何も言われていないというふうな中で、働き方改革の一環として、給特法というんですけれども、一番最後のページに法律の条文をつけさせてもらいました。昭和46年法律第77号ということで、私が教員になるまでのことなんですけれども、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法という、非常に長ったらしい名前の法律で、先ほど教育長がおっしゃったように、一般にはこれを略して給特法というふうに読んでいますけれども、この法律にそもそも多くの原因があるというふうに教員は皆、考えています。

この法律はどういうところが特色があるかというところを見ていただくと法律ですのでややこしい文章なんですけれども、義務教育の小学校、中学校、高校等なんですけれども、その第3条のところを見ていただくと、教育職員にはその者の給料月額100分の4に相当する額を基準として、条例で定めるところにより教職

調整額を支給しなければならない。これは一律です。超勤をしたか、しなかったかとか何時間超勤をしたかということには関係せずに、その者の給料月額の100分の4、つまり4パーセントですけれども、4パーセントを教職調整額として毎月支給をします。だから、2項で、教育職員については時間外勤務手当および休日勤務手当は支給しないという、これが言ったらこの法律の基本的な線なんですね。そういうふうになっていると。そういう中で給特法が改正されて、働き方改革をやりましょうと。時間外勤務の上限目標が決められました。上限目標の設定というのは本来、時間外勤務をなくするためのステップとして機能させなければならないはずなのに、現実にはどうなっているかという、これは上限ですから、そこまではいいよというふうに捉えられてしまっている。これは教員の世界に限らず、働き方改革を打ち出している政府や財界でも、基本的に民間の企業でもそうやと思うんですが、そこまではいいよという意識で機能してしまっています。

一方、現場の教員はどうかといえば、上限目標というのは実態とはもう大きくかけ離れていると。月に45時間なんていうのは、現実とはもう大きくかけ離れている。正確に報告しても給料には影響しない。さっきも言いましたように給特法の項目自体は変わっていないわけですから、仮に超過勤務を45時間しましたよというふうに報告しても、実際には60時間やりました、70時間やりましたというふうに報告しても、全然給料には影響ないわけです。だからこれが現場にも教育委員会にもやっばり共通する意識だ。だから、先ほど教育長がおっしゃったように、資料としての整合性を図りたいという形で、そういうふうを考えてそういう指示を出したとしても、それはある意味では分からないことはない。ただ、資料としての整合性を図りたいということであれば、本来、土日分も含めて全データを報告しなさい、本来こうあるべきでなかったんじゃないか。その辺りはもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、労働安全衛生法にいう労働時間の状況把握は、パソコンへのログイン、ログアウト、あるいは部活動記録、特勤実績簿で明らかであるというふうなご回答をいただきましたけれども、パソコンへのログイン、ログアウトというのは、例えば家庭訪問の場合なんかやったら、実証されないわけですよ。家庭訪問から帰って、また学校へ戻ってというケースがないわけではないかと思うんですけれども、それこそもう、家庭訪問からそのまま家へ帰るというふうなケースもありますし、校外指導なんていう場合も、恐らくパソコンをログアウトしてからなんだろうというふうに思うんですね。部活動は、これも近年ですけれども部活動記録という形で、若干の手当もあるという形で反映されるようになったんですけれども、それでもきちんと反映されているのか。インターネットで指摘をした方がどうも言われるのは、この辺りを非常に重視しておられると。働き方改革というのは、それぞれの一人ひとりの健康管理を基にしていることじゃないか。それなのに、そんないいかげんな

ことで、これは労働安全衛生法違反だというふうな指摘を、最初に中日新聞で出ましたので、だから中部地方の方がそういうことを、全然どういう方がよく分からないんですけれども、たまたま名前は加藤という人のようなんですけれども、私とは全く何の縁もゆかりもない人なんですけど、そういうふうな方が言うておられるのはそういうことの辺りのようですね。だから、その辺、どういうふうに考えるのか。パソコンへのログイン、ログアウト、あと部活動記録であればそれで正確だというふうに言えるのかどうか、反映されていると言えるのかどうか。

それから、3点目ですけれども、朝日新聞の報道によれば、土日の扱いについて、教育委員会が招集する校長会で質問があって、土日の扱いはどうしましょうという、どうも質問があったようですね、この新聞報道によると。そうすると、その際にカウントしないというふうにみんなで確認し合ったというふうな様子書かれています。そういうふうに読み取れる内容です。こうなると、教育長も単に管理監督が行き届かなかったというだけではなくて、そういうことを指示したということになるんじゃないか。つまり、それは決裁を経ないでパソコンの管理システムに指示を流した担当者はもちろん責められるべきですけれども、教育委員会が校長会の場で、土日の勤務は報告しないというふうに決めていたとすれば、問題はそこにあるんじゃないか。その辺りの見解を再質問で伺います。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 加藤議員から再質問ということで、3点ほどあったところでございます。

教職員の働き方改革の一環で、法律が変わっていたのに、今回につきましては、そのことの趣旨は十分に理解せず、間違った不適切な指導をしたということでございます。おっしゃっていただいたとおりに、エクセルシートで統一するために、土曜、日曜の日を削除する、そんなことよりか、普通に打ち出してもらったものを、整合性を取るのであれば、そのような統計資料として出すのが当然やったというふうに思っています。ただ、あのときにつきましては、それまでの運用の方法が、土曜、日曜の考え方がそれでしたので、そのとおり、ばらつきがあったのにそれを、ばらつきをまとめるというような考えに至りまして、今回の指示になったところでございます。議員おっしゃるとおり、当然、趣旨を理解しておれば、土曜、日曜を出ている職員の全ての業務を統計資料として報告するのが一番よかったというふうに思っております。

それと、労働安全法の66条の8の3という表記でございます。こちらにつきましても、ログイン、ログアウトのこと、ログインと、また打刻をすることによって、電子的にデータがパソコン上に残るということは事実でございますので、その趣旨でございます。また、部活動の記録につきましても特殊勤務実績簿ということで把

握はできます。また、学校から家庭訪問であったり、そのような行っても当然、記録として校長なり教頭なりに報告して、どのような訪問で行っているかということ報告することになっていきますので、これにつきましても、精度は分かりませんが、メモであったり記録としてちゃんと残していったら、今後の積み上げとして残していくので、それを正確にすれば反映はできるというふうに思っておりますので、記録としては電子データと紙ベース、そのベースの中で把握はできるかなというふうに思っています。

今後につきましては、電子データで、部活動のほうにつきましても、平日以外にも、土曜、日曜のいずれかは対外試合に行ったり、現場へ直接行ったりする授業もごございますので、その辺のところにつきましてもできる限り電子データで打てるような仕組みをさせていただきたいと思っております。我々の役場の職員につきましても、今は出退勤につきましては電子データでやっているんですが、それも後日、出張なり行っていますとできませんので、もう1回訂正をすることができますので、そのような運用の中でしていきたいなというふうに思っておりますので、今後は正確なデータが出てくるかなというふうに思っております。それについては指示をさせていただきまして、今年についての訂正も、学校長を通じまして運用の仕方は統一をさせていただいたところがございます。

それと、校長会で決まったということでございます。こちらにつきましては、先ほど教育長が答弁していただいたとおり、それまでは学校の出退勤のデータというのは、全てエクセルシート、手作りのエクセルシートでこの日は何時に出勤した、何時に帰ったということで、手入力で統一をさせていただいたものなんですが、これもまだ当時は上手に動いていなかった部分もございますので、その中で平成31年3月の段階で、4月から新しく出退勤システムが入りますので、その入力方法をどうしようかというふうな中で、実際に校長先生らが、4月からそのシステムが入ったらどんな運用になるのかなという中で決めていただいたところがございますので、それで平成31年、令和元年については、当時はクラブ活動も出勤簿以外に特殊勤務実績簿のほうに明記をされておりましたので、実際、土曜、日曜はそっちで管理できるなということで、パソコンのほうの打刻というのはされなかったというふうなところがございます。ただ、これは令和元年のことでございます。令和元年12月に法律も変わっていますし、上限枠ができました。そのことで日野町の管理運営規則のほうも変わっているのが令和2年4月でございますので、その時点で教育委員会として規則も変えているわけですので、法の趣旨、そして、なぜ日野町の規則を変えているということ、教育委員会の私のほうがしっかりその辺を教職員の方に伝えて、その中で新しい運用はこうですよということをしつかりとアナウンスできなかったことによって、今回のことが遠因としてあるのかなというふうに思っ

おります。

そこで、法律が変わったので、今まで土曜、日曜はそのようなことでしてきたけど、4月1日はこうですよ、働き方改革の一環で、皆さんの健康と福祉を守らなアカンし、その辺のことをしっかり考えると、土曜、日曜もしっかり打刻して、それを報告をというふうな、そちらのほうに教育委員会が気づいて、しっかりとしていけばよかったというふうに思っております。平成31年3月は、校長会のほうでは運用、どうやってパソコンに打つのかなという、そのような運用の場所で決められたので、今回のこととは4月1日でしっかりと直すべきやったというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 今の処分の問題については、後の、また最後の項目で関連してもう一度質問をしたいと思っておりますので、取りあえず2つ目の部分、現場の実態とことがらの根本的な背景というところに進めたいと思っております。さっきも申しましたように、マスコミの報道などは、なぜこのような指示が行われたのかという本質に踏み込んでいません。インターネットの方もそうです。かつて教育現場にいた者として、学校から時間外勤務、長時間過密労働をなくすためには何が必要なのか、どうあるべきかという観点からお伺いをしたいと思います。

この間、県教委に報告をした期間ですけれども、小中学校教員の時間外の在校等時間および休日、つまり勤務を要しない日ですけれども、における勤務時間を、県の教育委員会に、それぞれどのように報告をされたのか、実数ですね。それからシステムや本人からの報告によって明らかになった勤務実態はどうなのか。平均とか総数とかいう形で結構ですので、お伺いをしたいと思います。

加えて、この間、ちょうど問題になっている間、報道された期間というのは、コロナ禍という特殊な状況下でありましたので、その点を考慮して、昨年1年間における実態、学校差等を考慮して、これも総数と1人当たりの平均みたいな形で結構ですので、それをお伺いしたいと思います。これが1点目です。

2点目、長時間勤務とかの辺と関わってですけれども、年次有給休暇が教員の世界ではどうなっているのか。年次有給休暇の消化率についてお伺いをしたいと思います。

3つ目ですけれども、先ほどから若干触れていますように、今回のことがらの根本にあるのは、1971年、昭和46年に制定されました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が根本にあります。この給特法では、先ほども申しましたように教員の業務は計り難い、計量し難いんだと。家で採点をしたりとか、今日ではもうそれはするなというふうに言われているんですけれども、仕事の持ち帰りとかいうこともありますので、計量し難い。だから、この

法律が制定されたときの趣旨は、給料月額の4パーセントを教職調整額として一律に支給する、時間外手当は支給しないとしたことに原因があるというふうに私は考えます。クラブ指導とか居残り指導、あるいは採点、教材準備、保護者対応等々の時間外勤務も、法的には全て、これは命じられたものではなくて自主的にやっているものだ。法的にはそういうふうになる。クラブ活動手当がつくようになったのは、先ほど申しましたように近年です。だから、法的には計量し難い時間外勤務というものを、4パーセントの教職調整額で充当している。だから現場の教職員の多くは、校長先生など管理職も含めて、僕はさらに言えば教育委員会の教員身分の職員の方なんかも、教育長さんなんかもそうなんですけれども、恐らく子どものことを思えばもう、超勤せざるを得ない。しかし、いくら超勤しても給料には関係しない。ならば、その時間外勤務の時間を正確・詳細に報告することはあまり意味がないみたいな意識があるんですよね。私自身もそうでした。だから、今日、時間外勤務がどれだけしたんやって、ほんなら、それこそ1分1秒を正確に報告したって何にも変わらへんわけですから、そういう意識が教職員の中には多い。だから、そのことによって監督官庁へとか管理職に、おまえ、ちょっと働き過ぎやぞと、45時間が目標やいうのに何でほんなぎょうさん働いてんのやと言われるぐらいやったら、その枠内の数字でええやないかというような意識になってしまうんじゃないか。そういう意識が、現場やら校長先生も含めて、あるんじゃないかというふうに考えています。その辺の見解をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 現場の実態とことがらの根本的な背景についてご質問いただきました。

まず、1点目の勤務実態についてでございます。まず、その実態につきまして県への情報提供を4半期ごとに行っておりまして、今年の7月と10月に3か月をまとめて提出をしております。今回は、改めて在校等時間の定義に基づいて資料の訂正を行ったところです。11月24日に再提出を済ませております。今年度はコロナ禍における特殊な状況でございましたが、4月、5月の臨時休校の影響を受けておりますので、昨年度と比較しますと、月当たりの超過勤務時間が45時間を超える者は非常に減少しているというところでございます。また、4月から9月まで、上半期の平均を出しましたが、ここでは1人当たりの平均超過勤務時間で比較をいたしますと、小学校では昨年度が46.82時間に対して、今年度は39.21時間でございます。中学校におきましては、昨年度が73.97時間に対しまして、今年度は55.51時間となっております。なお、1年間の平均超過勤務時間は、昨年度については、小学校が44.43時間、中学校が66.38時間でございます。

2点目の令和元年の年次有給休暇の消化率のご質問でございますが、平均取得日

数で報告させていただきますと、小学校が9.1日、中学校が9.2日でございます。

また、3点目のご質問についてでございます。教育職員は公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律、給特法によりまして、超勤4項目と申しております。この4つと申しますのは、生徒の実習の関連の業務、また、2つ目が修学旅行等の学校行事、そして3つ目に職員会議、4つ目に非常変災等、緊急やむを得ない業務については、校長は勤務を命ずることができる、しかし、この4項目に限るといふようなことが取り決められているわけなんですけれども、それ以外は各教職員が自主的に行っている活動と解釈されまして、そもそも時間外勤務手当という概念はありません。このために、時間超過なども気にしないで子どもたちのためにやるべきことに力を入れるといふような考え方は、現場の多くの教職員は持っているというふうに思います。しかし、給特法が改正されまして、教職員の働き方が変わっていかうとする世の中において、教育委員会、学校の管理職、そして教職員自らの意識改革が必要と考えています。社会の仕組みが変わろうとしている中で、今回のような指示をしたことはもう、本当に世の中に逆行するものでございますし、改めて深く反省をしているところでございます。

なお、今回、県に提出した資料につきましては、一部の新聞報道にあったように、上限枠である45時間を意識して少なく見せようと指示をしたものではございません。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 再質問をさせていただきます。今、教育長からお伺いした数字、今年度の数字が出されましたけれども、これは再提出されたものというふうに思われますが、はじめに提出したものは、まずどういうものであったのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。それが1点目です。どれぐらい違いがあるか。

それから、文科省の調査が、この間、働き方改革と関連してされています。文科省の調査によると、全国の先生方は、小学校、中学校なんかは朝の勤務開始時間より平均で45分早く職場に来ておられると。45分早く職場に来て教室を見、授業の準備をし、校外指導をし、訪問指導するといふようなケースがほとんどだと。平均がそうだと。平均が45分早いということはもう、1時間以上早く来ておられる先生方が何人もいらっしゃるということ。放課後は会議がありますね。それから中学校であれば部活動が多くを占めますし、教材準備や採点等々、あるいはそこへ保護者が来校してくる。家庭訪問もある。そうすると、月に46時間とか73時間というのは、やっぱりそれはもう、控え目な数字やなといふふうに思われるわけです。だから、上限枠を意識して少なく見せようと指示したものではないといふふうにおっしゃるならば、そこら辺なぜカウントしないといふふうに申合せをしたのか。その辺りも気になる部分です。その辺りの教育委員会のお考えを伺いたいと思います。

これと関わって中日新聞の記事では、内田良さんですか、名古屋大学の准教授の言葉をその記事の中に引用されておられるんですけども、一般教員の中にも自主的に勤務時間を短く記録する事例は各地で起きていると。このように大学の准教授がおっしゃっておられる。つまりそれが実態だと。その記事は、それはあるんだけども、教育委員会が指示しているというのは異例やというふうに、また、そこにあるんですけどね。上限を超えてはまずいという自己規制があるからこそ、そういうふうになるんじゃないかというふうに内田先生はおっしゃっておられる、どうもそういうふうに取り取れます。だから、整合性を取るだけやったら、さっきも申しましたように、全て報告でもよいはずなんですけれども、そうしなかったというのはやっぱり上限枠を意識しているというふうに考えられるのではないかな。これを改めて、もう一度お伺いしたいと思います。

それから、2番目の年次有給休暇の消化率の問題ですけれども、年次有給休暇は1年20日です。それが9.1日とか9.2日ということは、50パーセント以下です。取りたくても取れないというのが現状ではないかというふうに考えられる数字です。働き方改革が行われる前は、例えば民間なんかやと年次有給休暇を余らしておくとかあかんで、それを換金するとか、あるいは何とかして使えというふうなことやらも一部にはあったような話を漏れ聞きますけれども、学校現場では別にどうなってもいいわけで、取っても取らなくてもいいわけですから、恐らくそれで9.2日というのは、恐らく取りたくても取れないというのが現状じゃないか。その辺、もう一度、見解を伺います。

それから、給特法の問題ですけれども、教職調整額4パーセントというのは一般の方にはなかなか分かっていただけないあれやと思うんですけども、何で教職調整額は4パーセントなのか。法が制定された当時、昭和46年、1971年ですけれども、当時の教員の平均残業時間は月8時間やと。だから、これに見合う額が本給の4パーセントやということが根拠にされたというふうに言われています。だから、その当時の教員の平均残業時間は月8時間やから、これに見合うとすれば本給の4パーセントぐらいやと。その当時から8時間かということやはあったようなんですけども、それでもそういう形でみなされた。給特法というのは教員の働き方を大きく規定した法律で、計量できる時間外勤務というのをもたくさんあるわけですよ。そういうものもただ働きをさせているというのが問題。そういう問題の大きい法律なんですけれども、使命感を優先させて、多くの教職員が奉仕して働いている、使命感で働いている。お金のことなんか問題にしないで働いている。それが現状ですね。そういうことについて、どのようにお考えなのかということも、もう一度お伺いします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） それでは、加藤議員より再質問を頂戴いたしましたので、お答えをさせていただきたいと思えます。

今回、土曜、日曜を除いた最初のデータで提出したデータと、先ほど教育長が答弁しましたデータは訂正後なので、比較はということございまして。小学校の教員につきましては、ほぼ、土曜、日曜が少のうございまして、比較してもそう大きな差異がございませぬので、中学校のデータで報告をさせていただきたいというふうに思っております。

4月、5月はコロナ禍の状況もございまして、ここでは7月、8月、9月で報告をさせていただきたいと思っております。7月ですと45時間を超えた者が32人でございまして、訂正しますと45時間を超えた者が34人でございまして。そして8月でございまして、8月につきましては、45時間を超えたものが5人でございまして、8月は45時間を超えた者が16人変わっております。9月につきましては、45時間を超えたものが25名でしたが、訂正をしたデータでは32名となっております。いずれもクラブ活動のデータを反映させますと増えているというところございまして。

それと、文科省の調査によって、45分ぐらい早く来ているということございまして。これは現実的に学校の先生は早く来てはる方が多いというふうに思っております。私も子どもさんの立番を学校の前でさせてもらうときがあるんですが、7時半から7時45分ぐらいにかなり子どもさんが学校に登校されますので、その時間に見合うような中で学校の先生方が個々に来られておりますので、本当に早い時間から学校に来ていただいているのは現実でございまして。各ご家庭につきましては、安全な時間帯に通学するようにしていただくと、そのような時間帯に時間をかけてゆっくり確実に学校に歩を進めてくると、家を早い時間に出て学校も早い時間に着くということで、その間、通学指導であったり学校の受入れであったり、それを個々の先生が頑張らせていただいている現実はあるかと思っております。学校、教育委員会としても承知しているところございまして。

それと、3点目の上限を超えた報告を意識した、45時間の意識をしたということございまして、これはもっと単純なことでございまして、データを、土曜、日曜を平成31年の3月頃に合わせた入力方法でいっていた、それを今回も継続した考えの中でさせていただいたので、土曜、日曜のデータが各小学校間でまちまちであった、これそろえるというだけの思いでさせていただいておりますので、45時間を入れた方がたくさんいるので、そうしたら少なくともしようとかいうようなことは働かずに、単に土曜、日曜のデータを入力しなかつたようにまとめたというところございまして。

それと、年次有給休暇が中学校は9.2日、小学校は9.1日と、20日の年休が付与されます。繰越しを入れてみますと、大体平均して小学校で年間36.2、中学校で38.4

の年休の期間がございますが、その中でも、9.1であったり9.2でありますので、そのような休みが取りにくい状況は確かに現実的にあったのかなというふうに思っております。

それと、5点目の4パーセントにつきましては、私も詳しい経過を今、加藤議員さんから教えていただいて、当時の時間外が8時間ということの中で4パーセントというのは、私もそのようなことは聞いたことはあったんですが、明確に今、教えていただいてありがとうございます。不勉強でございます。学校の先生方につきましては、目の前に子どもさんがいる状況の中ではしていかなあかん、この子のために頑張ろうということ、大多数の教職員の方が思っていますので、その中で仕事のほう、教職員としての学習指導等を行っていただいたり、また家庭訪問であったり、家庭の様子などをお含めして、子どもたちが学びやすい状況づくりに頑張っているという実態があるということは承知しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 再々質問かな。年次有給休暇のことについては、今、補足していただいたように、繰越し分というのがあるわけですね。だから20日までは繰り越せる。だから最大限1年に取れる日数が、もし前年に1日も使わなかったら40日分あるわけですね。その40日分のうちの9日。先ほど次長さんがおっしゃったのによれば、36日ぐらいの中での9日余りだというふうなことです。やっぱりいかにね有給休暇が取れていないのかということがお分かりいただけるんじゃないかということが分かるかと思います。

それから、ちょっとほかの質問等にまとめて、3つ目の部分で総括的に伺いたいと思います。教育委員会の果たすべき役割と方向性という部分です。働き方改革では、適正な勤務時間を遵守するように迫っています。児童、生徒、保護者などの実態をどう捉え、増大する仕事をどう処理するのかという観点を欠落させている。そうして、言わなければならないんだろうということで教職員の健康管理ということ強調するばかりになっている。もちろん健康管理は大事であって、それはどうでもええとは言いませんけれども、そういう形での観点での遵守事項ですので、だから、それと関わってですけれども、日野町ではまだそういうことはあれじゃないですけれども、全国の一部のところでは変形労働制というふうなことを持ち出してきたり、あるいは勤務の適切な割り振りやとかいうことを提起しています。変形労働制というのは、忙しいときには長時間働いて、そして夏休みなんかはその分をまとめ取りをなささいというあれですね。これでは根本的な解決にはならない。ならないばかりか、問題をさらに複雑化して悪化させている。まとめ取りということがもう、大分前から言われたんですけれども、その頃から余計に夏休みも出ることが

多くなった。研修であるとか、何かそういうような形のことがすごく増えてきて、現実には夏休みやから暇やろう、昔はそういうふうによく言われました。先生っていうのは夏休みがあるからええな。教職員は夏休みがあるわけじゃないんですよね。基本的には夏休みであっても出勤しなければならないというふうになっているわけです。ところが、そういうふうな中で今は本当にもう、夏休みも冬休みも毎日出勤をして、そして子どもたちが来ている日と同じようにいろいろな仕事をこなしていかなければならないという今の状態です。

そういう中で、今回のコロナ禍を通して、全国的に少人数学級のよさが評価をされて、私も町内の学校の校長先生なんかにもいろいろお伺いしたところによると、大きい規模の学校では、やっぱりコロナのときに分散登校とかしたのはよかったですわというふうにおっしゃるわけですね。だから、人数が少ないということのよさが、町内の学校でも実感されていると。町内の学校、小学校の場合は、小規模校と、それから何クラスもある学校とがあるんですけども、そういう意味ではたくさんのクラスがある学校の先生にしてみたら、少人数学級のよさというのをすごく実感しておられる。

それから、今回、いろいろお聞きしている中で、支援員の先生をつけていただいた。それから、あるいは部活動指導の制度の導入とかも、現場ではやっぱり大変喜ばれています。したがって、今回の件を通して得られた教訓というのは、教育委員会は、校長先生や個々の教員から超過勤務の実態を正しく把握して、その解決のために、例えば少人数学級の実現を目指すとか、教職員の増員を図るとか、そういうように国や県に対して要望して真の解決を図ることが大事なんじゃないかということです。教育委員会はそれができる立場ですから、そういうことが必要なんじゃないか。教職員の健康管理を図るためには、そうした制度面での拡充というのは不可欠という観点で事にあたっただきたいですね。健康管理、休みなさいよ、休みなさいよって、私も現役のときによく言われました。休んだらええがなと言わはるんですけども、休むと結局、その穴埋めをすることがなかなか難しいという状況の中では、なかなか休めない。だから、健康管理をしなさいよというためには、やっぱりそういう制度面での充実、条件整備ということが不可欠だと思うのですが、その辺についての見解をお伺いします。

2点目ですけれども、コロナ禍で導入されました町単の支援員制度、今年度のみで終わらせることなく、来年度以降も引き続き存続拡充していただきたい。これは現場の校長先生も含めてのみんなの願いやと思います。ご見解を伺います。

それから、3点目ですけれども、国の制度改善。国はやっと少人数学級を、ちょっと俎上に上げてきたようですけれども、制度改善を待つんじゃないに、町単独事業としても、1歩でも2歩でも少人数学級あるいは加配、教員増といった取組をし

ていただけないか。その辺をお伺いします。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） 教育委員会の果たすべき役割と方向性につきまして、ご質問いただきました。

まず、1点目の質問でございます。これまでの学校教育におきましては、教職員が子どもたちのためという熱い思いや献身的な努力によって支えられてきたというのはもう、紛れもない事実でございます。本当に、先ほどから言っていたように、月45時間以内の超勤という、目標値としてもなかなか、現状と乖離しているということも実態でありますし、また、年休にしましても、長期休暇のときに取るようにというので、各学校でも管理職が進めてはいるんですけども、結果として九点何日というのが実態といたしますか、現状ではあります。しかしながら、このような教職員の長時間に及ぶ超過勤務が常態化していくということは、それこそ心身の不調を来すということも心配されますし、何よりも教職員が、本来の一人ひとりの子どもとしっかり向き合って学習活動、教育活動を行うというような時間も奪いかねないということになりますので、まさに働き方改革の狙いというのはどこだろうということでございますが、本当になかなか難しい中ではございますけれども、このような改革が言われると、教育の教員の世界にそのような風が吹くというのはもう、それこそ千載一遇の追い風かなというふうに私は受け止めてまして、まずは教職員がワークライフバランスをしっかりと取るということですか、そのために先ほどからおっしゃっていただいておりますように、環境をしっかりと整えるという両面から取り組んでいかなければならないというふうに思ってきたところでございます。そして、教員が情熱を持ち続けて健康的に働くことができるという目標を持って、学校における働き方改革を進めるというようなことで取り組んできていたところでございます。

それには、議員ご指摘のとおり、教職員の増員ということはもう、本当に願うところでございますし、いかに教職員が子どもに向き合う時間を充実するか、確保できるかといった、そのサポート体制の充実が必要であるというふうに思っております。

それから、2番、3番のご質問でございますが、これまでから働き方改革の一環として、学校の夜間ですとか土日の対応には留守番電話を設置いたしました。また、部活動の活動日ですとか活動時間を見直すといった改革に取り組んできたわけでございます。そしてまた、部活動の指導員を配置するといった整備に取り組んできたわけでございますが、今年6月から他の市町に先駆けて各学校に配置した学習支援員は、結果としまして地方創生交付金の対象となりまして、財源の充当ができました。そのおかげで充実した支援体制がしっかりと整ったということで、コロナ禍

で再登校した子どもたちへの支援ですとか、また消毒作業といったような業務も行っていただくということができまして、子どもたちや教職員の業務負担が軽減できたものと考えているところでございます。非常に、この学習支援員というの、学校現場からは喜ばれている配置でございます。

しかし、限られた町の財源だけでは、今年のような支援員の配置は難しいところだというふうに思っておりますので、加配の教職員や専門性の高い支援員等の配置を含めて、学校への支援につきましては、町村会、首長会や教育長会でも重点要望として上げていただいておりますので、今後とも引き続き、継続して要望していきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 現場のことをよく存じていらっしゃる教育長らしい答弁で、ありがとうございます。先ほど1つ目のところで、処分理由というのをお尋ねしました。後に保留しておいたんですけれども、担当者を誤った指示を出した責任だと、教育長や次長は管理監督責任、校長は訓示だと。さっきも言いましたけど、重い軽いを言っているんじゃないくて、そういう理由でいいんだらうか。今、コロナ危機の中で、10月末に文科省は来年度の予算概算要求で少人数学級の体制整備の必要性を発表して、大変大きな話題になりました。今まで文科省がそういうことを言うというのは、本当に画期的な事柄でした。コロナと関わってですけど、財務省のほうはなかなか、それをうんとは言っていないというのがあれですけども、少人数学級が実現をすれば、時間外勤務の是正には大いにつながります。単純に採点する数が減るといとか、もちろん単純な理由も大きいですけども、それだけじゃなくて、やっぱりいろいろな子どもたちに目が行き届くということは、すごく時間外勤務の是正につながります。

日本人は働き過ぎだ、とりわけ教師は働き過ぎやというふうによく言われます。だけど、好きこのんで働いているんじゃないというふうに思います。条件整備をしなければ教育はよくなる。条件整備を抜きにして、時間外勤務を減らすことはできないというふうに考えています。

先ほど教育長さん、千載一遇の追い風やというふうにおっしゃったんですけども、まさにそういうことだろうというふうに思っています。千載一遇のチャンスというふうに考えるときに、今回の行為は、その条件整備を進める絶好のチャンス、追い風やったのに、それに逆行する材料を提供してしまったという意味での問題性が大きいんじゃないかというふうに思います。時間外手当があろうとなかろうと、極端な言い方をすれば、健康管理を二の次にしてでもよい教育をしたい、よい教育を子どもたちに与えたいというような使命感に燃えた方が多いというのが、教員の世界やというふうに思うんですね。だから、そういう感覚からいうと、勤務時間、

勤務実態を過少に報告するという事は、教育条件整備を遅らせることにつながる。これはやっぱり重大な問題やと。ただ単に、だから間違っただけの指示をした、誤った指示をしたとか管理監督責任が十分でなかったということじゃなしに、先ほど言いましたように、教育長さんおっしゃったように、千載一遇の追い風のチャンスに、言わば逆行するような報告をさせた。つまり、それが今回の問題の一番の根本にあるわけであって、その部分を考慮しない処分というのは、私は非常に遺憾だというふうに思いますね。だから、そういう観点に立って、そんな処分理由というのはないかと思うんですけども、そういう千載一遇のチャンスをまさに逆行させるような処分であったという位置づけを教育委員会にはしてもらって、そして条件整備をとにかく頑張るんだ。ちょうど国もそういう姿勢になっているときに、何としてもそういう条件整備を前へ進めるといふ材料として使っていただきたい。

2番と3番の部分については、支援員の継続、それから教職員増員、少人数学級実現に向けて、先ほども申しましたように1歩でも2歩でも努力をいただきたいというふうに思います。最後にご見解をお伺いして、もう終わりにしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（望主昭久君） 加藤議員より再質問を頂戴いたしました。

教育長が述べたとおり、教員は子どもたちのためという熱い思いを持って、献身的な努力によって今までしていただいています。そのことの、言っていただいたとおり、働き方改革の条件整備をする1つのデータを法の趣旨に基づかずにしたということは、大変なことやなというふうに思っております。先生方もそのようなことを、健康で元気な体でないと当然、十分な学習指導もできないということがございますので、そのところをしっかりと教育委員会が指示・伝達をした中でしていくべきやったというふうに思っています。

先ほど申しましたとおり、校長会の話がありましたが、今年の4月に変わっているので、そこで私を含め、しっかりと法の趣旨が変わったことを教職員、そして日本の状況はこうやということもしっかり捉えた中でしていけば間違いなかったというふうに思っておりますので、先ほどの管理監督とかいう処分の内容でございますが、それ以前に、処分の書いている言葉の中には、法の趣旨をしっかりと理解をした中で進めていく、理解が十分でなかったということを明記もしておりますので、その辺、教育委員会としても肝に銘じてしていきたいなというふうに思っています。このことが全てでございますので、法の趣旨をしっかりと読んで理解をして、そして先生方の働き方を少しでも改善していくような正確なデータを提出するというのが一番でございますので、しっかりとしていきたいというふうに思っています。

それと、2番、3番の学習支援員の話でございます。学習支援員につきましては、本当に今年はコロナの関係で先生方も混乱いたしますし、児童生徒のほうも混乱を

しておりました。そういう中で寄り添うことが非常に大切やということも、先生方の話を聞いていますと痛感をしています。また、単純な作業でございますが、消毒であったり換気であったり、先生方が子どもに向き合う時間をサポートする支援員がしっかりすることによって、学校と教職員、そして児童生徒がうまく回るということも実感しておりますので、限られた財源ですが、原課としては、しっかりと予算を要求しながら必要性を訴えていきたいなというふうに思っております。

少人数学級につきましては、物理的に学校の形態であったりその辺のクラスの編成であったりで十分できませんが、その辺、さっき加藤議員がおっしゃっていただいたとおりに、新聞でも少人数学級のコロナ追い風というふうな見出しで大きく取り上げているところもございますので、その辺の制度改革であったり施設の改革であったりというのがあれば、町としてもそういうことの状況をしっかり見つめていきたいというふうに思っておりますので、今後も日本の状況であったり大きな世界の中で動いている中の日野町ということをつまえて、しっかりアンテナを張って、子どもたちの環境整備に努めたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） ご回答どうもありがとうございました。日野町の教育がよりよくなるように頑張っていたきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） ここで、建設計画課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

建設計画課長（高井晴一郎君） 先ほど後藤議員の質問に対する回答の中で、条例について改定するように進めるというふうに申し上げましたが、この基金につきましては、小集落改良住宅の関係がございますので、関係部署に確認した上で検討をさせてもらうということで訂正させていただきます。申し訳ございません。

議長（杉浦和人君） 以上で、通告を受けました12名の一般質問は全て終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、15日午前9時から予算特別委員会、午後2時から総務常任委員会を、16日には午前9時から産業建設常任委員会を、午後2時から厚生常任委員会を、17日午前9時から地方創生特別委員会を、午後2時から議会改革特別委員会をそれぞれ開き、委員会での審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。12月23日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

— 散会 19時04分 —